

平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の
実績に関する報告書

平成22年6月

国立大学法人
帯広畜産大学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名 国立大学法人帯広畜産大学
- ② 所在地 北海道帯広市稲田町
- ③ 役員の状況
学長名 長 澤 秀 行 (平成20年1月1日～平成23年12月31日)
理事数 3名 (内1名非常勤)
監事数 2名 (非常勤)
- ④ 学部等の構成

学部	畜産学部
研究科	大学院畜産学研究科 (博士課程・修士課程) 岐阜大学大学院連合獣医学研究科 (博士課程) (構成大学として参加) 岩手大学大学院連合農学研究科 (博士課程) (構成大学として参加)
全国共同利用施設	原虫病研究センター※
学内共同教育研究施設	地域共同研究センター、畜産フィールド科学センター、 大動物特殊疾病研究センター
教育研究支援組織	附属図書館、保健管理センター、大学教育センター、 全学研究推進連携機構、 イングリッシュリソースセンター、情報処理センター、 放射性同位元素実験室
技能教育組織	別科 (草地畜産専修)
その他	事務局

注) ※は、全国共同利用の機能を有する附置研究所等を示す。

- ⑤ 学生数及び教職員数 (平成21年5月1日現在)
- | | | |
|--------|--------|--------------|
| (学生数) | 畜産学部 | 1,153名 (10名) |
| | 畜産学研究科 | 151名 (37名) |
| | 別科 | 34名 (0名) |
| (教職員数) | 教員 | 136名 |
| | 職員 | 96名 |

注) 学生数の () 内は内数で留学生を示す。

(2) 大学の基本的な目標等

- ① 中期目標の前文
国立大学法人帯広畜産大学は、「実践的教育の充実」、「世界をリードする研究者の養成」、「地域社会並びに国際社会との連携」を理念とする世界最高水準の獣医・農畜産系大学を目指すため、以下の3つを基本的な目標とする。
- ・ 世界をリードする高度専門職業人の養成を強化する教育の充実を目指す。
 - ・ 環太平洋・アジア地域におけるトップレベルの獣医・農畜産学融合分野の学術研究拠点となることを目指す。
 - ・ 地域社会並びに国際社会の発展に幅広く資するため、教育、文化及び社会に係るニーズを的確にとらえ、個性や特性を活かした国際的水準の成果・専門知識の提供及び高度な技術の移転など強固な連携関係の構築を目指す。

- ② 本学の特徴
本学は、昭和16年に帯広高等獣医学校として創立し、昭和24年に国立学校設置法により国立大学唯一の獣医・農畜産系単科大学として設立された。以来、畜産学及び農業諸科学分野の増設、整備・再編を行い、昭和42年に大学院畜産学研究科修士課程を開設し、平成2年及び6年には、それぞれ岐阜大学大学院連合獣医学研究科博士課程及び岩手大学大学院連合農学研究科博士課程の構成大学として、高度な専門職業人や研究者の育成を担っている。

平成8年には、学内共同教育研究施設「地域共同研究センター」が設置され、民間機関等との共同研究など社会との連携を強化してきた。そして平成12年には我が国の獣医・農畜産系大学では唯一の全国共同利用施設「原虫病研究センター」を設置し、最先端科学研究の分野で世界に向けて着実に研究成果を挙げてきた。平成14年度に原虫病研究センター教員を中心とした研究組織が、我が国の生命科学領域において21世紀COEプログラム28研究拠点の一つに選ばれている。原虫病研究センターは、同プログラムにより推進した原虫病研究の成果が認められ、平成19年に3種類の原虫病 (ウマピロプラズマ病、ウシバベシア病、スーラ) に関する、国際獣疫事務局 (OIE) のリファレンス・ラボラトリーに認定されたほか、平成20年には、原虫病の世界的研究拠点としてOIEコラボレーティング・センターに認定された。さらに、平成20年度には前述の21世紀COEプログラムの評価・検証を踏まえ、本学の大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻教員を中心とした研究組織が応募した「学際・複合・新領域」分野において、グローバルCOEプログラム12研究拠点の一つに選ばれた。また、平成21年度に原虫病研究センターは、全国共同利用の制度改革に伴い、共同利用・共同研究拠点として新たに認定された。

平成18年には、我が国における緊急重要課題である「食の安全確保」に関する獣医領域及び畜産領域の融合分野の基礎研究開発、実践技術習得を目的とした食料安全保障に貢献する高度人材育成のため、大学院畜産学研究科に畜産衛生学専攻博士課程を設置し、平成20年には、「平成20年度大学改革」として、学部段階における獣医領域及び畜産領域の融合教育の展開を目的とした「学科

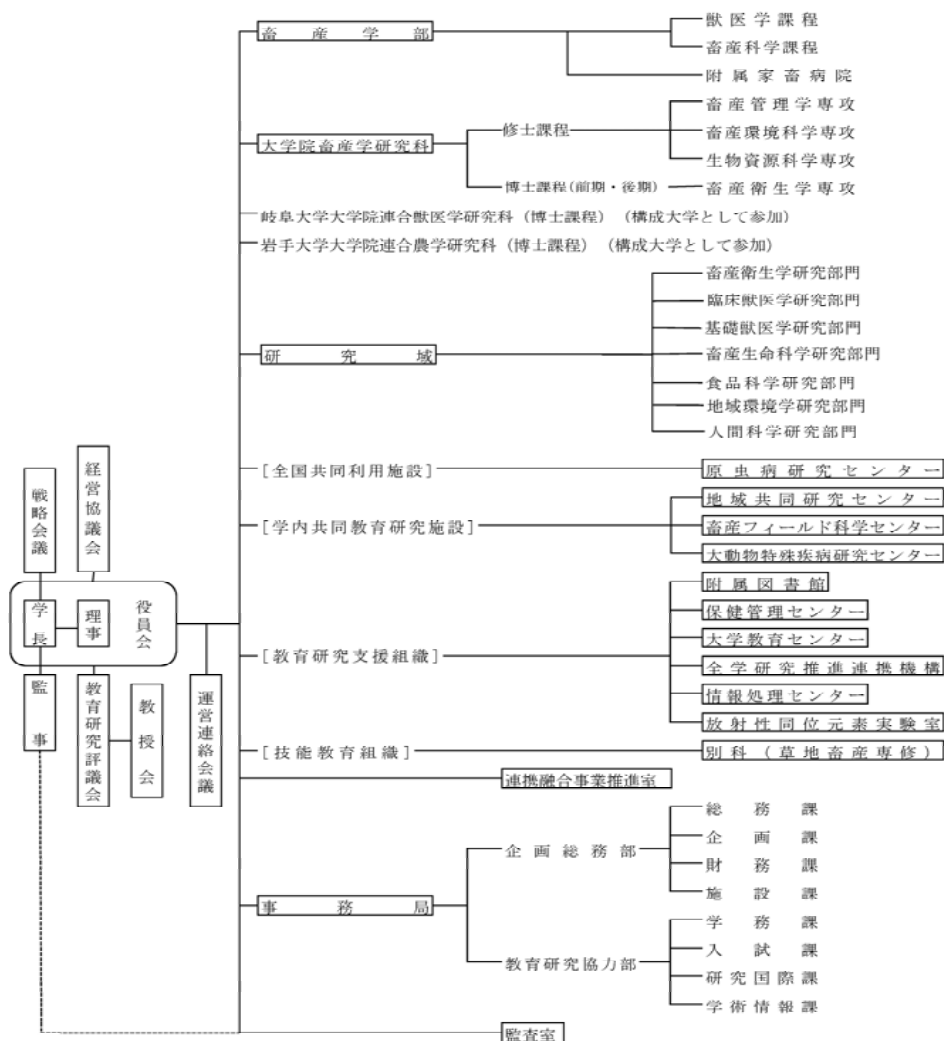
帯広畜産大学

制から課程制への変更」、学部・研究科を通じた一元的な教員所属組織として「研究域の創設」を実施し、教育研究組織の整備・充実を進めた。

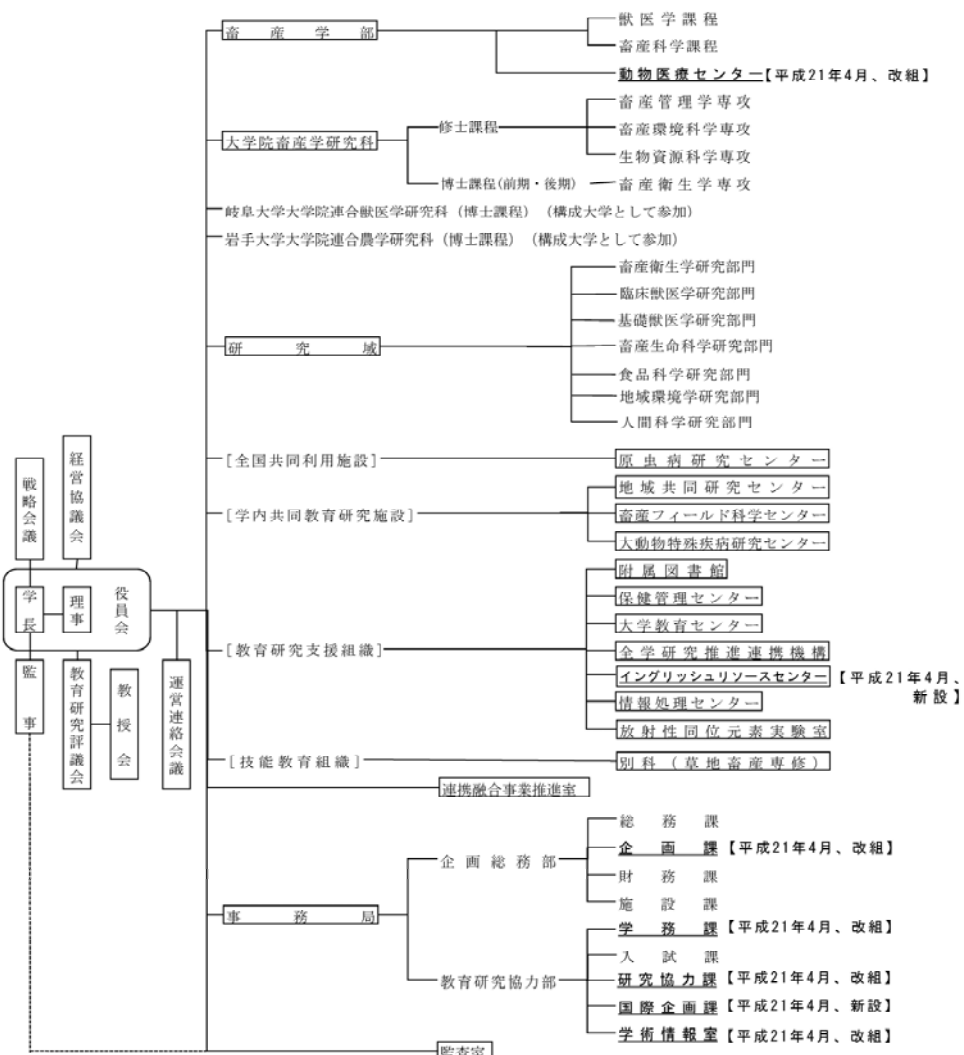
本学が立地している十勝地方は、我が国の食料基地、循環型農畜産業の先進地域として発展することが特に期待されており、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター芽室研究拠点、北海道立十勝農業試験場、北海道立畜産試験場、北海道立十勝圏地域食品加工技術センターなどの試験研究機関があり、本学はそれら試験研究機関と連携を深めながら教員の基礎研究成果を学生達と一緒にあって応用展開する実学重視の人材育成を展開し、国内はもとより外国（特に開発途上国）の農畜産業の発展に大きく貢献してきた。

本学の理念である人間と自然が共生する社会において、「食の生産向上と安全性確保」を基本とする農畜産物生産から食品衛生及び環境保全に至る一連の研究教育を通じ、人類の健康と福祉に貢献することを目的に、世界最高水準の獣医・農畜産学の学術研究拠点の形成、国際的高度専門職業人の養成に向けた教育の充実強化、地域や国際社会の発展に資する専門的知識技術の移転を中期目標に掲げ、大学全体の水準向上・活性化を推進した。

(3) 大学の機構図
① 平成20年度末現在



② 平成21年度末現在



※ 下線部は、平成21年度に組織改編を行った組織を表し、【 】内に改編の時期及び内容を表す。

○ 全体的な状況

本学の基本理念は、「実践的教育の充実」、「世界をリードする研究者の養成」及び「地域社会並びに国際社会との連携」により世界最高水準の獣医・農畜産系大学を目指すことである。

本中期目標期間中は、この基本理念に基づき、独自の博士課程である大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻博士課程の設置、地域の試験研究機関との連携協力推進を目的とする「スクラム十勝」の設立、独立行政法人国際協力機構（JICA）・国際連合ユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）との連携協力協定の締結、平成20年度大学改革の実施、科学技術振興調整費及びグローバルCOEプログラムをはじめとする大型競争的研究資金の獲得、大学院教育改革支援プログラム及び社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラムをはじめとする人材育成事業推進、原虫病研究センターの国際獣疫事務局（OIE）のリファレンス・ラボラトリー及びコラボレーティング・センターの認定など、世界最高水準の獣医・農畜産系大学を目指す取組を進め、着実に成果を挙げている。

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化

○ 学長の執行機能の強化と機動的・戦略的な運営体制の構築

学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室を、平成20年度から理事が兼務する副学長2名の他に、担当を明確にした副学長3名を置き、理事と副学長を中心とした機動的な学長補佐体制とするとともに、これらを中心とした「学長室」が設置され、大学運営に関する戦略的事項の検討及び企画立案を行う体制とした。また、平成20年度から「研究域」設置に沿って教育研究評議会の構成員を変更するとともに、運営連絡会議及び部門会議を設置し、両会議を活用して大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段を改善した。

○ 戦略的な資源配分の実施

教員人事は、欠員を機械的に補充する「後任人事」を廃止し、学長が戦略的に補充が必要な教育研究分野に係る方針を策定し、中期目標・中期計画の重点領域を中心に決定するシステムに変更した。

財政資源の配分については、学長が予算配分の基本方針を策定し、経常的経費と戦略的経費に区分した上で予算配分を行っている。経常的経費に区分される教育研究経費は、各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定を踏まえて傾斜配分を行い、戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費等の配分は、申請基準の見直しや配分総額の増額等を行い、学長が採択課題を決定して資源配分を行っている。平成20年度からは、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させたほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブ付与を行っている。

(2) 財務内容の改善

○ 人件費管理を中心とする財政運営計画の策定

平成19年3月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した、「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。本計画では、基礎的収益に対する人件費比率の上限を定め、中期目標・計画期間の人事管理計画、人員削減数を策定している。

平成19年度以降、本計画に基づき人員管理を行い、人件費削減目標を達成して

いる。

○ 外部研究資金の獲得に向けた取組

大型競争的資金等の獲得に向け、地域共同研究センターを中核として、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化に努めた結果、科学技術振興調整費、都市エリア産学官連携促進事業（一般型・発展型）、農林水産省及び経済産業省の大型競争的資金を獲得している。また、科学研究費補助金の獲得に向けた取組として、申請書作成手引きの学内ホームページへの掲載を行うとともに、年2回制度説明会を実施している。さらに、「グローバルCOEプログラム」の獲得を実現した。

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○ 改革サイクルの確立のための自己点検・評価システムの構築と体制整備

平成18年度から、年度途中の中間評価の実施により、確実な年度計画の達成を促すとともに、中間評価の結果を踏まえて次年度計画の策定作業を行うことにより、年度終了時の全学的見地からの横断的な点検・評価と合わせ、評価から計画策定に至る改革サイクルを確立した。さらに、平成18年度に設置された企画評価室に、平成19年度には、機動性及び専門性を一層向上させるため構成員を増員、平成20年度には、企画評価担当副学長を室長とし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。

○ 大学情報の積極的な発信

広報室において、大学が公開している情報や概要の統計資料等について、情報の収集・整理及び随時更新するとともに、教員一覧、トピック等の資料等を調査・整理して大学ホームページで随時公開し、効果的な情報発信を行っている。そのほか、報道関係機関等の取材申込等の迅速な対応を行っている。

(4) その他業務運営に関する重要事項

○ 施設マネジメントの推進

「キャンパスマスタープラン2006」及び「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」に基づき、家畜病院増築事業において、目的積立金を充当し、国の予算と適切に組み合わせた新たな整備手法により工事を実施し、平成21年3月に動物医療センターを完成させた。また、学生寄宿舎改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施し、男女学生混住型寄宿舎を平成22年3月に完成させた。

○ 危機管理の体制整備等

平成18年度に危機管理を総合的・計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法を定めた危機管理規程を制定するとともに、全学的リスクマネジメント組織として危機管理室を設置し、危機管理の体制整備を行った。

また、平成19年度に整備した危機管理ガイドラインに基づき、各危機事象に対するマニュアルの整備を進め、平成20年度は平成21年3月に学生・教職員の海外渡航における海外危機管理マニュアルを策定した。

II 教育研究等の質の向上

(1) 教育の質の向上

○ 獣医・農畜産融合教育の実施

平成16年度に全国で初めてとなる獣医学と畜産学の融合した教育研究組織である大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻修士課程を設置し、平成18年度には「食の安全確保」に関する高度専門職業人及び研究者の養成を目的とし、同専攻修士課程を基盤とした博士課程を新設した。

また、平成20年度に、学部段階における獣医・農畜産融合の教育を推進するため、学科制から課程制に移行し、専門教育コースである「ユニット」及びカリキュラムの大幅な改編を行った。さらに、学部・大学院を通じた一元的な教員組織である「研究域」を設置し、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して学士課程、修士課程、博士課程の各課程教育に参画するシステムとした。

○ 現代GPをはじめとする教育プログラムの採択

平成17年度には、「国際貢献を担う人材育成のための連携教育」が「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択され、平成18年度に食品安全科学を共通テーマに、専門教育と国内外の実践教育に裏付けされた国際専門職業人育成を行う「畜産国際協力ユニット」を設置した。平成18年度には、「食の安全に関わる高度専門家育成プログラム」が「魅力ある大学院教育」イニシアティブ(大学院GP)に採択され、畜産学研究科畜産衛生学専攻の獣医・農畜産の共通化したカリキュラムによる畜産衛生関連分野の基礎知識や技術の習得、調査・研究を基盤にした専門的な問題解決型の国際的活動能力の養成に重点を置いた一貫教育プログラムを完成させた。さらに、同プログラムの実績を基盤として、平成20年度には大学院教育改革支援プログラムに採択され、食の安全確保のための国際標準に適切かつ迅速に対応できる人材育成教育を実施している。また、同年には、「全学農畜産実習を通じた総合的導入教育」が「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択され、畜産学部の新入生全員が参加する「全学農畜産実習」の質的向上を図った。さらに、平成19年度には食料生産から加工・流通までを体系的に学習できるよう実習内容を改善した。平成20年度には、「大動物総合臨床獣医学教育プログラム」が「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択され、畜産学部獣医学課程で従来行ってきた大動物臨床獣医師育成を基盤として、高度実践的診療技術、論理的な問題解決能力、コミュニケーション能力を有する大動物臨床獣医師を養成すべくプログラムを推進している。

(2) 研究の質の向上

○ 21世紀COEプログラムの推進とグローバルCOEプログラムの採択

平成14年度に21世紀COEプログラムの生命科学分野に採択された「動物性蛋白質資源の生産向上と食の安全確保―特に原虫病研究を中心として―」を、原虫病研究センターを中核として推進し、研究成果の社会への積極的な発信に努め、国際研究集会、シンポジウム等を開催したほか、同プログラムの最終年度の平成18年度には、研究教育成果の総括を行い、平成19年4月に成果報告シンポジウムを開催した。本プログラムの目的である大学院博士課程を平成18年度に設置し、最終目標を達成させた。

また、平成20年度には、『「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点』がグローバルCOEプログラムの「学際、複合、新領域」分野に採択され、21世紀COEプログラムの成果を基盤に、畜産衛生学専攻を中核として、獣医学と畜産学が融合した「国際畜産衛生学」の世界的中核教育研究拠点を目指し、新たに構築した23の機動的教育研究単位「セルユニット」を編成して本プログラムを推進している。

○ 原虫病研究センターにおける全国共同利用の推進とOIEリファレンス・ラボラトリー及びOIEコラボレーティング・センターの認定

全国共同利用施設である原虫病研究センターは、平成21年度に「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として共同利用・共同研究拠点到認定され、全国の大学、研究機関を対象とした公募による共同研究を推進している。これまでの原虫病研究センターでの研究実績が認められ、平成19年度には、国際獣疫事務局（OIE）のリファレンス・ラボラトリーとして認定されたほか、平成20年度には、原虫病では世界で唯一のOIEコラボレーティング・センターに認定された。

○ スクラム十勝の活動を通じた地域と連携した研究活動の推進

平成16年度に設立され、地域における畜産業の問題解決のため、十勝管内の公設試験研究機関と連携協力を推進している「スクラム十勝」は、毎年度「スクラム十勝シンポジウム」を開催し、構成機関の取組を社会に発信するとともに、平成17年度には構成機関を主体とした都市エリア産学官連携促進事業の一般型に採択、平成21年度には同事業の発展型に採択され、事業を推進している。

(3) 社会との連携、国際交流

○ 外部資金による人材育成プログラムの実施

平成19年度には、「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」が科学技術振興調整費＜地域再生人材創出拠点形成＞に採択され、帯広市が策定した地域再生計画と連携し、十勝地方の地域特性を活かした食品の安全、健康を考慮した食品加工品の創出等に向けた人材育成を実施している。また、同年には、「生産獣医療技術研修プログラム」が「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択され、農業共済組合等に勤務する獣医師、産業動物を専門とする開業獣医師など中堅獣医師を対象に「生産獣医療技術研修」を実施している。平成20年度には、「食品衛生に関わる人材育成プログラム」が「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択され、畜産学研究科畜産衛生学専攻の学習環境・実習環境を活用し、受講対象者を限定しない再就職を求める社会人を対象に、生物学的危害（食品有害微生物）に対する専門知識、危害分析及び衛生管理能力を持った人材を育成する教育プログラムを実施している。

○ 地域貢献推進事業の推進

大学開放事業、公開講座、出前講座等を積極的に推進するとともに、スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業による帯広柏葉高等学校連携講座、協力協定に基づく帯広農業高等学校との連携事業、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）事業による教員研修等を実施した。

○ 積極的な国際協力の展開と連携融合事業の推進

これまでの本学の国際協力活動及び地域貢献活動が高く評価され、平成17年にJICAと大学としては初となる連携協力協定を締結し、集団研修コースの実施、海外短期派遣専門家としての教員派遣、青年海外協力隊短期派遣制度を利用した学生の海外派遣等多くの国際協力事業を推進し、平成19年度にはJICA理事長賞を受賞した。平成18年度には、国内大学としては初、世界でも2校目となるIIEPとの連携協力協定を締結し、IIEPへのインターンシップ派遣等を実施している。

また、平成20年度には、JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システム」による食料の生産性向上と安定的確保の採択により、専門業務チームを設置し、マラウイ国での技術協力事業を実施している。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 運営体制の改善に関する目標

中期目標	・ 学長のリーダーシップのもと、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備する。 ・ 自己点検・評価により各審議機関の在り方を検証し、必要に応じ見直しを行う。 ・ 教員の教育研究活動以外の負担を軽減し、人的資源を有効に活用する。 ・ 大学運営に外部の意見を積極的に反映させるための取組を進める。 ・ 内部監査を適切に実施し、業務運営の改善に努める。
------	--

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 【1】 ・ 学長が示した基本方針に基づき、役員会が経営戦略を策定し、経営協議会の審議を経て学長が決定する。			III	(平成20年度の実施状況概略) ・ 人事管理に関する戦略的方策として掲げる「任期制の拡大」について、平成19年4月以降新たに採用する助教への任期制適用拡大が順次進行しており、平成20年度は新たに8名の助教を採用した。 ・ 「教職員数の削減」については、国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営計画による人件費削減の確実な実行として、平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数238名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。 ・ 「戦略的配置」について、平成19年度から平成20年度の大学改革として教育研究活動の活性化を踏まえた教員の配置について検討を行い、平成20年4月に学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織「研究域」を創設した。「研究域」は、獣医・農畜産融合の教育研究を推進するのに必要な領域で区分する「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行うこととした。また、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育に参画することとした。 ・ 予算面に係る戦略的方策として掲げる「戦略的な予算配分の実施」について、経常的経費に区分される教育研究経費の配分を各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分により継続して実施した。 ・ 戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ、戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。 ・ 学内の重点整備事項を実施するための資源配分上の具体的方策として平成19年度に策定した「目的積立金使用方針」に基づき、平成20年度は家畜病院増築事業に130百万円を充てる事を役員会で決定し、施設整備を実施した。また、平成21年度に工事が実施される学生寄宿舎改修事業に関して、250百万円の目		

	的積立金を充当することを役員会で決定した。 ・ 家畜病院の改修及び増築事業に伴い、施設環境改善検討WGを設置し、家畜病院運営委員会とともに施設の現況調査をもとに「家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針」を取りまとめ、工事を実施し、平成21年3月に完成させた。 ・ 学生寄宿舎改修事業において、学内の多くの意見を取り入れるため、学生及び保護者に対するアンケート調査及び学生寮代表との協議等を実施し、改修計画の参考とするとともに、学生寄宿舎改善WGを設置し、改修規模の設定や管理運営等について検討した。 ・ 学内外の意見を反映させる取組として、キャンパスマスタープランについて、日本建築学会都市計画委員会のキャンパス計画小委員会に意見を求める取り組みを計画しており、平成21年度の実施に向け、詳細を検討した。
【1】 ・ 中期目標期間中の経営戦略について、前年度の評価結果や情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ (平成21年度の実施状況) ・ 人事管理に関する戦略的方策として掲げる「任期制の拡大」について、引き続き、採用する助教全員に任期制を適用するとともに、任期満了予定の助教2名の再任審査を本学規則に則り実施し、業績等審査の結果、両名の再任を決定した。 ・ 「教職員数の削減」については、国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営計画による人件費削減の確実な実行として、平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成21年度1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数235名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。 ・ 「戦略的な教員配置」については、平成20年度に学部・研究科等から一元的な教員所属組織である「研究域」への移行を実施し、引き続き、研究域を構成する各部門において、教員等の人事に関する要望を取りまとめ、学長のリーダーシップのもと、戦略的な教員人事に関する基本方針を策定している。平成21年度は、3件の教員人事に関する基本方針を策定し、戦略的な教員配置を推進した。 ・ 予算面に係る戦略的方策として掲げる「戦略的な予算配分の実施」について、昨年度に引き続き、経常的経費に区分される教育研究経費の配分を各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分により実施した。 ・ 戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費（教育研究改善プロジェクト経費）の配分については、昨年度に引き続き、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ、戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。また、平成21年度は教育研究改善プロジェクト経費の経費区分を見直し、新任教員の教育研究活動の開始を支援するための「教育研究スタートアッププロジェクト」を新設した。 ・ 学内の重点整備事項を実施するための資源配分上の具体的方策として、平成19年度に策定した「目的積立金使用方針」に基づき、平成21年度は、「学生寄宿舎改修事業」に250百万円、「(仮称) コミュニケーションプラザ整備事業」に143百万円を充て、施設整備を実施した。 ・ 学生寄宿舎改修事業、(仮称) コミュニケーションプラザ整備事業についてWGを設置し、トップマネジメント及びアンケート等意見を反映した計画のもと整備を実施した。また、道路改善整備、正門改修事業についても学内意見の募集を行い、意見を反映した整備を実施した。 ・ キャンパスマスタープランの外部意見を反映させる取組として、文部科学省

			にキャンパス計画に関する検討WGが設置され、本学マスタープランについての説明と意見交換を実施した。今後策定される答申等の状況を注視し、次期中期目標・計画期間中に更なる外部からの意見等を反映し、キャンパスマスタープランの見直しを行う予定としている。		
○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策【2】 経営協議会、教育研究評議会の構成員、規模等運営体制の改善点・問題点を検証し、必要に応じて見直しを行う。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 平成20年4月から一元的な教員所属組織である「研究域」を設置するのに伴い、教育研究評議会の構成員を学長、理事、副学長、事務局長、研究域の各部門長、副部門長及び各センター長を構成員としたことにより、大学運営における学内の合意形成等の意思疎通手段を改善した。 - また、平成20年4月に設置した運営連絡会議により、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項・審議結果を各部門長・センター長を通じて学内構成員に円滑に伝達するとともに、学内の合意形成に活用している。また、運営連絡会議での各種委員会等の説明事項を精選し、効率的な会議運営に努めた。		
	【2】 経営協議会、教育研究評議会の構成員、審議事項等、運営上の改善点・問題点を認識した場合は、速やかに改善を図り、より効果的・機動的な運営に努める。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 平成22年3月に任期満了を迎える経営協議会委員及び教育研究評議会委員について、委員の選出を行った。経営協議会委員には、引き続き、大手食品製造役員(日本ハム取締役執行役員)、教育学・教育組織等に関する専門家(東海大学教育研究所教授)、更なる産学官連携推進の観点から北海道経済産業局長、地元経済界から東洋農機代表取締役会長に委嘱するとともに、新たに、三菱商事北海道支社長に委嘱した。教育研究評議会委員については、各部門の部門長、副部門長、センター長を職指定の委員とした。		
【3】 学長補佐体制を見直し、学長の執行機能の整備充実を図る。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) 学長補佐体制として位置付けていた従来の学長補佐室(学長特任補佐、学長補佐)を廃止し、平成20年4月から、理事が兼務する副学長2名の他に、担当を明確にした副学長3名(企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当)を置き、大学運営上の管理責任を持ち、各種委員会の長等の役割を副学長5名で担う体制に移行し充実させた。これにより、学長補佐体制は、理事・副学長を中心とした体制に整理され、特定課題の調査研究スタッフについては、機動性を重視し、これまで、学長補佐として固定していた構成員で行っていた体制から、学長の指示を受けた理事・副学長のもとで各種委員会等の構成員及び事案に応じて招集されるスタッフによって運営される体制に移行した。また、大学運営に関する戦略的事項等を検討する組織として、当該副学長を構成員とする「学長室」が設置され、大学運営に関する戦略的事項等を検討している。		
	【3】 副学長を含めた学長補佐体制を見直し、学長の執行機能の整備充実を図る。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 学長補佐体制である平成20年度に設置された「学長室」の体制について、平成21年12月末の理事及び副学長の任期満了に伴い、平成22年1月からの体制について見直しを行い、理事・副学長については、総務・研究担当、教育・学生担当を、教育・研究担当、総務担当に変更、副学長については、企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当を、企画担当、学生担当、国際担当に		

			変更するとともに、新たに財務担当の副学長を加え、理事・副学長2名、副学長4名の体制とし、整備充実を図った。		
【4】 ・ 学内の各種委員会の改善点・問題点を検証し、必要に応じて整理統合を行うとともに、審議事項の見直しを図る。		III	(平成20年度の実施状況概略) ・ 平成19年度に実施した戦略会議等で各種委員会の構成員の選出方法等を踏まえ、各部署において構成員を選出する委員会数を縮減し、学長の指名により構成員を選出する委員会を増やすこととし、教員の教育研究活動以外の負担軽減及び大学運営等への参画機会の適正化を図った。また、運営連絡会議において、各種委員会等の説明事項について精選し、効率的な会議運営に努めた。 ・ 有害廃棄物処理委員会において、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織の見直しを行い、有害廃棄物の処理について現状を分析し、処理の外部委託の実施や規程の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。		
	【4】 ・ 学内の各種委員会の構成員、審議事項等、運営上の改善点・問題点を認識した場合は、速やかに改善を図り、より効果的・機動的な運営に努める。	III	(平成21年度の実施状況) ・ 平成22年3月末で任期満了を迎える全学的な委員会組織について、教員の教育研究活動以外の負担軽減及び大学運営等への参画機会の適正を図ることを考慮し、委員の選出を行った。 ・ 産学官連携活動により生じる利益相反について大学として主体的にマネジメントするため、平成21年8月12日付けで国立大学法人帯広畜産大学利益相反審査委員会細則を制定し、外部の有識者1名を含む8名の委員で構成する利益相反審査委員会を設置した。同委員会では、早速利益相反マネジメントに取り組み、平成21年10月1日に利益相反セミナー「産学連携における利益相反のマネジメントとアドバイスの実務」を開催したほか、「帯広畜産大学における利益相反の取り扱い」を作成し、全教職員に配付して周知を図った。その後、全教職員を対象に利益相反自己申告書の提出を求め、企業等との産学連携活動実績を有する者には、更に2次申告書を提出させた。委員会は、これらの審議、審査を行うため計4回開催された。		
○ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 【5】 ・ 教員と事務職員等との役割分担を見直すとともに、教員と事務職員が一体となったオフィスシステムの導入など教員組織と事務組織との連携を強化する。		III	(平成20年度の実施状況概略) ・ 平成20年4月に、新しい理事・副学長を長として学内の各種委員会、オフィス等について構成員、審議事項等を見直し、教員と事務職員等による一体的な運営を推進した。 ・ 国際協力推進オフィスにおいて、平成20年度新たにJICAから受託した「良質な牛乳生産のための乳牛の飼養管理コース」専門業務チーム、JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」が採択されたことに伴う「草の根技術協力事業」専門業務チーム、国際連合ユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）との連携協力協定に基づく国際ワークショップを平成21年度に開催することに伴い、「IIEP連携協力機関による国際ワークショップ」専門業務チームを新たに設置した。これら3つの専門業務チームは、既存の専門業務チームと同様に全て教員と事務職員で構成し、教職員一体となって効率的に業務を推進した。 ・ 戦略マネジメント室において、競争的資金に関する公募情報の案内等を大学ホームページにより積極的に行った。また、組織的な取り組みの推進について		

			検討を重ね、平成21年度以降に具体的な申請を行う予定としている。 - 知的連携企画オフィスにおいて、地域共同研究センター、地域貢献推進室を含めた組織の見直しについて検討を行ったが、更なる検討が必要と判断し、関連する規則等の見直しも含めて平成22年4月の新組織設置を目指して引き続き検討することとした。 - 施設環境マネジメントオフィスにおいて、環境、整備、計画などの分野毎に、抽出・審議された事項である外灯整備や外来者への対応など利便性が悪い総合研究棟Ⅲ号館6階事務室の1階への移行について、意見をボトムアップし、整備を推進した。	
	【5】 オフィスシステムの見直しを図り、業務運営の一層の効率化を推進する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) - 広報室において、従来の体制を見直し、平成21年度から新たに広報戦略の企画立案のために企画課長を、入試広報充実のために入試係長を委員に加え、体制の充実を図った。 - 施設環境マネジメントオフィスにおける全学的マネジメントの確立に向け、平成21年度は、畜産フィールド科学センターの整備WGにおいて、畜産フィールド科学センターの将来計画について方向性を検討、学生寄宿舍改修事業、(仮称)コミュニケーションプラザ整備事業についてもWGを設置し、トップマネジメント及びアンケート等意見を反映した計画のもと整備を実施するなど、分野毎のワーキンググループを設置し、意見等のボトムアップを図り、教員と事務職員が一体となった実施体制により、一層の充実を図った。 - 地域共同研究センター、地域貢献推進室、戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスの組織の在り方について各組織の長を含む検討会を設置して検討を行った結果、地域共同研究センターと地域貢献推進室は対外的な窓口として統合し、新たなセンターが所掌してワンストップサービスを実施することが望ましいが、戦略マネジメント室と知的連携企画オフィスはこれまでの体制を維持すべきとの結論となった。これを受けて、平成22年4月より地域共同研究センターと地域貢献推進室を統合して、名称を「地域連携推進センター」と改め、「産学官連携室」と「社会貢献室」を設置した新たな組織とする規程の改正を行った。 - 知的連携企画オフィスにおいて、本学の研究分野のうち、これまでの構成メンバーで不足していた草地系分野の教員を新たに補充するとともに、知的財産の知識・経験がより豊富な者にオフィス長を交替し、体制の充実を図った。	
○ 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策【6】 役員会の審議を経て学長が予算配分の基本方針を策定し、これを基に学内各部局等からの要求に対して経営戦略に基づいた査定により全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が配分する。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 昨年度以前から引き続き、学長が予算配分の基本方針を策定し、支出予算を経常的経費と戦略的経費に区分した上で、学内各部局等からの予算要求に対して、中期目標・中期計画等に照らして経営戦略に基づく査定を行い、「予算実施計画」として全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て予算配分を行い、戦略的かつ重点的な予算の執行を行った。 - 経常的経費に区分される教育研究経費については、平成19年度に引き続き配分各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分を継続して実施した。 - 戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、平成19年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、	

			処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。また、外部資金による間接経費をプロジェクト経費などの戦略的経費として重点的に配分した。	
	【6】 役員会の審議を経て学長が予算配分の基本方針を策定し、これを基に学内各部局等からの要求に対して経営戦略に基づいた査定により全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が配分する。	III	（平成21年度の実施状況） - 平成21年度予算については、昨年度に引き続き、学長が予算配分の基本方針を策定し、経常的経費と戦略的経費を区分した上で、学内各部局等からの予算要求に対して、経営戦略に基づく査定を行い、全学的視点から予算配分案を策定し、経営協議会、役員会の審議を経て予算配分を行い、戦略的かつ重点的な予算の執行を行った。 - 経常的経費に区分される教育研究経費については、昨年度に引き続き配分を各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分により実施した。 - 外部資金による間接経費について、昨年に引き続き学内公募型プロジェクト研究経費（教育研究改善プロジェクト経費）などの戦略的経費として重点的に配分した。 - 戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費（教育研究改善プロジェクト経費）の配分については、昨年度に引き続き、前年度のプロジェクトの成果報告やその他の研究業績を採択に反映させ、戦略的な資源配分を実施したほか、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与した。また、平成21年度は教育研究改善プロジェクト経費の経費区分を見直し、新任教員の教育研究活動の開始を支援するための「教育研究スタートアッププロジェクト」を新設した。	
○ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 【7】 経営協議会の学外委員の選考を適切に行い、組織の活性化に努める。		III	（平成20年度の実施状況概略） 平成20年度は、任期満了に伴う経営協議会学外委員の選考は行わなかったが、深野北海道経済産業局長の異動による経営協議会委員の辞職に伴い、産学官連携の更なる推進を図る観点から、引き続きの北海道経済産業局の協力を必要とすることから後任の山本北海道経済産業局長に委嘱した。	
	【7】 経営協議会委員が今年度末で任期満了になることに伴い、本学の発展に必要な見識を有した学外有識者を学外委員に選考し、組織の活性化に努める。	III	（平成21年度の実施状況） 山本北海道経済産業局長の異動による経営協議会委員の辞職に伴い、産学官連携の更なる推進を図る観点から、引き続きの北海道経済産業局の協力を必要とすることから後任の柚原北海道経済産業局長に委嘱した。また、平成22年度からの経営協議会学外委員について、引き続き、大手食品製造役員（日本ハム取締役執行役員）、教育学・教育組織等に関する専門家（東海大学教育研究所教授）、更なる産学官連携推進の観点から北海道経済産業局長、地元経済界から東洋農機代表取締役会長に委嘱するとともに、新たに、三菱商事北海道支社長に委嘱した。	
【8】 国際交流や産学連携を行う分野への職員採用については、民間登用などを含め、専門的知識		III	（平成20年度の実施状況概略） 国際交流分野において、平成19年度に引き続きJICA等の他機関との連携による国際連携事業を推進するため、連携融合事業推進室を設置し、専門家2名を参事役として採用するとともに、本学定年退職教員を同室の特任教授として	

帯広畜産大学

を有する者を選考により積極的に登用する。			採用した。また、海外交流校との各種連絡及びユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農村開発教育国際セミナー等外国人を招へいする事業の円滑な運営に資するため、国際協力推進担当の非常勤専門職を平成19年度に引き続き採用した。平成20年5月に当該専門職が辞職したが、直ちに後任補充を公募し、選考により平成20年7月に後任者を採用した。 産学連携分野において、平成19年度に引き続き文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点形成」十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成事業を円滑に実施するため、民間企業の実務者3名を非常勤職員として採用するとともに、地元企業情報に詳しい帯広信用金庫職員1名の派遣により、地元企業との産学連携に寄与した。また、文部科学省産学官連携コーディネーター1名とNEDOフェロー1名を地域共同研究センターに配置し、両名によるコーディネーター活動により、学内シーズと地元企業等ニーズのマッチングを行った。
	【8】 国際交流、産学連携等の専門的知識が必要な分野への人材の確保に努める。	Ⅲ	（平成21年度の実施状況） - 国際交流分野において、アフリカ・マラウィ国にて実施中のJICA草の根協力事業において、現地に長期間滞在可能な国際交流のスペシャリスト1名を同プロジェクト調整員として雇用し、事業の円滑な推進を行った。 - 産学連携分野において、昨年に引き続き文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点形成」十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成事業を円滑に実施するため、昨年に引き続き民間企業の実務者3名を非常勤職員として採用するとともに、地元企業情報に詳しい帯広信用金庫職員1名の派遣により、地元企業との産学連携に寄与した。 - 学内シーズと地元企業等ニーズのマッチングを行うため、昨年に引き続き文部科学省産学官連携コーディネーター1名を地域共同研究センターに配置した。 - 文部科学省「産学官連携戦略展開事業」で産学官連携研究員を雇用し、北東・地域大学コンソーシアムにおける知的財産活用体制構築、支援に向けて、知的連携企画オフィスに配置した。
○ 内部監査機能の充実に関する具体的方策 【9】 内部監査について、毎回重点項目を設定し実施するとともに指摘事項の改善状況調査を厳格に行う。また、必要に応じ、監査の実施方法について検証し見直しを行う。		Ⅲ	（平成20年度の実施状況概略） - 平成19年度に制定した監査室内部監査規程に基づき、年度監査計画及び監査実施計画を作成し、当該計画に基づいた計画的な内部監査を実施した。平成20年度に実施したものは、下記のとおりである。 - 学生に対する旅費及び謝金等の支給実績 - 教員等個人あて寄附金 - 科学研究費補助金 - 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備 - 平成19年度における100万円以上の物品購入契約等 - 監事が大学の現状を把握するため、研究組織の長等から施設の概要等のヒアリング及び授業見学を下記のとおり実施した。また、業務実地監査として、教職員の評価制度についてヒアリングを実施した。 - 地域共同研究センター - 大動物特殊疾病研究センター

			・原虫病研究センター ・畜産フィールド科学センター ・附属家畜病院 ・部門長等（畜産衛生学研究部門、臨床獣医学研究部門、基礎獣医学研究部門） ・授業見学（経済学概論、獣医解剖学実習Ⅳ） ・監事会計監査として平成20年6月に科学研究費補助金、平成20年12月に受託研究費の申請手続き及び執行状況等について、監査を実施した。 ・監事及び会計監査人との連携については、三者によるミーティングの実施や会計監査人の指摘事項等に対する対応等を取りまとめるなどのフォローアップを行い、効率的な監査を実施した。	
	【9】 ・内部監査について、重点項目を設定し実施するとともに、指摘事項に対する改善方法等について検証し、必要に応じ、監査の実施方法について見直しを行う。	Ⅲ	（平成21年度の実施状況） ・年度当初に年度監査計画及び監査実施計画を作成し、当該計画に基づき計画的な内部監査を実施している。本年度に実施したものは、下記のとおりである。 ・勤務時間管理 ・科学研究費補助金 ・競争的研究資金等 ・研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインに基づく体制整備 ・平成20年度における100万円以上の支出契約 ・監事が大学の現状を把握するため、研究域の各部門長及び副部門長との懇談を下記のとおり実施した。 ・食品科学研究部門（平成21年7月16日） ・畜産生命科学研究部門（平成21年9月17日） ・地域環境学研究部門（平成22年1月21日） ・人間科学研究部門（平成22年3月17日） ・監事及び会計監査人との連携については、平成20事業年度に係る会計監査人の監査報告説明会が、役員及び監事等が出席し、平成21年6月16日に開催するとともに、平成21年度の監査計画等について、監事、会計監査人及び監査室の三者によるミーティングを平成21年11月16日に実施した。 ・監事業務監査として、職員、教員、学生、非常勤職員のそれぞれのグループ毎に、監事のヒアリングを平成21年11月19日、20日に実施した。 ・監事会計監査として、平成21年度における中間監査としての会計監査を平成21年12月7日、8日に、100万円以上の支出契約を監査対象として実施した。	
			ウェイト小計	

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標

- ・ 教育研究の進展や社会のニーズに応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策【10】 ・ 自己評価を基に、必要に応じ学部・研究科等の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を学長が定める基本方針に基づき、役員会が策定し学長が決定する。	【10】 ・ 学部、研究科等の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画は、学長が定める基本方針に基づき、役員会が策定する。	III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 教育・研究の整備充実に係る中期目標・計画のうちの重要戦略課題として設定している、①「学部教育の充実」、④「教育・研究組織の整備」について、「平成20年度教育改革」として平成19年度に検討を行った改革を実行し、畜産学部課程制を導入するとともに、一元的な教員所属組織として「研究域」を平成20年4月に設置した。 ・ また、②「大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実」については、修士課程において、大学院教育の実質化を実現するため、畜産衛生学専攻を除く3専攻について、平成22年度改組に向けて、平成20年6月に設置された「大学院畜産学研究科3専攻再編WG」において検討した。同WGにおいて8回にわたる検討の結果、3専攻再編の方向性、カリキュラム等について、「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG中間まとめ」を10月に学長室に報告した。 ・ さらに、③「別科の在り方の検討」については、「別科の将来構想検討WG」において別科の将来的な教育ビジョンを示すとともに、カリキュラムの見直しについて6回にわたり検討し、学長に答申した。		
		III		（平成21年度の実施状況） ・ 学長が定めた基本方針である「大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実」を実現するため、修士課程において、すでに畜産衛生学専攻で導入している大学院教育の実質化について、畜産衛生学専攻を除く3専攻でも実施すべく、「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG」において検討され、「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」「4学期制」「専攻間の講義の相互乗り入れ」「インターンシップ演習（選択科目）の設定」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG答申」を受け、役員会等の審議を経た上で平成21年6月に設置審査資料を文部科学省に提出した。その後、設置審で認可され、設置報告書を提出し、平成22年4月から新たな修士課程3専攻としてスタートした。		

○ 教育研究組織の見直しの方向性 【11】 平成14年度に実施した大学改革の効果を検証し、必要に応じて学部・大学院の既存の教育組織と研究組織との連携に関する見直しを行う。		III	(平成20年度の実施状況概略) - 平成20年4月に学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織「研究域」を創設した。「研究域」は、獣医・農畜産融合の教育研究を推進するのに必要な領域で区分する「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行うこととした。また、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程教育」「修士課程教育」「博士課程教育」の各課程教育に参画している。 - 畜産学部の獣医学科・畜産科学科の2学科体制から獣医学課程（6年制）・畜産科学課程（4年制）の2課程制に移行し、獣医学分野と畜産科学分野の知識の相互補完を行う「獣医・農畜産融合の教育」を展開し、農業・畜産・獣医学関連の専門家及び動植物生産から食品までの「食の安全管理」に対する幅広い知識を持った専門職業人の育成を目指した教育プログラムを構成した。 - 学部の専門教育であるユニットを「10ユニット＋1サブユニット」から「6ユニット＋1サブユニット」に改編するとともに、カリキュラムを大幅に見直した。獣医学教育においては、畜産科学系ユニットの展開教育科目で獣医師にも必要な内容を持つ科目を「獣医畜産境界領域科目」として開講し、畜産科学教育においても、従来獣医学教育に固有とされていた科目を開講した。	
	【11】 平成20年度教育改革の効果の検証と実態把握を行う。	III	(平成21年度の実施状況) 平成20年度教育改革において、一元的な教員所属組織である「研究域」を創設した。「研究域」は、本学が教育研究を推進するうえで必要な領域で区分する「部門」によって構成されており、各教員の研究活動は原則として部門を単位として行い、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士課程」「修士課程」「博士課程」の各課程教育に参画している。これに伴い、教育研究評議会に各部門の部門長・副部門長を新たに加えた構成員に変更するとともに、新たに「運営連絡会議」及び「部門会議」を設置した。運営連絡会議では、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項・審議結果を各構成員に伝達するとともに、意見を聴取し、教育研究評議会に議論の結果等を示している。運営連絡会議と部門会議を活用して、学内の合意形成及び意思伝達が一層円滑に行われており、教育研究の運営体制が整っている。	
【12】 「大学教育センター」の機能に関して検証し、必要に応じて見直しを行う。		III	(平成20年度の実施状況概略) 「平成20年度教育改革」の一環として、自己点検・評価の結果を踏まえ、平成20年4月から大学教育センターの組織を従来の「教育・学生支援部」「教育改善部」「大学院教育部」の3部体制から、「学部教育部」「大学院教育部」の2部体制に改編した。またFD等の審議機関であった「教育改善部」を「教育改善室」に移行し、大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する実施組織とした。さらに学生支援部内の組織であった就職相談室等の各学生支援実施組織を大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する課外活動支援室、学生相談室、就職支援室、留学生支援室の4室に組織再編した。	
	【12】 大学教育センターの機能に関して検証し、必要に応じて見直しを行う。	III	(平成21年度の実施状況) 平成20年度教育改革において、教育カリキュラムの企画など大学教育の実行に責任を持つ大学教育センターの運営機能の一層の円滑化を図るため、教育学生	

	しを行う。		支援部、大学院教育部、教育改善部の3部体制から、学部教育部、大学院教育部の2部体制に改編し、FD等の業務を担当する教育改善部を審議機関である部体制から、スタッフ制の室体制に移行し、実施組織としての機能を強化した。大学教育センターの機能の検証については、平成21年度に開催された大学教育センター運営会議（9月、11月、1月）においては、大学教育センターの機能の検証について審議・検討が行われた。その結果、基盤教育、共通教育及び学生指導まで含めた学生支援のための新たな支援室を設置し、更なる学生支援体制の充実を図ることとなった。新支援室については、平成22年度設置を目途に引き続き検討を行っている。		
【13】 ・平成14年度学部改組及び平成16年度独立専攻設置に伴う学年進行完成による大学院修士課程改組及び博士課程新設に向けて、新しい教育課程を構築するとともに、教育研究組織の再編を行う。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) ・平成22年度からの畜産学研究科修士課程3専攻の改組を目指し、平成20年6月に「大学院畜産学研究科3専攻再編WG」を設置した。同WGにおいて3専攻再編の方向性、名称、コース、目的等を確定し、新カリキュラム等について8回にわたり検討を行い、「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG中間まとめ」を10月に学長室に報告した。平成21年度に学長室の意見を取り入れて、再編に必要な事項を取りまとめ、設置審査資料を文部科学省に提出し、平成22年4月からの改組を実施する予定である。		
	【13-1】 ・大学院畜産学研究科の修士課程再編整備について検討を行う。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 【13-1】 ・平成22年度からの畜産学研究科修士課程3専攻の改組にあたり、「大学院畜産学研究科3専攻再編WG」において3専攻再編の方向性、名称、コース、目的等を確定し、新しいカリキュラムを策定した。「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」「4学期制」「専攻間の講義の相互乗り入れ」「インターンシップ演習（選択科目）の設定」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG答申」を学長室に報告した。学長室の意見を取り入れて、再編に必要な事項を取りまとめ、役員会等の審議を経た上で平成21年6月に設置審査資料を文部科学省に提出した。その後、設置審で認可され、設置報告書を提出し、平成22年4月から新たな修士課程3専攻としてスタートした。		
	【13-2】 ・大学院博士後期課程の学年進行完成に伴い、教育研究の内容、実施状況等について、「食の安全確保」の理念が達成されているか、社会の要請や時代の変化に対応しているか等の観点から、自己点検・評価を実施する。	Ⅲ	【13-2】 ・大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻博士後期課程の自己点検・評価により、これまでの実質化した畜産衛生学専攻の教育を、「食の安全確保」のための「国際標準」に適切かつ迅速に対応できる人材を育成する教育に発展的に改革するため、「食の安全性確保の国際標準化による実践教育」プログラムを平成20年度から実施している。平成21年度には、国際標準テキスト作成の検討、英語による講義のための教材作成、食の安全に関する国際セミナーの開催、英語による実習マニュアル作成の検討、英語支援センターの整備と英語教育実施のためのFD研修会の開催などを実施し、畜産衛生学専攻の充実を図った。		
【14】 ・学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価を踏ま		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) ・平成20年6月まで実施した、中期目標期間及び平成19年度の業務実績に係る自己点検評価、平成20年10月に通知された国立大学法人評価委員会による平成		

え、必要に応じ見直しを図る。

【14】

- 学内の各種研究施設、学内共同利用施設の点検・評価を踏まえ、必要に応じ見直しを図る。

19年度に係る評価結果、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構から通知された中期目標期間に係る評価結果について検証した結果、学内の各種研究施設、学内共同利用施設に係る改善すべき事項は確認されなかった。

- 有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。
- 原虫病研究センターは、全国共同利用施設として、外部の研究者に開かれた運営体制を確保し、研究者コミュニティの意向を最大限に運営に反映させるため、委員の半数を外部の学識経験者とし、共同利用・共同研究の実施に関する重要事項等について審議する原虫病研究センター運営委員会を平成21年2月に設置した。
- 平成20年7月の学校教育法施行規則の一部改正により、共同利用・共同研究拠点制度ができたことから、全国共同利用施設である原虫病研究センターの申請について検討を重ねた結果、原虫病の制圧により人類の健康福祉に寄与するとともに地球規模の課題である食料安全保障に学術貢献することを目的とした「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として平成21年度の認定を受けるため、平成21年3月に文部科学省に申請書を提出した。
- 附属家畜病院の組織及び名称の見直しについて検討を重ねた結果、平成21年4月より名称を「動物医療センター」と改め、「動物医療を通して獣医学及び畜産学に関する教育研究を行うとともに、地域動物医療の進展に寄与する」ことを目的として、運営委員会を学内の関連組織の長等で構成することにより、獣医学だけではなく畜産学も含めた学内の様々な意見を運営に反映させる仕組みを構築するとともに、センターに「伴侶動物診療科」、「産業動物診療科」及び「診断検査科」の3つの科を新たに設置し、センター長と各科長による責任体制を構築するなど、組織の大幅な見直しを行った。
- 地域共同研究センターの組織及び業務内容の見直しを検討したが、知的連携企画オフィスや地域貢献推進室の学内における位置付けを明確にする必要があるため、同センターの名称の変更も含めて平成22年4月からの新組織体制を目指すこととした。
- 畜産フィールド科学センターの整備計画策定について、「畜産フィールド科学センター将来構想検討WG」を設置して5回にわたり検討を重ねた結果、環境保全型農法を構築し、エネルギー循環、地球温暖化対応の取り組みを進めることで方向性はまとめたが、具体的な年次整備計画の策定については、平成21年度において引き続き検討していくこととした。

Ⅲ (平成21年度の実施状況)

- 学内の各種研究施設及び学内共同利用施設等の組織に関する見直しについては、平成18年度より行っている年度途中の中間評価及び年度末の当該年度の実績評価に係る自己点検・評価により、現状把握と課題抽出を行い、必要な見直しを図っている。国立大学法人評価委員会による平成20事業年度に係る評価結果について企画評価室において検証した結果、学内の各種研究施設、学内共同利用施設に係る改善すべき事項は確認されなかった。
- 平成21年4月より「帯広畜産大学畜産学部附属家畜病院」を「帯広畜産大学動物医療センター」に改組し、これに伴い設置目的を「動物医療を通して獣医学及び畜産学に関する教育研究を行うとともに、地域動物医療の進展に寄与することを目的とする」と改めた。また、「伴侶動物診療科」、「産業動物診療科」、「診断検査科」の3科を新たに設置して各科に科長を置き、責任体制を明確に

				するとともに、動物医療センターの管理及び運営の基本方針等について審議する動物医療センター運営委員会の委員を増員し、学内外の関係者から広く意見を取り入れられる構成とした。 - 平成21年3月に行った文部科学省への原虫病研究センターの共同利用・共同研究拠点申請について、平成21年6月25日付けで「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として認定された。(認定期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日まで) - 犬舎動物実験施設の改修及び中動物実験施設の設置WG実験動物施設に関する動物実験施設を整備するため、動物実験施設等整備WGを立ち上げ、検討した結果、平成21年6月29日付で動物実験施設等整備WG答申をまとめ、学長室へ報告した。この報告をもとに、犬舎の整備を行った。 - 畜産フィールド科学センターの将来構想について昨年度まとめた方向性を踏まえて、具体的なミッション、組織運営体制、業務内容等の見直しを検討するため、「畜産フィールド科学センター整備WG」を設置して8回にわたり検討を行い、平成21年12月25日に「畜産フィールド科学センターマスタープラン案」を学長に報告した。 - 原虫病研究センターに5年の時限で設置した国際監視部門の設置期間が平成22年3月までとなっていること、また、OIEのコラボレーティング・センター及びリファレンス・ラボラトリーとして業務を推進する体制を整備する必要があることから、センター全体の研究組織の見直しについて検討を行った。その結果、平成22年4月より研究組織を再編することとし、規程の改正を行った。 - 地域共同研究センター、地域貢献推進室、戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスの組織の在り方について各組織の長を含む検討会を設置して検討を行った結果、地域共同研究センターと地域貢献推進室は対外的な窓口として統合し、新たなセンターが所掌してワンストップサービスを実施することが望ましいが、戦略マネジメント室と知的連携企画オフィスはこれまでの体制を維持すべきとの結論となった。これを受けて、平成22年4月より地域共同研究センターと地域貢献推進室を統合して、名称を「地域連携推進センター」と改め、「産学官連携室」と「社会貢献室」を設置した新たな組織とする規程の改正を行った。 - 大動物特殊疾病研究センターについて、より動物衛生と食の安全安心を科学する研究組織として再構築する視点から検討を行った。その結果、平成22年4月より名称を「動物・食品衛生研究センター」と改め、研究組織を再編することとし、規程の改正を行った。		
				ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 人事の適正化に関する目標

中期目標

- ・ 教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるよう、人事評価基準・方法の適時・適切な見直しを図る。
- ・ 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。
- ・ 事務職員の専門性等の向上のため、必要な研修機会を確保するとともに、他大学等との人事交流に配慮する。
- ・ 適切な教職員の配置と、人件費の抑制を考慮した人員（人件費）管理に努める。
- ・ 教職員の行動規範を適切に定め、周知徹底を図る。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
				中 期	年 度
○ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 【15】 ・ 多元的業績評価（教員）、勤務業績評価（事務職員）に基づき、評価結果を賞与及び昇格等に適切に反映させるとともに、評価基準・方法の見直しを不断に行い、適切な評価に努める。		III	（平成20年度の実施状況概略） ・ 教員については、平成20年度に12名の採用選考及び9名の昇任選考の際、多元的業績評価情報委員会で決定した総合業績評価値を基準点等として選考を行った。また、多元的業績評価項目中の外部資金獲得状況、社会及び地域貢献並びに管理運営貢献状況を賞与及び昇給に反映させた。なお、企画評価室WGにおける、多元的業績評価項目の見直しの検討結果が教員にフィードバックされ、平成21年度において引き続き検討することとなった。 ・ 事務職員については、平成19年10月から平成20年2月の試行評価の結果を踏まえ、問題点を整理し、平成20年7月から平成21年3月の期間で全職員を対象に、第2次試行評価を実施した。		
		III	（平成21年度の実施状況） 【15-1】 ・ 多元的業績評価（教員）を引き続き、採用・昇任時の選考の際に活用していく他、評価項目中の外部資金獲得状況を昇給・賞与へ反映させる。		
	【15-2】 ・ 事務職員については、給与等に反映させる人事評価システム	III	【15-2】 ・ 事務職員の人事評価システムについて、平成20年度に実施された第2次試行結果を踏まえ、3月に各評価者のヒアリングを実施し、人事評価システム及び		

	の構築について検討する。		昇給・賞与への反映システムの検証を終え、平成22年度からの本実施を決定した。		
○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 【16】 兼職・兼業の拡大、裁量労働制、ワークシェアリング、短時間労働制など柔軟で多様な人事制度の導入について検討する。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) 平成20年度にグローバルCOEプログラムの学際、複合、新領域で『「アニマル・グローバル・ヘルス (AGH)」開拓拠点』が採択されたことに伴い、研究推進にあたり、優秀な研究員等を確保する観点から、AGH職員に関する要項を制定し、年俸制による雇用を可能とした。また、同研究推進体制整備のため、年俸制のAGH助教4名、AGHトップリサーチアシスタント3名、AGHリサーチアシスタント22名、AGH事務員2名及び事務補助員1名を雇用した。さらに、定年退職技術系職員を2名再雇用した。		
	【16】 人材確保のために必要な場合は、新たな人事制度の導入についても柔軟に検討する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) - グローバルCOEの研究推進のため、年俸制によるAGH助教4名、AGH研究員1名及びAGH事務員3名を、月給制によるAGHトップリサーチアシスタント4名及びAGHリサーチ・アシスタント20名を雇用した。 - 事務局のマンパワーの確保及び高齢者雇用確保のため、定年退職事務系職員3名、技能系職員1名を再雇用職員として雇用した。 - 専門知識を有する職員の採用について、法人採用試験を通らなくても採用できる選考採用システムを検討し、平成21年度は施設営繕関係資格及び語学関係の専門知識を有する職員の採用について、公募を実施のうえ選考を行い、施設課に1名を採用し、総務課に1名及び国際企画課に1名の採用を実施した。		
【17】 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の教育などの負担軽減に努める。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教育研究業務補助者の確保（教員の負担軽減策）として、昨年に引き続き、TA100名、RA13名、非常勤研究員等24名を雇用した。平成20年度にグローバルCOEプログラムの学際、複合、新領域で『「アニマル・グローバル・ヘルス (AGH)」開拓拠点』が採択されたことに伴い、研究推進にあたり、優秀なRAを確保する観点からAGH職員に関する要項を制定し、月給制のAGHトップRA及びAGHRAの雇用を可能とし、AGHトップRA3名及びAGHRA22名の合計25名を雇用した。		
	【17】 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の教育研究業務の負担軽減に努める。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 大学運営や研究プロジェクトなどに関わる教員の負担軽減策として、昨年に引き続き、現時点でTA146名、RA22名、非常勤研究員等40名を雇用した。昨年度より、グローバルCOEプログラムの推進にあたり、優秀なRAを確保する観点からAGH職員に関する要項を制定し、月給制のAGHトップRA及びAGHRAの雇用を可能としたが、今年度はAGHトップRA4名及びAGHRA23名の合計27名を雇用した。		
○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策					

【18】 教員の採用は、公募を原則とするとともに、任期制の拡大について検討する。	【18】 教員の採用は、公募を原則として実施するとともに、任期付教員の拡大について検討する。	Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) 教員の採用は公募の原則を貫いており、平成20年度は10件の公募を行った。また、平成19年4月以降新たに採用する助教への任期制適用拡大が順次進行しており、平成20年度は新たに8名の助教を採用した。		
			(平成21年度の実施状況) 教員の採用は公募を原則としており、平成21年度は学長のリーダーシップのもと、戦略的な教員人事に関する基本方針を策定し、これまでに3件の公募を行った。また、引き続き、平成21年度に採用する助教全員に任期制を適用するとともに、任期満了予定の助教2名の再任審査を本学規則に則り実施し、業績等審査の結果、両名の再任を決定した。		
【19】 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の配慮や条件整備を進める。	【19】 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の配慮や条件整備を進める。	Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) 他の国立大学法人との均衡を考慮し、「職員の勤務時間、休暇等に関する規程」について、1日8時間、1週40時間から1日7時間45分、1週38時間45分に短縮することを決定し、平成21年度から実施することとした。		
			(平成21年度の実施状況) 平成21年度から、他の国立大学法人との均衡を考慮し、「職員の勤務時間、休暇等に関する規程」について、1日8時間、1週40時間から1日7時間45分、1週38時間45分に短縮した。		
○ 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策 【20】 外国人、女性及び実務経験者の積極的な採用に努める。	【20】 外国人、女性及び実務経験者の積極的な採用に努める。	Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 外国人の採用については、平成20年10月に英語を母国語とする外国人1名を人間科学研究部門助教に採用した。 - 女性教員の採用については、平成20年5月に女性1名を地域環境学研究部門の助教に採用するとともに、女性教員の積極的採用を推進するため、男女共同参画に関する講演会を平成20年12月に開催した。また、教員公募に際し、女性の積極的な応募を促すメッセージを本学ホームページに示した。 - 実務経験者の採用として、平成20年8月に産学連携、知的財産関係等実務経験を有する者1名を採用し、地域共同研究センター専任教授として配置した。		
			(平成21年度の実施状況) - 女性教員の採用については、平成21年4月に畜産衛生学研究部門に1名、畜産生命科学研究部門に1名、食品科学研究部門に1名の助教に採用し、女性教員の積極的採用を推進した。また、教員公募に際し、女性の積極的な応募を促すメッセージを大学ホームページで引き続き発信している。 - 女性教員の労働環境改善と研究等従事期間の確保を図るため、教員の任期に関する規程について、産前産後休暇及び育児休業の期間を当該任期から除外する改正を行った。		
○ 事務職員等の採用・養成・人					

事交流に関する具体的方策 【21】 国立大学法人が共同して実施する財務会計、人事管理、安全衛生管理などに関する専門的な研修会を積極的に活用する。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 専門的な研修会として、国立大学法人が共同して実施する会計実務研修等、11件の研修に職員19名を参加させるとともに、他機関主催の研修として、政府関係法人会計事務職員研修(文部科学省)、図書館等職員著作権実務講習会(文化庁)、情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会、北海道地区行政管理・監査セミナー(北海道管区行政評価局)、セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会(人事院北海道事務局)、大学マナーセミナー(社団法人国立大学協会)、情報セキュリティ基礎研修、ILLシステム講習会(情報・システム研究機構)、北海道地区学生指導研修会、キャリア支援研修会、教務事務研修会、留学生担当者研修会(日本学生支援機構)、大学職員セミナー(国立大学法人北海道大学)等に職員24名を派遣した。 - 民間等が実施している研修として、業務マニュアル作成基本セミナー(社団法人能率協会)、マスコミの基本知識とマスコミ対応の実務講座(私大職員研修センター)に職員2名を参加させた。	
	【21】 国立大学法人が共同して実施する財務会計、人事管理、安全衛生管理などに関する専門的な研修会を積極的に活用する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) - 国立大学法人が共同して実施する部課長研修等、5件の研修に職員10名を参加させるとともに、他機関主催の研修として、評価・監査北海道セミナー(北海道管区行政評価局)、勤務時間・休暇制度等研修会、セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会(人事院北海道事務局)、北海道地区学生指導研修会(日本学生支援機構)、国立大学法人等若手職員勉強会(国立大学財務・経営センター)、北海道地区メンター養成研修(人事院北海道事務局)、セクシャル・ハラスメント防止研修(人事院北海道事務局)等に職員19名を派遣した。 - 民間等が実施している有料の研修として、学校法人会計(初級編)セミナー(私大職員研修センター)に職員1名を参加させた。	
【22】 国際的な業務を担当する職員を対象に、諸外国へ語学研修や国際交流業務等に関する研修派遣を実施する。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 事務系職員の国際性の涵養、英会話能力の向上のため、平成20年10月より3か月間、事務職員英会話研修を実施し、16名が受講した。 - 事務職員等海外派遣要項に基づき1名を海外研修に派遣した。	
	【22】 国際的な業務を担当する職員を対象に、諸外国へ語学研修や国際交流業務等に関する研修派遣を実施する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) - 事務系職員の国際性の涵養、英会話能力の向上のため、平成21年10月から3か月間、事務職員英会話研修を実施し、10名が受講した。 - 事務職員等の海外派遣については、従来学術交流協定締結大学等との交流進展並びに大学関係業務の調査・視察等を行うことを目的に、主に海外の大学に派遣してきたが、平成21年度より、語学力向上を目的として、海外の語学学校等本学の国際交流に資すると認められる機関に対する派遣も可能となるよう要項を改正した。これにより、海外語学研修として、平成21年11月上旬に2名の職員を海外の語学学校に派遣した。	
【23】 組織の活性化と能力向上のため		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) 平成20年度は、北海道地区の他機関等との間で局長1名、部長2名、課長1	

め、他大学等との人事交流を計画的に実施する。			名、専門職員 1 名について人事交流を行った。また、身上調書及び各課ヒアリング等による職務上の意向、他機関への出向及び組織改革等、希望や構想の把握はもとより、他大学との人事交流計画の打合せも随時行っており、必要な情報の収集・共有を図り、計画的人事交流を進めた。	
	【23】 組織の活性化と能力向上のため、他大学との人事交流を計画的に実施する。	III	(平成21年度の実施状況) 平成21年度は、北海道地区の他機関等との間で課長 1 名、課長補佐 1 名、係長 1 名及び主任 1 名について人事交流を行った。また、身上調書及び各課ヒアリング等による職務上の意向、他機関への出向及び組織改革等、希望や構想の把握はもちろん、他大学との人事交流計画の策定に向けた協議も定期的に行っており、必要な情報の収集・共有を図り、計画的人事交流を進めた。	
○ 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 【24】 人員については、組織の活性化と人件費の抑制に配慮しつつ、本学の教育研究の理念・目標が十分に達成できるように適切な教職員の配置と人件費の管理を行う。		III	(平成20年度の実施状況概略) 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度の教職員数については、1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数 1、事務系職員数 2 を削減し、常勤職員数 238 名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。	
	【24】 策定済みの財政運営計画に基づき教職員の配置と人件費管理を適切に行う。	III	(平成21年度の実施状況) 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成21年度の教職員数については、1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数 1、事務系職員数 2 を削減し、常勤職員数 235 名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。	
【25】 中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため、外部資金による人的資源の獲得に努力する。		III	(平成20年度の実施状況概略) 組織改革や研究プロジェクト等推進のための人的資源の確保として、受託研究費等の外部研究資金で研究員 14 名、技術者 17 名、事務員 8 名を採用する等、外部資金による人的資源の確保を進めている。	
	【25】 中長期的な組織改革計画に沿った組織改革や研究プロジェクト等を推進するため、外部資金による人的資源の獲得に努力する。	III	(平成21年度の実施状況) - 組織改革や研究プロジェクト等推進のための人的資源の確保として、受託研究費等の外部研究資金で研究員 31 名、技術者 19 名、事務員 9 名を採用する等、外部資金による人的資源の確保を進めている。 - 産学官連携活動や研究成果の技術移転を推進するため、文部科学省「産学官連携戦略展開事業」に積極的に応募し、同事業の「コーディネートプログラム」により、コーディネーター 1 名を確保するとともに、「戦略展開プログラム」の採択による事業推進のため、産学官連携研究員をコーディネーターとして 1 名雇用した。また、次年度以降もコーディネート機能の充実を図るため、文部科学省の「イノベーションシステム整備事業」の「大学等産学官連携自立化促進プログラム」に申請し、外部資金による人的資源の獲得に努めている。	

○ 教職員の行動規範等に関する具体的方策 【26】 利益相反や責務相反等を防止する観点から、就業規則等で産学連携の相手方や関係業者等との間で教職員が守るべき行動規範を定め、周知徹底を図る。	(平成16年度に関係規則等を整備済であるため、平成21年度は計画なし)	III	(平成20年度の実施状況概略) - 利益相反等の防止については、既に就業規則、役職員倫理規程及び産学官連携及び知的財産活動に係る利益相反の防止等に関する規程において定め、周知徹底を図っているところであり、平成20年度においては、これらの規則等に違反する行為はなかった。 (平成21年度の実施状況) - 産学官連携活動により生じる利益相反について大学として主体的にマネジメントするため、平成21年8月12日付けで国立大学法人帯広畜産大学利益相反審査委員会細則を制定し、外部の有識者1名を含む8名の委員で構成する利益相反審査委員会を設置した。同委員会では、早速利益相反マネジメントに取り組み、平成21年10月1日に利益相反セミナー「産学連携における利益相反のマネジメントとアドバイスの実務」を開催したほか、「帯広畜産大学における利益相反の取り扱い」を作成し、全教職員に配付して周知を図った。その後、全教職員を対象に利益相反自己申告書の提出を求め、企業等との産学連携活動、審査を行うため計4回開催した。
【27】 組織的な社会との連携を円滑に推進する観点から、教職員が業務において行った発明等に関しては、就業規則等において原則法人帰属であることを定め、管理運用を図る。	(平成16年度に関係規則等を整備済であるため、平成21年度は計画なし)	III	(平成20年度の実施状況概略) - 知的連携企画オフィスにおいて、引き続き知的財産基本規則及び職務発明取扱規程に基づき、発明届等に関する審議を行った。平成20年度は、教員から28件の発明届の提出があり、知的連携企画オフィスで審議の結果、27件を大学帰属、1件を個人帰属とした。また、知的財産関連諸規程の見直しを検討した結果、知的連携企画オフィスの学内位置付けを明確にする課題が見えてきたこと、地域共同研究センターの組織の見直しの検討の中で、知的連携企画オフィスの責任体制等もあわせて検討しており、今年度知的財産関連規程を改正しても、再度見直しが必要となるため、平成20年度の規程改正を見送り、平成21年度において地域共同研究センターの組織見直しとともに、知的連携企画オフィスに関する規程整備を検討することとした。 (平成21年度の実施状況) - 知的連携企画オフィスにおいて、引き続き知的財産基本規則及び職務発明取扱規程に基づき、発明届等に関する審議を行った。平成21年度は、教員から22件の発明届の提出があり、知的連携企画オフィスで審議の結果、21件を職務発明と認定し大学帰属とした。 - 地域共同研究センターの組織見直しについて、地域共同研究センター、地域貢献推進室、戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスの組織の在り方について各組織の長を含む検討会を設置して検討を行った結果、地域共同研究センターと地域貢献推進室は対外的な窓口として統合することとし、戦略マネジメント室と知的連携企画オフィスはこれまでの体制を維持すべきとの結論となった。
【28】 予算の適正な執行に関して、監査体制の充実に努め、より透		III	(平成20年度の実施状況概略) 平成20年4月から研究費の不正使用防止のため、1件当たり50万円未満の教育研究に必要な物品の教員発注を認め、同時に、財務課に検収室を設置し、納

明性を高めるとともに、教職員への周知徹底を図る。

- 品される物品等の検収体制を整えた。
- ・ 謝金の不正支出を防止するため、謝金の取扱いマニュアルを作成し、大学ホームページに掲載するとともに、メール等で全学に周知した。
- ・ 教職員及び本学と取引のある民間企業に預け金に対するアンケート調査を行い周知啓蒙を行った。
- ・ 予算の適正な執行を教職員に啓蒙するため、平成20年度は2回の説明会を開催し、採択者には科研費ハンドブック（研究者用）を配付する等、不正使用防止の周知徹底を行った。説明会の実施状況は次のとおり。
 - ・ 平成20年6月に、文部科学省学術研究助成課長を招き、科学研究費補助金制度説明会を開催し、科学研究費補助金制度の概要、科学研究費の適正な使用等について説明し、制度の理解を深めるとともに不正使用防止の周知徹底を行った。
 - ・ 平成20年9月に平成21年度科学研究費補助金公募要領等説明会を開催し、制度改正等及び科学研究費の適正な取扱いについて説明し、不正使用防止の周知徹底を行った。
- ・ 各現場部門の自己点検による第1次モニタリングとして、第1次不正防止実施計画フォローアップ、研究費の不正使用防止に向けた取り組みに係るアンケート調査（アンケートアプローチCSA）、研究費の適正な執行・管理を目的としたCSA（ワークショップアプローチCSA）を実施した。
- ・ コンプライアンス室による第2次モニタリングとして、第1次不正防止実施計画進捗状況報告書（不正防止計画の進捗状況管理）、研究費の執行・管理に係る内部統制の状況分析報告書（研究費の執行・管理に係る内部統制の整備・運用状況のモニタリングを実施した。
- ・ 研究者及び事務職員の行動規範の策定と周知徹底を図るため、平成19年10月に、「研究活動に携わる者の行動指針」を制定し、平成20年度に実施した第1次モニタリングにおけるアンケートによって、行動指針の理解度について調査を行った。
- ・ 平成20年4月より教員が自ら管理している予算又は責任者として管理している予算の範囲内であって、1件50万円未満の教育研究に直接必要な物品の購入及び役務について、希望がある場合には、教員発注を認めることとした。その上で、物品等の検収を厳格に実施するため、財務課に検収室を設置した。検収室には、室長及び検収担当専門職員を配置するとともに、学術情報課、畜産フィールド科学センターに検査職員補助者を指名し、検収を事務職員が行うことにより、発注・検収業務当事者以外のチェックが機能するシステムを構築した。
- ・ 出張計画の把握については、旅行命令簿を総務課人事グループにおいて、内容確認し、出勤簿、補助簿を整理している。総務課決裁後、財務課において旅行命令簿を決裁し、出張終了後は、必ず総務課に出張報告書を提出させている。また、航空機使用による出張の場合は、必ず領収書及び航空券の半券を提出させている。（従来と変更なし）
- ・ 非常勤雇用者の勤務状況の把握については、非常勤職員就業規則に基づき、出勤簿、勤務時間報告書、超過勤務命令簿により勤務状況を把握している。事務局を主な就業場所としている非常勤職員については、各課において勤務状況を対面式に確認し、研究棟を主な就業場所としている非常勤職員については、平成20年4月から人事担当者が無作為に選んだ非常勤職員の勤務場所に出向き又は事務室等において面談等を実施した。
- ・ 平成19年10月に競争的資金等の不正への取り組みに関する方針及び意思決定手続き、相談窓口、通報窓口等をホームページで公表している。平成20年7月には、大学の取組・問題意識を教職員全体に周知することを目的とした「研究費の不正使用防止に向けた取り組みに係るアンケート調査」を実施した。
- ・ 科学研究費補助金を適正に執行するための説明会及び研究費の不正使用防止

	に関する説明会として、平成20年6月及び9月に科学研究費補助金、平成20年7月にグローバルCOEに関する全学説明会を行い、適正な執行と不正防止のための対策について周知を行った。 - 平成20年9月に、統括管理責任者（学長）から全教職員に向けたメールによって、研究費の適正な執行・管理の徹底について周知を行った。 - 監査室による第3次モニタリングとして、コンプライアンス室が行う不正防止計画の進捗状況のモニタリング、組織全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリングを実施した。 - 不正防止計画の策定・実施として、最高管理責任者の指示と3次からなるモニタリングの結果を踏まえて、コンプライアンス室において第2次不正防止計画を策定し、平成21年度の実施計画とした。
【28-1】 予算の適正な執行に関して、監査体制の充実に努め、より透明性を高めるとともに、教職員への周知徹底を図る。	Ⅲ (平成21年度の実施状況) 【28-1】 - 物品等の検収体制について、検収室で「検収対象外」としていた物品等の取扱いを見直し、「実態において検収可能なもの」、「不可能で証拠書類等で検収するもの」に区分し、それらを「検収対象外としていた物品等の取扱い(Q&A)」として作成し、全教職員にメールを送信するとともに学内ホームページに掲載して学内教職員に周知することにより、検収体制の強化を図った。 - 謝金の従事確認報告書に他の就労実績の有無を確認する項目を追加するとともに、検収室において従事者本人に就労実績状況の確認を行っている。 - 外部資金の適正な執行を行うため、組織の見直しを行い、財務課で取り扱っていた外部資金の執行管理事務を研究協力課に移して外部資金支援係を新設し、既設の研究協力係とともに研究協力グループとして外部資金の受入から執行まで一元管理する事務処理体制を構築し、外部資金の執行管理体制を整備した。 - 外部資金の執行については、物品請求システムにおいて研究協力課の事前承認がなければ執行できない取扱いに改めるとともに、研究開始時に四半期単位の執行計画書の提出を義務付けた。また、9月末現在と12月末現在の2回にわたり、外部資金の執行状況を調査して研究代表者に通知するとともに、執行計画書と大きく異なるものについては、状況を確認し計画的な執行を促した。さらに、1月以降についても随時執行状況を確認しながら、必要に応じて研究代表者に確認を行い適正な執行を促した。 - 科学研究費補助金制度の理解促進と、採択者の増加及び補助金の適正な執行を目的として、6月25日と10月6日に科学研究費補助金制度説明会を開催した。 - 学内の新任研修会及び科学研究費補助金説明会において、物品等の教員発注及び納品検収体制について説明を行うとともに、学内ホームページに掲載し、周知を図っている。
【28-2】 平成20年度に実施した研究費の不正使用防止に向けた取り組みをモニタリング活動によって検証し、その結果を踏まえて更なる体制の充実に努める。	Ⅲ 【28-2】 - 平成20年度に策定された第2次不正防止計画について、平成21年度に下記事項を実施した。 (1) 統制環境 - 研究費の不正使用を防ぎ、適正な執行管理に努めることについて、最高管理責任者の意向を明確に示すため、平成21年10月14日付けで、最高管理責任者・学長名で研究費の適正な執行・管理について全教職員へメールを送信し周知した。 - 各自の業務に関する知識の涵養を図るため、平成21年9月18日に、学内ホー

				ムページに業務マニュアルを掲載した。 ・「研究活動に携わる者の行動指針」について、全教職員に対し平成21年10月14日付けのメールの中で周知を行った。 ・研究活動に限った行動指針のみならず、本学に向けられた社会からの要請や使命を具体的に文書化し、教職員の価値判断の基準となる行動規範を作成するため、「行動規範」を作成する必要性について、全教職員を対象としたアンケートを実施し、結果を学内ホームページに公開した。 (2) リスクの評価と対応 ・CSA設定の改善については、「平成22～27年度年度計画・年度実施計画」の策定にあたり、各課・室と企画課による第1次モニタリング、その後、企画評価室による検証作業として第2次モニタリングを行った。		
【29】 ・ セクシャル・ハラスメント等防止対策を検証し、必要に応じ見直しを行うとともに、人権擁護の周知徹底を図る。		III	(平成20年度の実施状況概略) ・ ハラスメント防止に関するポスターの掲示及びカードを配布し、教職員及び学生に周知を図るとともに、人事院北海道事務局主催の「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会」に相談員1名を参加させた。			
		III	(平成21年度の実施状況) ・ 人事院北海道事務局主催の「セクシュアル・ハラスメント相談員セミナー及び苦情相談に関する担当者研修会」に相談員1名を、「セクシャル・ハラスメント防止対策担当者会議」に担当職員1名を参加させた。また、本学に新たに採用・転任した職員を対象に開催した新任職員研修において、本学ハラスメント相談員によりハラスメント防止に関する講義を実施した。 ・ 「パワー・ハラスメントを起こさないための言動例」を、学内ホームページ上で教職員に周知した。 ・ ハラスメントの防止を図ることを目的に、平成22年2月22日に「ハラスメントをどう防止するか～加害者にも被害者にもならないために～」と題した講演会を本学教職員を対象に、外部講師を招いて開催した。 ・ 学生の全般的な相談については、クラス担任、ユニット担任の学生支援教員、オフィスアワー及び指導教員等により教員が直接面談した上で指導を行い、学習から心身の健康に関する相談については、キャンパス内に設置されている「学生相談室」により、カウンセラーが相談に応じている。			
				ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標

- ・ 事務組織の効率化・合理化を推進する。
- ・ 外部委託等を積極的に活用する。
- ・ 事務情報化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図る。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策【30】 ・ 課、室、係等の見直しを図り、再編する。		III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 研究費の不正使用防止等に係る第1次不正防止計画に基づき、物品等の検収を厳格に実施するために、財務課の体制を見直し、平成20年4月より新たに検収部門として検収室を設置し、室長及び検収担当専門職員を配置した。また、学術情報課、畜産フィールド科学センターにも検収部門を設置し、物品等の検収体制を強化した。さらに、教員が管理する研究費等で、1件50万円未満の教育研究に必要な物品等について、契約手続きの迅速化を図るべく、教員発注を認め契約権限の責任を明確にした。 ・ 有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。 ・ 物品請求システムを試験的に活用し、工事の発注状況等の情報の共有化を行った。また、毎月2回程度、課内打合せを実施していること及び学内ホームページを情報共有ツールとして、業務スケジュール管理等に積極的に活用し、業務の効率化を推進した。 ・ 施設整備に対して、学内から意見募集を行い、整備の方向性の参考とすることや学内コンセンサスを得ることを目的として実施している。また、簡易なアンケートシステムの利用若しくは、PDFの機能を使用したアンケート収集など、利用の可能性について検討を行い、具体的な導入時期や実施の方策について平成21年度において継続して検討することとした。		
				（平成21年度の実施状況） ・ 課、係等の体制について以下のとおり見直しを行い、それぞれ運営体制の強化を図った。 ○総務課 ・ 秘書係を廃止し、総務係での大学運営業務と役員等秘書業務との一体化を図った。 ○企画課		

			・情報システムグループを学術情報課から企画課へ移管し、全学的大学情報データベース構築構想の推進を図った。 ○研究国際課→研究協力課 ・研究協力課に改組、再編し産学連携支援機能を強化した。 ・外部資金支援係を新設し、外部資金の申請から決算業務までを一元化し業務の効率化を図った。 ・共同利用・共同研究拠点係を新設し、原虫病研究センターの支援体制の充実を図った。 ○国際企画課（新設） ・学務課から留学生支援、研究国際課から国際交流支援の両機能を移管し、国際企画係、留学生企画係を設置し、留学生も含めた国際交流窓口のワンストップサービスを実施した。 ○地域共同研究センター ・地域貢献推進機能を学務課から地域共同研究センター（所掌課：研究協力課）へ移管し、産学官連携業務と生涯学習に係る地域サービス業務の一元化を図り、地域に対する窓口を一本化することによるワンストップサービスを実施した。 ・道内国立大学法人間における業務の集約化及び共同化の一環として、平成21年3月23日付けで締結した「北海道地区国立大学法人の資金の共同運用に係る協定」（通称「Jファンド」）に基づき、平成21年度から余裕資金の共同運用を開始し、本学は、7億円の余裕資金を「Jファンド」により運用した。また、物品の共同調達については、平成21年10月30日付けで道内国立大学法人間で協定書を取り交わし、平成22年4月からPPC用紙の共同調達契約を行うこととなった。	
○ 業務の外部委託に関する具体的方策【31】 ・事務の外部委託について調査検討を行い、可能な業務は積極的に推進する。		III	（平成20年度の実施状況概略） ・平成19年度以前から外部委託している、施設情報管理システムのデータ入力、施設整備費補助金事業の設計・積算業務、屋外環境保全業務、大学ホームページ更新業務、電気保安、清掃、警備、緑地保全等の施設管理業務、購入図書目録及び装備業務、駐車場利用実態調査、少額工事の実施設計・旅費計算業務について、平成20年度も継続して外部委託を実施した。 ・平成20年度においては、下記事項について外部委託に向けた検討を行った。 ・駐車場管理業務については、コスト及び質の観点から非常勤職員で実施しており、平成21年度からの外部委託の実施に向け検討を行った。 ・職員宿舎は老朽化が著しく、順次取り壊しを進めていることから、新整備時に管理業務を全面委託することとして計画している。また、学生寄宿舍に関しては、管理外注の具体的な内容について、検討WG及び学生寮代表者と協議を実施した。 ・旅費支給業務の全面外部委託については、北海道大学が中心となり道内7大学での連合旅費システム構築について検討し、平成21年度においても継続して検討することとなった。	
	【31】 ・事務の外部委託について調査検討を行い、可能な業務は積極的に推進する。	III	（平成21年度の実施状況） ・法人化後、特に高度な専門的知識と経験を必要とする労務管理について、人事労務問題解決の迅速化を図るべく、人事労務コンサルティング業務を専門とする業者と契約を締結し、人事・労務に関する相談・質問対応や、法令の改正	

			等の定期的な情報提供を受けることが可能となり、コンプライアンス確保のための体制が強化された。 - 平成20年度より継続して検討している連合旅費システム構築について、平成21年度は、各大学での規程等の整備が必要であること、各大学において現在使用しているシステムの相違等の確認にとどまり、平成22年度において引き続き検討することとなった。 - 情報処理センターに関しては、情報関係企業から出向された非常勤の情報処理専門職を配置するとともに、情報システムの保守管理、サーバの脆弱性調査等で業務の外部委託を実施した。 - 駐車場管理業務において、平成20年度での検討を踏まえ、平成21年度から外部委託を実施した。 - 学生寄宿舍管理については、平成20年度からの検討WG及び学生寮代表者との協議を踏まえ、窓口業務及び光熱水費の検針業務について外部委託を実施した。また、次年度からの清掃業務、駐車場管理業務等を含めた統括的な寄宿舍管理業務の外部委託契約を行った。 - 有害廃棄物の処理業務については、平成21年度から外部委託を実施している。また、処理に係る事務手続き等においては、再雇用職員で対応しており、次年度より全面外部委託に向け、有害廃棄物処理委員会で検討を進めている。 - ICカード学生証とICカード職員証の作成業務を外部委託した。 - 平成19年度以前から外部委託している購入図書目録作成及び装綴業務において、図書資料の安定した供給体制、経費削減及び業務の省力化が図られ、納入期間も1週間ほど短縮された。なお、今年度は1,739冊の図書資料の目録作成及び装綴業務を外部委託により実施した。このほか、施設情報管理システムのデータ入力、施設整備費補助金事業の設計・積算業務、屋外環境保全業務、大学ホームページ更新業務、電気保安、清掃、警備、緑地保全等の施設管理業務、駐車場利用実態調査、少額工事の実施設計・旅費計算業務、大型バス運転業務、除雪作業業務について、本年度も継続して外部委託を実施した。	
○ 事務処理の簡素化及び迅速化に関する具体的方策 【32】 各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図るため、システムの導入や、設備の充実又は老朽化した設備の更新について計画的に推進する。		III	(平成20年度の実施状況概略) - 科学研究費システムについて、平成20年度に新規に導入し、教員がWeb上で予算執行、購入等の状況照会が容易に把握できるようにし、事務処理を簡素化・迅速化させた。 - 平成20年度に大学に帰属している発明に関し、審査請求期限日管理など特許の適正な管理運用を図るため、特許管理ソフト「特許帳」をネットワーク型の専用パソコンとともに導入し、特許の適切な管理運用に努めるとともに業務の簡素化が図られ、迅速性が向上した。 - 家畜病院改修事業に伴い、平成20年度に電子掲示システムを導入し、利用者の利便性の向上を図るとともに、周知業務の電算化により事務処理を簡素化した。 - 附属図書館に平成20年度に入館システムを導入し、正確な利用者情報及びセキュリティの強化が図られ、図書館業務の時代的な変化に即応したサービスの迅速化・業務の省力化を行った。	
	【32】 各種業務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化・迅速化を図るため、システムの導入や、設備の充実又は老朽化した設備の更新について計画的に推進する。	III	(平成21年度の実施状況) 現在稼働中である物品請求システム及び財務会計システムについて、予算管理者（教職員）、財務課担当者が予算残額をリアルタイムで把握できる機能等	

	速化を図る。		を追加し、利便性の向上及び予算執行の早期化を推進した。 - 外部資金の執行管理のため、支出決議書をもとにExcelで個別の差引簿を作成していたが、入力の手作業量が膨大であるとともに、正確性にも問題があることから、同様の差引簿を財務会計システムから出力できるようにカスタマイズを行い、事務の簡素化・迅速化を図った。 - 授業料債権管理システムにかわるシステムとして、学納金システムを導入し、授業料債権のほか、寄宿料債権も対象とすることにより事務の効率化を図った。 - 教務システムへの学生の履修登録において、学務課でこれまでOCRによる入力を実施していたが、入力方式を学生によるWeb登録としたため、事務処理の簡素化・迅速化を図った。 - 知的財産管理費用の削減を図るため、発明の内容が複雑でないなど特許出願書類の作成を弁理士に依頼する必要があるものについては、発明者に明細書を作成してもらい、インターネット出願制度を活用して出願することとし、これに必要となる電子証明書を取得した。本年度はこれにより1件の出願を行った。 - 学内ホームページを簡便な操作で更新できるコンテンツマネジメントシステムを運用しており、引き続き情報発信や情報の共有化を行っている。また、従前から外部向けに公開していた工事契約情報ホームページを物品調達、役務契約等を含めた総合的な入札契約情報ホームページに改修し、財務課と共同運用並びに簡易的な操作でWebページに反映できるアップローダーを使用することにより事務の簡略化を図った。	
			ウェイト小計 ----- ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

.....

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16年度～20事業年度】

○ 中期目標期間中の経営戦略の策定

人員管理及び予算配分について経営戦略を策定し、「任期制の拡大」として、畜産衛生学専攻採用の助手等に任期制を適用したほか、平成19年4月以降の助教採用者全てに任期制を適用し、「教職員数の削減」として、平成17年度以降、教員数1、事務系職員数2を毎年削減し、「教職員の戦略的配置」として、採用等の案件ごとに補充が必要な分野に係る人事に関する方針を学長が策定し、戦略的な人員管理を実施した。「戦略的予算配分」として、予算を経常的経費と戦略的経費に区分するとともに、経営戦略に基づく予算配分を実施し、経常的経費の教育研究経費は、各教員からの予算要求と大学教育センターにおける査定に基づき傾斜配分を行い、戦略的経費は、学長裁量経費である学内公募型プロジェクト研究経費（教育研究改善プロジェクト経費）などによって配分し、特に平成20年度からは、優れた業績をあげた研究者に対し、インセンティブ付与等戦略的な予算配分を実施している。

○ 人件費管理を中心とする財政運営計画の策定

国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営改善WGを設置し、教員及び事務職員の適正数、人件費の観点からの教職員組織の見直し等について検討し、「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。

○ 人事の適正化に関する取組

教育、研究、管理運営業績等の多面的側面から客観的に評価し、教員の人員配置等に活用することを目的とした多面的業績評価は、平成14年の導入以来、随時その評価項目等を見直し充実を図っている。法人化以降に実施した全ての教員人事について、多面的業績評価による業績評価を実施したほか、平成19年4月の助手から助教への移行審査の際にも多面的業績評価を活用した。

○ 「平成20年度大学改革」の推進

(1) 学部の「学科制から課程制への変更」と「研究域」の創設

「獣医・農畜産融合の教育」を推進するため、平成20年度より学部を学科制から課程制に変更し、専門教育コースであるユニット及び教育カリキュラムの改編を行った。また、学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織として設置した「研究域」は、学士、修士及び博士の各課程の教育に参画している。

(2) 大学教育センターの改編

大学教育の実施に責任を持つ組織として、平成14年度大学改革により設置した大学教育センターの運営機能について、教育学生支援部、大学院教育部、教育改善部の3部体制から、学部教育部、大学院教育部の2部体制に改編し、FD等の業務を扱う教育改善部は、部体制からスタッフ制の教育改善室に移行し実施組織とした。

(3) 大学運営体制の改編

教育研究組織の改編に伴い、平成19年度以前の学長補佐体制として位置付けていた学長補佐室を廃止し、理事が兼務する副学長2名の他に、担当を明確にした副学長3名（企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当）を置き、各種委員会の長等ともなる役割を副学長5名で担う体制に移行し充実させた。平

成20年6月には、これらを中心とする「学長室」が設置され、大学運営に関する戦略的事項の検討及び企画立案が行われている。また、新しい教員組織である「研究域」設置に沿って教育研究評議会の構成員を変更し、学長、理事、副学長、事務局長、「研究域」の部門長・副部門長及び各センター長とするとともに、新たに「運営連絡会議」及び「部門会議」を設置した。運営連絡会議では、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議事項等・審議結果を各部門長・センター長に伝達し、各部門長等は、部門会議・センター会議において審議事項等を各構成員に伝達するとともに、意見を聴取し、学内の合意形成に活用している。

○ 「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制の充実

(1) モニタリングの実施

平成19年度に設置した「コンプライアンス室」により、各現場部門の自己点検による第1次モニタリングとして、第1次不正防止実施計画フォローアップ、研究費の不正使用防止に向けた取り組みに係るアンケート調査、研究費の適正な執行・管理を目的としたCSA、「研究活動に携わる者の行動指針」のアンケートによる行動指針の理解度についての調査を実施した。第2次モニタリングとして、第1次不正防止実施計画進捗状況報告書、研究費の執行・管理に係る内部統制の状況分析報告書のモニタリングを実施し、監査室による第3次モニタリングとして、コンプライアンス室が行う不正防止計画の進捗状況のモニタリング、組織全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリングを実施した。また、不正防止計画の策定・実施として、最高管理責任者の指示と3次からなるモニタリングの結果を踏まえて、コンプライアンス室において第2次不正防止計画を策定した。

(2) 研究費不正防止に係る取組

平成20年4月より1件50万円未満の教育研究に必要な物品の購入等について、教員発注を認め、その上で、物品等の検収を厳格に実施するため、財務課に検収室を設置し、発注・検収業務を当事者以外の者がチェックする体制を整えた。また、謝金の不正支出を防止するため、謝金の取扱いマニュアルを作成し、大学ホームページ、メール等により全学に周知した。

【平成21事業年度】

○ 修士課程3専攻の改組

学長が定めた基本方針である「大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実」を実現するため、修士課程において、すでに畜産衛生学専攻で導入している大学院教育の実質化について、修士課程3専攻でも実施すべく、「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG」において3専攻再編の方向性、名称、コース、目的等が検討され、「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」「4学期制」「専攻間の講義の相互乗り入れ」「インターシップ演習（選択科目）の設定」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG答申」を受け、役員会等の審議を経た上で平成21年6月に設置審査資料を文部科学省に提出した。その後、設置審で認可され、設置報告書を提出し、平成22年4月から新たな修士課程3専攻としてスタートした。

○ 学内各種研究施設、学内共同利用施設の見直し

平成21年4月より「附属家畜病院」を「動物医療センター」に改組し、設置目的を「動物医療を通して獣医学及び畜産学に関する教育研究を行うとともに、地域動物医療の進展に寄与することを目的とする」と改め、「伴侶動物診療科」、「産業動物診療科」、「診断検査科」の3科を新たに設置して各科に科長を置く構成とした。

平成20年度に申請していた原虫病研究センターの共同利用・共同研究拠点申請について、平成21年6月25日付けで「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として認定された。また、原虫病研究センターに5年の時限で設置した国際監視部門の設置期間が平成22年3月までとなっていること、また、OIEのコラボレーティング・センター及びリファレンス・ラボラトリーとして業務を推進する体制を整備する必要があることから、センター全体の研究組織の見直しについて検討を行い、平成22年4月に組織を再編するため規程の改正を行った。

地域共同研究センター、地域貢献推進室、戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスの組織の在り方について各組織の長を含む検討会を設置して検討を行った結果、地域共同研究センターと地域貢献推進室は対外的な窓口として統合し、新たなセンターが所掌してワンストップサービスを実施することが望ましいが、戦略マネジメント室と知的連携企画オフィスはこれまでの体制を維持すべきとの結論となった。これを受けて、平成22年4月より地域共同研究センターと地域貢献推進室を統合して、名称を「地域連携推進センター」と改め、「産学官連携室」と「社会貢献室」を設置した新たな組織とする規程の改正を行った。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用

【平成16～20事業年度】

平成16年度に設置した学長補佐室を、理事が兼務する副学長2名の他に、担当を明確にした副学長3名を置くことによる機動的な学長補佐体制とし、これらを中心とした「学長室」を設置し、大学運営に関する戦略的事項の検討及び企画立案を行う体制を整えた。また、運営連絡会議及び部門会議を設置し、大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段を改善した。その他、平成19年度に設置したコンプライアンス室による3次にわたるモニタリングの実施、研究費不正防止に資するため、1件50万円未満の教員発注の容認及び検収室の設置、謝金取扱マニュアルの作成等を行い、体制を充実させた。

【平成21事業年度】

「学長室」の体制について、平成21年12月末の理事及び副学長の任期満了に伴い、平成22年1月からの体制について見直しを行い、理事・副学長については、総務・研究担当、教育・学生担当を、教育・研究担当、総務担当に変更、副学長については、企画評価担当、学部教育担当、地域連携・国際協力担当を、企画担当、学生担当、国際担当に変更するとともに、新たに財務担当の副学長を加え、理事・副学長2名、副学長4名の体制とした。また、平成22年3月末で任期満了を迎える全学的な委員会組織について、教員の教育研究活動以外の負担軽減及び大学運営等への参画機会の適正を図ることを考慮し、委員の選出を行った。

○ 法人としての総合的な観点からの戦略的・効果的な資源配分の実施

【平成16～20事業年度】

教員の採用については、欠員補充から平成18年度に策定した財政運営計画を踏まえ、学長のリーダーシップのもと、学長室において補充に関する基本方針原案を策定したうえで、教員人事を役員会に諮っている。予算配分にあたっては、学長が予算配分の基本方針を策定し、経常的経費と戦略的経費を区分した上で、学内各部局等からの予算要求に対して、経営戦略に基づく査定を行い、全学的視点から予算配分案を策定している。経常的経費に区分される教育研究経費については、配分各教員からの予算要求と、大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分を継続して実施している。また、戦略的経費である学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費の配分については、経費区分、予算規模等について毎年度見直すとともに、外部資金の間接経費を財源として戦略的かつ重点的に配分している。また、平成20年度からは、優れた業績をあげた研究者に対し、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを付与している。

【平成21事業年度】

教員の採用については、研究域を構成する各部門において、教員等の人事に関する要望をとりまとめ、学長のリーダーシップのもと、戦略的な教員人事に関する基本方針を策定している。平成21年度は、3件の教員人事に関する基本方針を策定し、戦略的な教員配置を推進した。予算配分にあっては、引き続き、学長による予算配分基本方針の策定、教育研究経費の大学教育センターにおける査定に基づく傾斜配分等を実施するとともに、学長裁量による学内公募型プロジェクト研究経費（教育研究改善プロジェクト）について経費区分を見直し、新任教員の教育研究活動の開始を支援するための「教育研究スタートアッププロジェクト」を新設し配分した。

○ 業務運営の効率化

【平成16～20事業年度】

平成16年度に事務組織を企画総務部、教育研究協力部の2部体制に再編し、平成17年度には、人件費抑制等の人員管理方針のもと、事務職員数の減、対応力向上と効率化に資するため、事務組織のグループ化を進め、平成19年度には事務局に業務改善・合理化提案WGを設置し、超過勤務の抑制、業務改善意見等が自由に提案できる環境の整備、業務マニュアルの作成と情報共有等について検討を行い、平成20年1月に「業務改善・合理化に関する提案書」を取りまとめ、平成20年度には「研究域」設置に伴い、教育研究評議会の構成員を部門長、副部門長に改め、大学運営における学内の合意形成等の意思疎通手段を改善した。また、部局長会議を運営連絡会議に改編し、役員会、経営協議会、教育研究評議会、各種委員会等の審議結果等を当該構成員を通じて、学内教職員に伝達するとともに、学内の合意形成に活用している。

【平成21事業年度】

事務組織の再編として、総務課において、秘書係を廃止し、総務係に大学運営業務と役員秘書業務の一体化を実施した。全学的データベース構築構想の推進のため、情報システムグループを学術情報課から企画課へ移管した。研究国際課を研究協力課に改組のうえ、外部資金支援係を新設し外部資金の申請から決算業務までを一元化し、更に共同利用・共同研究拠点係を新設し原虫病研究センターの支援体制を強化した。国際企画課を新設し、学務課から留学生支援、研究国際課から国際交流支援の両機能を移管し、国際企画係、留学生企画係を設置し、留学

生も含めた国際交流体制のワンストップサービスを実施した。地域貢献推進機能を学務課から地域共同研究センター（所掌課：研究協力課）へ移管し、産学官連携業務と生涯学習に係る地域サービス業務の一元化を図り、地域に対する窓口を一本化することによるワンストップサービスを実施するなどの取り組みを行い業務の効率化・合理化を図った。

○ 収容定員を適切に充足した教育活動の状況

【平成16～20事業年度】

平成16年度から平成20年度までの各年度における、学士、修士、博士の課程ごとの定員充足率（各年5月1日現在）は以下のとおりである。

- ① 学士課程 平成16年度：105.1% 平成17年度：105.3% 平成18年度：106.5%
平成19年度：106.4% 平成20年度：105.0%
- ② 修士課程 平成16年度：93.8% 平成17年度：103.6% 平成18年度：100.0%
平成19年度：117.9% 平成20年度：116.1%
- ③ 博士課程（平成18年度設置） 平成18年度：200.0% 平成19年度：185.7%
平成20年度：133.3%

【平成21事業年度】

平成21年度における課程ごとの定員充足率は、学士課程104.8%、修士課程100.0%、博士課程135.3%となっている。

○ 外部有識者の積極的活用

【平成16～20事業年度】

経営協議会学外委員に、地元民間企業経営者、大手企業役員、産学官連携を推進するために北海道経済産業局長等を選考したほか、平成18年度からは、学内の主要会議の全てに監事が陪席し、外部有識者、監事の意見をより一層大学運営に反映させる体制とした。大学運営に係る方針策定に関して、外部有識者の提言を積極的に活用するため、平成18年度より、「方針審議」を追加し、「方針審議」を経た後に、当該方針のもとに課題を具体化させ「議題」、「報告」へと進むこととした。平成19年度は、平成20年度概算要求事項の選定並びに役員及び職員の給与改定に関する2件の事項について方針審議を行った。平成20年度は、「平成21年度概算要求事項」「学生寄宿舎改修」「平成20年人事院勧告に伴う職員の勤務時間等の改正」を方針審議の事項として審議し、得られた意見を施策に反映させた。

【平成21事業年度】

平成21年度は、「平成22年度概算要求事項」「第2期中期目標・中期計画」「平成21年人事院勧告に伴う本学役員及び職員の給与改定」を方針審議として審議し、得られた意見を施策に反映させた。

○ 監査機能の充実

【平成16～20事業年度】

内部監査体制の強化を図るため、平成17年10月に監査室を設置し、監査に対する実施体制を整備した。平成19年4月には、監査室を事務局内部の組織から学長直轄の組織に改編し、監査室内部監査規程を制定し、大学業務全般を対象とした内部監査を実施している。平成18年度業務監査報告書において、部局長の在り方、理事・学長特任補佐の役割分担等の指摘を受けたことを踏まえ、法人化後の管理運営機構について再検討するため、事務局長を座長とする管理運営機構再検討WGを設置し検討を行い、機動性を重視した学長補佐体制の見直し並びに大学運営における学内合意形成等に係る意思疎通手段の改善を行った。平成19年度の業務監査報告書において、学生からのヒアリング結果から、別科の学生が持つ閉塞感・

差別感、大学にとって大きな問題であるとの監事からの指摘を踏まえ、別科組織の将来計画を策定するため、平成20年7月に、「別科の将来構想検討WG」が設置され、監事から指摘を受けた点について検討が行われた。現在進行中の寮の改修による学部生と別科生の一体的な生活や、別科生と専任教員の居室を学部生と同じ建物へ移設し、接触の機会を増やす等により、差別意識の緩和を図る旨の答申がなされ、改善に向けた取組が行われた。

また、監査室の監査報告書において、平成19年度におけるTA及びRAに任用された者に係る給与並びに学生に対する旅費及び謝金の支給実績について検証を行ったところ、謝金の取扱いに関する基準の作成や実施上の注意事項・留意事項について学内に周知する必要がある旨が指摘された。このことを踏まえ、財務課において、謝金取扱い上の留意事項、提出書類、担当窓口等について説明した「謝金の取扱いについて」のマニュアルを作成し、平成20年8月に学内ホームページに掲載するとともに、メールで学内に周知し、指摘事項に対する改善を行った。

【平成21事業年度】

年度監査計画及び監査実施計画を作成し、勤務時間管理、科学研究費補助金、競争的資金、研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインに基づく体制整備、平成20年度における100万円以上の支出契約等について計画的な内部監査を実施した。

監事が大学の現状を把握するため、食品科学研究部門、畜産生命科学研究部門、地域環境学研究部門、人間科学研究部門の研究域の各部門長及び副部門長との懇談を実施した。

平成20事業年度に係る会計監査人の監査報告説明会が、役員及び監事等が出席し、平成21年6月16日に開催された。また、平成21事業年度の監査計画等について、監事、会計監査人及び監査室の三者によるミーティングを平成21年11月16日に実施した。

監事業務監査として、職員、教員、学生、非常勤職員のそれぞれのグループごとに、監事のヒアリングを平成21年11月19、20日に実施した。

監事会計監査として、平成21年度における中間監査としての会計監査を100万円以上の支出契約を監査対象として、平成21年12月7日、8日に実施した。

○ 男女共同参画の推進に向けた取組

【平成16～20事業年度】

女性教員の採用については、同等の業績の場合は女性を優先して選考することとし、教員公募に際し、女性の積極的な応募を促すメッセージを大学ホームページに掲載した。また、平成20年12月に、教職員の男女共同参画への意識涵養のため「男女共同参画に関する講演会」を開催した。

【平成21事業年度】

女性教員の採用については、平成21年4月に畜産衛生学研究部門に1名、畜産生命科学研究部門に1名、食品科学研究部門に1名の助教に採用し、女性教員の積極的採用を推進した。また、教員公募に際し、女性の積極的な応募を促すメッセージを大学ホームページで引き続き発信している。

女性教員の労働環境改善と研究等従事期間の確保を図るため、教員の任期に関する規程について、産前産後休暇及び育児休業の期間を当該任期から除外する改正を行った。

○ 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等

【平成16～20事業年度】

「獣医・農畜産融合の教育」を行うため、平成20年4月より学科制から課程制に移行し、あわせて、学部段階の専門教育コースである「ユニット」とカリキュラムの改編を行った。

学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織である「研究域」を設置し、平成20年4月より、学部・大学院の教育を担当する教員は、研究域に所属して「学士」「修士」「博士」の各課程教育にあたっている。

【平成21事業年度】

平成21年4月より「附属家畜病院」を「動物医療センター」に改組し、設置目的を「動物医療を通して獣医学及び畜産学に関する教育研究を行うとともに、地域動物医療の進展に寄与することを目的とする」と改め、「伴侶動物診療科」、「産業動物診療科」、「診断検査科」の3科を新たに設置して各科に科長を置く構成とした。

平成21年3月に行った文部科学省への原虫病研究センターの共同利用・共同研究拠点申請について、平成21年6月25日付けで「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として認定された。また、原虫病研究センターに5年の時限で設置した国際監視部門の設置期間が平成22年3月までとなっていること、また、OIEのラボレーティング・センター及びリファレンス・ラボラトリーとして業務を推進する体制を整備する必要があることから、センター全体の研究組織の見直しについて検討を行い、平成22年4月に組織を再編するため規程の改正を行った。

○ 法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組の状況

【平成16～20事業年度】

平成14年度に採択された21世紀COEプログラムは、全国共同利用施設である原虫病研究センターを中核として、動物由来感染症の予防・診断・治療方法の確立に向けた研究を平成18年度までの5年間実施した。本プログラムに参画する教員を中心に、「食の安全確保」に関わる高度な教育研究体制を構築するため、平成16年4月に大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻を設置し、獣医学と畜産科学を有機的に融合させた学際的領域の教育研究組織を創設した。

平成16年7月には、学内における組織的な研究活動等を推進するとともに、十勝圏における組織的な研究連携を推進する機関として、全学研究推進連携機構を整備し、戦略マネジメント室、知的連携企画オフィスを設置した。また、平成17年3月には、地域における畜産業の問題解決に資する観点から、十勝管内の公設試験研究機関と「スクラム十勝」を設立する等戦略的な学術研究活動を推進するとともに、平成17年度からスクラム十勝の参画機関を中心として、都市エリア産学官連携促進事業【一般型】を推進した。

原虫病研究センターは、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進する観点から、平成19年度より公募による共同研究を実施している。

【平成21事業年度】

平成21年3月に行った文部科学省への原虫病研究センターの共同利用・共同研究拠点申請について、平成21年6月25日付けで「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として認定された。また、原虫病研究センターに5年の時限で設置した国際監視部門の設置期間が平成22年3月までとなっていること、また、OIEのラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーとして業務を推進する体制を整備する必要があることから、センター全体の研究組織の見直しについて検討を行った結果、平成22年4月より研究組織を再編することとし、規程の改

正を行った。

平成20年度に採択されたグローバルCOEプログラムは大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻を中核として、「動物衛生」、「環境衛生」、「衛生倫理」の中核プログラムを平成24年度までの5年間実施することとしている。

平成21年度特別教育研究経費で申請した「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」が採択され、「アグロエコプロジェクト」として平成21年度から5年間の研究計画を立てて推進している。

都市エリア産学官連携促進事業【発展型】に採択され、本学は同事業の中核研究機関として事業マネジメント・研究開発の進捗管理を行い、農畜産物及び加工副産物からの新規機能性素材の開発と、農畜産物及び加工品の安全性確保のための技術の確立及び検査ラボの構築を目指し、研究を推進している。

○ 従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

【平成16～20事業年度】

平成16事業年度における自己点検と国立大学法人評価委員会の評価結果を基に、業務運営への機動性の向上等の観点から、委員会組織であった評価委員会をスタッフ制の組織に改編し、平成18年度から企画評価室とした。

平成17年度評価における国立大学法人評価委員会の指摘事項であった危機管理に対する全学的・総合的な体制を整備するため、平成18年度に、危機管理規程を制定し、全学的リスクマネジメント組織である危機管理室を設置した。

また、平成17年度及び平成18年度の自己点検により課題として抽出されていた監査室の独立性を確保するため、事務局（財務課）内に置かれていた監査室を平成19年4月より学長直轄の組織に改編した。

【平成21事業年度】

※ 該当事項なし

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標

- 外部研究資金など自己収入の増加に努める。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 科学研究費補助金, 受託研究, 奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 【33】 科学研究費補助金の申請率を大幅に上昇させるため、研究資金の配分に当たっての動機付けなど、多様な措置を講じる。	【33】 科学研究費補助金の申請率、採択率を上昇させるため、科学研究費補助金制度説明会、申請書の事前審査を実施し、その希望者の拡大を図る。	III		(平成20年度の実施状況概略) 平成19年度に引き続き、科学研究費補助金の採択向上に向けて、申請書作成手引きを学内ホームページに掲載するとともに、平成20年6月に文部科学省の学術研究助成課長、平成20年9月に学内理事等による科学研究費補助金の制度及び採択向上を目指した申請書の作成方法などを中心に科学研究費補助金制度説明会を開催し、学内教員を中心に延べ79名を集め、積極的な申請を促した。また、平成19年度に引き続き、採択率の向上を目的として、平成20年度も希望者9名に対して申請書の助言を、審査委員の経験のある本学名誉教授に事前審査員として依頼し、平成19年度に比べ分野ごとに2名増員し、計4名で実施した。その結果、採択率が前年度15.4%から22.9%に上昇した。		
				(平成21年度の実施状況) - 平成21年度採択者を対象に、改めて科学研究費補助金制度の理解促進と、補助金の適正な執行を目的として、平成21年6月25日に科学研究費補助金制度説明会を開催した。また、平成22年度申請者を対象に科学研究費補助金制度の説明のほか、北海道大学の名誉教授を講師による、採択を目指した申請書の作成方法などを中心とする講演を行い、積極的な申請を促した。 - 申請率の上昇に向け、上記説明会のほか、担当課長が各部門会議に出席して積極的な申請を促すとともに、学長裁量経費である教育研究改善プロジェクトの応募要件に、科学研究費補助金の申請を条件とするなどの取組により、申請率が86.9%から92.8%に上昇した。		
【34】 大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化とPRにより、受託研究及び共同研究の増加に努める。		III		(平成20年度の実施状況概略) 平成19年度以前に引き続き、地域共同研究センターを中核に、共同研究の質の充実と技術移転の可能性追求に重点を置いた連携の充実に努めた。平成20年度は、地域共同研究センターで作成している本学研究者の「シーズ集」を2008年度版として平成20年11月に更新し、大学ホームページのシーズ集を採用・退職に合わせて最新版に更新し、地域共同研究センターのコーディネート機能を		

	活用し、大学の研究シーズと社会のニーズのマッチングを図った。受託研究において、JSTシーズ発掘試験が、平成19年度の応募数43件、採択6件に対し、平成20年度は、応募数47件、採択9件となり、平成19年度と比較して応募数及び採択数が増加、平成20年度の新規事業であるJST地域ニーズ即応型研究開発事業に本学と民間企業と合同で申請（1次募集11件、2次募集5件）し、1次募集2件、2次募集1件の3件が採択された。また、本学と大学発ベンチャーの(株)ニュテックスが合同で申請した「NEDOエコイノベーション推進事業」に採択されるなど、地域ニーズに即した研究課題採択が増加した。 - 平成20年7月にJST担当者によるJST各種事業に関する個別説明会、平成21年1月に産業技術研究助成事業（若手ブランド）21年度公募説明会、平成21年2月に「シーズ発掘試験」公募説明会を開催するなど、外部資金公募情報を発信し、積極的な申請を促した。 - 平成20年度に、文部科学省「産学官連携戦略展開事業」において、岩手大学と本学を中心として「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」を形成し、参加大学による産学官連携活動の質の向上を図ることを目的とした取り組みが採択された。この事業により、参加大学間の連携協力体制が構築され、会議やフォーラムの開催によりシーズ、ニーズに係る情報交換を行うなど、共同研究や技術移転に繋げる取り組みを推進した。 - 産学官連携活動の更なる推進のため、平成20年9月よりR&Bパーク札幌大通りサテライト（HiNT）に加入した。平成20年9月には加入記念セミナー「十勝の研究成果を全道に発信」をHiNTで開催し、本学の取り組み、研究成果を発信するとともに、毎月開催されるHiNT連絡会及びセミナーへの積極的な参加や、本学のパンフレット配架やポスター掲示など、積極的な情報収集・発信に努めた。
【34-1】 大学の研究シーズと社会のニーズのマッチング機能の充実・強化とシーズのPRにより、特に受託研究の増加に努める。	(平成21年度の実施状況) 【34-1】 Ⅲ - 平成21年4月から文部科学省の「産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）」により、地域共同研究センターに産学官連携研究員（コーディネーター）を1名採用し、文部科学省の「産学官連携戦略展開事業（コーディネートプログラム）」による産学官連携コーディネーター1名との2名体制により産学官連携の推進、競争的資金の獲得及び知的財産の適切な管理・活用推進のための活動をしている。主な成果として、JSTのシーズ発掘試験に11件採択、経済産業省の地域イノベーション創出研究開発事業に1件採択などがあり、受託研究受入件数が、平成20年度の54件から平成21年度の52件と件数は減少したものの、受入金額が、平成20年度の365,866千円から平成21年度395,183千円となり、29,317千円の増加（前年度比8%の増）となった。 - 研究者の採用・退職に伴い、本学研究者のシーズ集2009年版を発行するとともに、大学ホームページに掲載している研究者のシーズ集を最新版に更新し、地域共同研究センターのコーディネート機能を活用し、大学の研究シーズと社会のニーズのマッチングを図った。 - JSTの特許主任調査員による競争的資金の事業説明会を平成21年5月29日に開催し、積極的な申請を促した。また、JSTイノベーションプラザ北海道のコーディネーターと特許主任調査員から、本学教員の研究シーズ調査の申し出があり、本学コーディネーターを通じて本年度3回来学し、7人の教員と直接面談によるシーズ調査を実施し、競争的資金の説明や知的財産の活用について説明を行った。その結果、知的財産の活用を目指した競争的資金に1件申請した。 - 各省庁等が主催する以下の公募説明会等への参加や、関係機関のホームページの定期的な確認などにより、競争的資金の公募に関する情報を収集し、学内

			への情報発信を行い、受託研究の増加に努めた。 ・北海道経済産業局とNEDOが主催する合同公募説明会（5月） ・NPO法人グリーンテックバンクが主催する農林水産省の競争的研究資金の提案公募に関する説明会（1月） ・JSTが主催する科学技術振興調整費説明会（2月） ・HiNTが開催しているHiNT連絡会及びセミナーへの積極的な参加（毎月）	
	【34-2】 ・地域共同研究センターを中核として、更なる共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努める。	Ⅲ	【34-2】 ・文部科学省の産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）により、産学官連携研究員（コーディネーター）1名の雇用や、弘前大学、岩手大学及び山形大学を含めた4大学で構成している「北東ライフサイエンス部門（NLU）」のコーディネーター会議の開催による情報収集などを通じ、ライフサイエンス分野の技術移転体制の強化を図った。また、北海道・東北地域のライフサイエンス分野の技術移転促進を目的とした事業の一環として、十勝の企業等を対象とした知的財産の活用方法と有望な研究成果を紹介するセミナーを平成21年11月20日に帯広市内のとかちプラザで開催するとともに、平成22年1月12日に東京市ヶ谷の科学技術振興機構において岩手大学、岩手医科大学と共同で特許の技術移転を目指して新技術説明会を開催した。 ・平成21年12月10日に財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）と「地域産業の振興と地域社会の発展に寄与する」ことを目的として産学官連携に関する基本協定を締結した。この協定に基づき、平成22年3月2日にIDEC事務所のあゝる横浜メディア・ビジネスセンターにおいて「北の大地・十勝のめぐみ 商談会inヨコハマ」と題した商談会を開催し、本学の研究成果のほか、十勝の企業5社の参加により十勝の特徴的な食品を首都圏の企業等に紹介し、共同研究や技術移転に繋げる取組を推進した。	
【35】 ・公募型助成金事業への積極的な申請を促進するため、事業関連情報データベースの構築及び運用を図る。		Ⅲ	（平成20年度の実施状況概略） ・事業関連情報データベースの周知を徹底し、公募型助成金事業への積極的な申請を促した結果、平成20年度は16件の事業に91件の申請を行い、そのうち19件が採択された。	
	【35】 ・公募型助成金事業への積極的な申請を促進するため、事業関連情報データベースの構築及び運用を図る。	Ⅲ	（平成21年度の実施状況） ・事業関連情報データベースの周知を徹底し、公募型助成事業への積極的な申請を促している。本年度は20件の事業に98件の申請を行い、そのうち40件が採択された。なお、平成22年度の事業についても既に11件の申請を行っている。	
○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 【36】 ・大型動物診療の積極的な周知 ・広報等により、附属家畜病院の収入の増加に取り組む。		Ⅲ	（平成20年度の実施状況概略） ・平成20年度に附属家畜病院の改修工事を実施したが、新築施設と改修施設の工期をずらす等の工夫によって極力診療を継続させるとともに、学内教職員宿舎を改修し、臨時的診療施設を確保し、休診期間を極力少なくして診療を継続させた。 ・改修工事により、産業動物研究ゾーン、伴侶動物研究ゾーン、伴侶動物外来診療ゾーンを明確に区分し、外来診療と学内教育研究の利用について、教育研究環境の充実と伴侶動物のオーナーが来院しやすい環境を整備した。	

			- 平成20年度の診療収入は、平成19年度診療総収入の3,918万円に対して、改修工事を行ったにもかかわらず、4,276万円と約360万円の増収となった。 - 病院改修に伴い料金改定による収入の増加について検討を行った結果、「診療及び料金徴収細則」の一部改正を行い、平成21年4月より診療料金を改定することとした。 - 平成20年8月施行の獣医療法施行規則の一部改正に伴い、平成20年8月以降ほぼ1ヶ月1回のホームページの更新を行い、積極的な周知・広報を行った。 - 非常勤職員3名を動物看護師として雇用し、臨床系教員の診療負担の軽減と外来患者及びオーナーへのサービス向上に努めた。 - 獣医病理学研究室教員への病理組織診断、原虫病研究センター教員へのブルセラ抗体検査、畜産フィールド科学センター教員へのプロファイルテスト等、診断検査等の依頼を通して学内他部局との連携強化を推進した。	
	【36】 積極的な周知・広報等により、附属家畜病院（平成21年4月より動物医療センターに改称）の収入の増加に取り組む。	Ⅲ	（平成21年度の実施状況） - 平成21年4月より「帯広畜産大学畜産学部附属家畜病院」を「帯広畜産大学動物医療センター」と改組し、これに伴い設置目的を「動物医療を通して獣医学及び畜産学に関する教育研究を行うとともに、地域動物医療の進展に寄与することを目的とする」と改めた。また、「伴侶動物診療科」、「産業動物診療科」、「診断検査科」の3科を新たに設置して各科に科長を置き、責任体制を明確にするとともに、動物医療センターの管理及び運営の基本方針等について審議する動物医療センター運営委員会の委員を増員し、学内外の関係者から広く意見を取り入れられる構成とした。 - 建物改修により「産業動物診療・研究ゾーン」、「伴侶動物診療・研究ゾーン」、「病理診断検査ゾーン」に明確化したことにより、他のゾーンの利用状況に影響されることなく利用することが可能となった。これは、院内感染の防除に効果的であるとともに、伴侶動物研究棟、産業動物研究棟に設置された講義室が診療時間に関係なく利用できるなど、施設の効率的使用が可能となったことから、運営委員会でセンターの利用促進方策を定めて学内に周知し、広く意見を聴取するなど、センターの利用促進に努めている。 - 平成21年4月の診療料金改定に際し、薬価や技術料の基本料金の変更を入力することによって最終的な診療料金を算出することが可能な料金改定のためのプログラムを作成した。これによって、料金改定事務の大幅な省力化が図られるとともに、今後発生する薬価等の基本的項目の改定に伴う料金改定に対しては迅速に対応することが可能となった。 - サービス向上のため、動物看護師4名を雇用し、診療補助の充実に努めるとともに、伴侶動物外来症例のオーナーに対してアンケート調査を行い、獣医師をはじめとして看護師、受付職員、診療見学学生等の対応について調査し、施設設備等を含めた問題点の洗い出しとその改善に努めている。 - 大学ホームページに動物医療センター施設の紹介ビデオ（動画）を掲載するとともに、平成21年4月の開院時には、学内教職員向け、地域獣医師向け及び動物のオーナー向けの見学会をそれぞれ開催した。また、抗癌剤治療の伴侶動物オーナー向けのパンフレットを新たに作成し、広報の充実を図った。 - 平成21年度の診療収入は、平成21年4月の動物医療センターへの改組、診療料金改定、積極的な広報活動等により、平成20年度の4,276万円から6,079万円と約1,800万円の増収（前年度比42.2%の増）となった。	
【37】 畜産フィールド科学センター		Ⅲ	（平成20年度の実施状況概略） 新しいコンピュータ牛群管理システムを導入するとともに、搾乳牛舎の壁を	

帯広畜産大学

における農畜産物については、付加価値の向上及び地域における地場産業等との連携により、収入の増加に取り組む。

【37-1】

- ・ 搾乳頭数を増やし、乳生産量の拡大と余剰牛の個体販売により収入増に取り組む。また、新規に畜大ブランドの酪農製品の開発を検討し収入の増加に取り組む。

【37-2】

- ・ 畜大牛乳の販売拡充のため、牛乳の定期購買者拡大募集や地

撤去するなどの搾乳牛舎の改修を行い、開口部を拡大することによる換気の改善など搾乳牛群の飼養環境の改善を行った。その結果、乳房炎に罹る牛が減少し、生乳出荷量は対前年比4%の増加、廃棄乳は4%減少した。

- ・ トウモロコシサイレージ（子実及び茎葉）について6haを収穫・調製し、冬季から本格給与を開始するとともに、ダイズ0.5haを試験栽培し、サイレージに調製し、冬季に試験給与を開始した結果、今年度の購入飼料費は上半期645万円に対し下半期501万円となり、購入飼料費を抑制させた。また、これらの飼料を活用して自給飼料率90%の畜大牛乳を試験製造した。
- ・ 北洋銀行インフォメーションバザール、HiNT加入記念セミナー等地域のイベントにおいて試飲会を11回実施し、日本橋三越本店「北海道展」、アグリビジネス創出フェア、FOODEXJAPAN2009等各種イベントへ11回にわたり積極的に試飲用牛乳を提供し、畜大牛乳の宣伝普及に取り組んだ。
- ・ 畜大牛乳の学内販売拡大を推進する方策として、学内において2回の試飲会を実施し、消費拡大を強くアピールするとともに、2回のアンケート調査も行い、消費者が求めている新製品の動向を調査した。また、学生からの要望を受け、帯広畜産大学生協同組合と協議し、畜大牛乳のコップ売りを大学生協食堂で開始した。こうした取り組みの結果、学内販売分の低温殺菌牛乳については販売本数で、対前年比1.1倍増（472本、44,368円の増）となった。
- ・ 学外販売拡大については、平成21年3月にコープさっぽろへ試飲用牛乳（高温殺菌96本）を提供し、定期購買者拡大募集を要請した。
- ・ 雌雄判別精液については平成20年7月より使用を開始し、効率的な後継雌牛の生産に取り組んでいる。平成21年3月現在、未経産牛11頭に人工授精を実施し、うち3頭の妊娠を確認している。
- ・ 購入濃厚飼料の代替として自家生産デントコーンサイレージの本格給与を開始した。本格給与前の育成牛用購入飼料費は約130円/頭/日だったが、本格給与後の飼料費は平成21年3月現在、約53円/頭/日となり、育成牛への自家生産飼料の活用による育成コストを抑制させた。

(平成21年度の実施状況)

【37-1】

Ⅲ

- ・ 飼育環境と飼育方法の改善維持に努め、疾病抑制を図り、前年度の未曾有の天候不順による貯蔵飼料品質の悪化にもかかわらず、乳房炎の発生数をやや抑制することができた（乳房炎延べ治療頭数：19年度78頭、20年度82頭、21年度72頭）。これにより、昨年度と比較し、搾乳頭数を増加させることができた。
- ・ 新規畜大ブランドの酪農製品として、自給飼料100%の牛乳生産を目指し、飼料用トウモロコシの高度活用を主体に、自給率向上に取り組んだ結果、自給率80%を維持できることを実証した。残り20%については、タンパク質源の確保のため、牧草の品質向上と牧草サイレージの調製方法の改善に取り組んだ。また、新しい製品としてさまざまなアイスクリームを製造し、各種イベントの機会をとらえ参加者への試食を実施し、商品化の可能性を検討した（年間800個製造）。
- ・ 購入飼料費を抑制するため、搾乳牛だけでなく、子牛、育成牛および乾乳牛にもトウモロコシサイレージ主体給与を行い、購入飼料費を抑制した（飼料費：19年度12,042千円、20年度11,465千円、21年度9,649千円）。

【37-2】

Ⅲ

- ・ 地域および首都圏でのイベントにおいて畜大牛乳の試飲会及び販売を行い、宣伝普及に取り組むとともに、大学生協と提携し、入学式にあわせて試飲会を

	域のイベント等に積極的に参加し宣伝普及に取り組み消費拡大に努める。		実施した（計23回実施）。また、畜大牛乳の付加価値を高めるために、製造工程をHACCP方式とし、平成22年度中に認証を得る予定である。 畜大牛乳の売り上げは、地域および首都圏でのイベント出展による宣伝、大学生協及びコープさっぽろでの積極的な宣伝により、平成20年度に17,177千円だったのが平成21年度は17,565千円となり、388千円の増（前年度比2.2%の増）となった。	
	【37-3】 育成牛の飼育施設の整備を進め、健康で生産性の高い後継牛を育てる。	Ⅲ	【37-3】 - 雌雄判別精液については平成20年度から使用を開始しており、平成21年度においても、未經産牛16頭に人工受精を実施し、効率的な後継雌牛の生産に取り組んでいる。 - 従来混在飼育していた乾乳前期牛と育成牛を完全分離飼養したことにより、生理状態に応じた栄養管理が可能となり、初産分娩時の難産が平成20年度の5頭から平成21年度は1頭に減少した。 - 健康で生産性の高い後継牛を育てるため、購入濃厚飼料から自家生産デントコーンサイレージの本格給与を開始した。このため、育成牛用の購入飼料費が平成20年度の1,594千円から平成21年度は101千円（前年度比1,493千円の減、93.7%の減）となり、育成牛への自家生産飼料の活用による育成コストを抑制させた。	
			ウェイト小計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
② 経費の抑制に関する目標

中期目標	・ 管理的経費の抑制に努める。 ・ 「行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
------	--

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 管理的経費の抑制に関する具体的方策 【38】 ・ コスト意識の涵養と節約励行により管理的経費の縮減を図る。		III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度1%の人件費削減目標を達成するため、平成19年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数238名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。 ・ 事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することにより、管理的経費の縮減に努めるとともに、クールビズ・ウォームビズの継続的な実施及び学内ホームページ等を活用した情報共有によるペーパーレス化を行い、効率化を推進している。 ・ 畜産フィールド科学センターの市水供給を井水供給に切替える工事を行い、水道料金を約400万円減少させた。 ・ 家畜病院改修・増築事業において、人感センサーによる照明の点滅や省エネルギー型の照明器具の採用などにより、電気料金の縮減を推進した。 ・ 修繕工事等により、省エネルギー性の高い照明器具やランプの採用を行い、コスト縮減を推進した。 ・ 競争的スペースの使用料（光熱水費）の徴収を実施し、使用者の省エネルギーに対する意識改革を推進した。 ・ パソコンのリース計画について、平成20年度は35台のパソコンのリース化を実施した。これにより事務系職員のパソコンのリース率は100%となり、管理的経費の縮減を推進した。 ・ 電子複写機の調達について、仕様書及び契約方式を見直し、入札を行った結果、管理的経費の縮減を大幅に推進させた。 ・ 事務局全体の共通管理費について、各課ごとに執行見込みを提出させ、削減可能なものを洗い出し、予算配分に反映させた。 ・ 不要になった備品の画像データを学内ホームページに掲載し、学内での有効活用を行った。 ・ 学生寄宿舎改修事業の実施設計業務において、温室効果ガス等の排出削減に配慮する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、設計事業者の特定を行った。 ・ 総合研究棟Ⅲ号館及び合宿棟の給湯設備の中央方式から個別方式への改善を行うとともに、天然ガス化を推進し、環境への配慮を行った。 ・ 「環境白書」（大学の環境配慮への方針）については、策定に向けた検討を		

				進めており、平成20年度は具体的な策定事項についての調査や準備を行った。平成21年度においても引き続き検討を進め、次期中期計画と同時に策定を行うこととした。	
	【38】 ・ 職員の意識改革を徹底し、省エネ、ペーパーレスなどを推進するとともに、事務等の効率化 ・ 合理化により管理的経費の縮減を図る。	III	(平成21年度の実施状況)	・ 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数235名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。 ・ 事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底についての周知、クールビズ・ウォームビズの継続的な実施、学内ホームページ等を活用した情報共有によるペーパーレス化の実施、事務用パソコンのリース化100%の実施、電子複写機調達の契約形態見直し等を継続して実施するとともに、平成21年度は、下記事項により管理的経費の縮減を図った。 ・ 平成20事業年度の消費税に関して、申告方式を一括比例配分方式から個別対応方式に変更したことにより、10,097千円削減させた。 ・ 競争的スペース使用料金の徴収実施により、施設管理経費の縮減を実施した。 ・ コミュニケーションプラザ及び図書館に太陽光発電設備を設置し、エネルギー使用料の削減及び環境への配慮を実施した。 ・ 改修した総合研究棟Ⅱ号館に地中熱を利用した換気設備を導入し、エネルギー使用料の削減を図った。また、(仮称)コミュニケーションプラザでは、地中熱を利用し融雪する設備を導入し、コスト縮減を図った。 ・ 中央機械室のボイラー省エネルギー対策（インバーター制御）を実施し、コスト縮減を図った。 ・ 図書館の安定器及び構内外灯のランプ及び安定器の取替を実施し、エネルギー使用量の削減を図った。	
○ 人件費削減の取組に関する具体的方策		III	(平成20年度の実施状況概略)	・ 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度1%の人件費削減目標を達成するため、平成19年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数238名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。	
【39】 ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。		III	(平成21年度の実施状況)	・ 平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成21年度1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数235名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。	
		ウェイト小計			

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標

- ・ 資産はその実態を把握し、全学的視野に立って保有する資産（土地・施設・設備）を効率的・効果的に運用する。
- ・ 知的財産の活用を推進する。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 【40】 ・ 資産（土地・施設・設備）の利用状況の把握に努め運用計画を策定し、効率的・効果的運用を図る。	【40】 ・ 土地の利用状況を把握し、効率的・効果的な運用に取り組む。	III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 資産の有効利用を促進する観点から、資産の一般開放等の拡充に向け、講義室、体育館等一般開放が可能な施設の情報を大学ホームページに掲載した。 ・ 土地の効果的な活用について、都市計画道路拡幅の中に大学用地が入っていることに関し、地方自治体と協議を行っており、平成21年度においても継続して協議を行うこととしている。また、構内敷地の利用状況改善に向けて、使用ルールの明確化や使用する際の手続等について、平成21年度においても、施設環境マネジメントオフィスで継続的に検討し、改善を図ることとした。 ・ 宿舍用地の未利用老朽宿舍の解体や道路設置に基づき、帯広市資産税課と協議を行い、宿舍用地の変更手続きを行ったことにより、土地の固定資産税は約160万円から約80万円に減少した。		
		III		（平成21年度の実施状況） ・ 資産の有効利用を促進する観点から、資産の一般開放等の拡充に向け、講義室、体育館等一般開放が可能な施設の情報を大学ホームページに引き続き掲載するとともに、平成21年度に改修工事が完了した（仮称）コミュニケーションプラザについても学外者への解放を検討し、平成22年度より一時貸し出し等を行うこととした。 ・ 土地の効果的な活用について、都市計画道路拡幅の中に大学用地が入っていることに関し、平成21年度に正門改修事業の計画の際に地方自治体と協議を行い、拡幅線及び取り合い部分の確認を行った。拡幅工事時期については、平成22年度以降の次期中期目標・計画期間中とした。また、構内敷地の利用状況改善に向けて、畜産フィールド科学センターの整備WGにおいて、構内土地の利用手続き及び有効活用について検討を行った。		
【41】 ・ 特許の効率的・効果的運用を図るため、大学関連の特許の適切な管理運用を行い、TLOなど		III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 平成20年度に大学に帰属している発明に関し、審査請求期限日管理など特許の適正な管理運用を図るため、特許管理ソフト「特許帳」をネットワーク型の専用パソコンとともに導入し、特許の適切な管理運用に努めた。		

の技術移転機関を活用して実施先の開拓を推進する。		- 平成19年度から大学に帰属している発明について、特許情報をJ-STOREに登録し、実施先の新規開拓を行っている。平成20年度は、共同研究による共同出願以外の受託研究等の成果による発明について10件（累計19件）登録し、知的財産の更なる活用を図った。 - 環境総合展2008、北海道・沖縄発「食」の新技术説明会、ヒューマンネット十勝、第2回十勝食育フェア、第3回アグリフードEXPO2008、北洋銀行インフォメーションバザール In Tokyo2008、日本橋三越本店「北海道展」、帯広畜産大学HiNT加入記念セミナー、HiNTセミナー、イノベーションジャパン2008、第2回十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成シンポジウム、2008ビジネスマッチングサポートプラザin 北海道、ビジネスEXPO2008、2008アグリビジネス創出フェア in Hokkaido等の内外イベント・セミナーで研究成果の公表及び技術移転先の発掘を図った。 - 地域共同研究センターに配属されたNEDOフェローに対し、(独)工業所有権情報・研修館（INPIT）の大学知的財産アドバイザーによる知財教育研修を毎月実施するとともに、各種セミナー、イベント、海外研修等に参加させ、若手の技術移転専門家としての資質の向上を図った。 - 研究成果の公表及び技術移転先の発掘を図るため、産学官連携戦略展開事業において岩手大学等の参加大学と研究成果たる知的財産の活用場の拡大を図るため、シーズ、ニーズに係る情報を交換し、活用方策の検討を行った。
	【41】 特許の効率的・効果的運用を図るため、大学関連の特許の適切な管理運用を行い、TLOなどの技術移転機関を活用して実施先の開拓を推進する。	Ⅲ (平成21年度の実施状況) - 特許の管理運用については、平成20年度に導入した特許管理ソフト「特許帳」により、審査請求の期日管理など特許の適切な管理運用に努めている。 - 受託研究の成果により、民間企業と共同で出願した特許について、共同出願先から本学持分の譲渡の申し出があり、30万円で譲渡した。 - 本学と北海道農業研究センターとの共有で平成20年度に出願した特許について、民間企業から特許の実施について申し出があり、知的連携企画オフィスで検討した結果、当該企業と実施契約を締結することとなり、本学初の実施契約締結を実現させた。これにより、当該企業の商品として販売が開始され、実施料収入を獲得した。 - 文部科学省の産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）により、産学官連携研究員（コーディネーター）1名の雇用や、弘前大学、岩手大学及び山形大学を含めた4大学で構成している「北東ライフサイエンス部門（NLU）」のコーディネーター会議の開催による情報収集などにより、ライフサイエンス分野の技術移転体制の強化を図った。また、同事業の活動の一環として、平成22年1月12日に東京市ヶ谷の科学技術振興機構において岩手大学、岩手医科大学とともに特許の技術移転を目指して新技术説明会を開催した。 - 平成21年12月10日に財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）と「地域産業の振興と地域社会の発展に寄与する」ことを目的として産学官連携に関する基本協定を締結した。この協定に基づき、平成22年3月2日にIDEC事務所のある横浜メディア・ビジネスセンターにおいて「北の大地・十勝のめぐみ 商談会inヨコハマ」と題した商談会を開催し、本学の研究成果のほか、十勝の企業5社の参加により十勝の代表的な食品を首都圏の企業等に紹介し、実施先の開拓を推進した。 - 展示会として、第8回産学官連携推進会議展示会（6月20日～21日）、第4回アグリフードEXPO2009（8月25日～26日）、イノベーション・ジャパン2009/同時開催「食の祭典」（9月16日～18日）、日本橋三越本店北海道展（9月16日～23日）、北洋銀行インフォメーションバザール（10月20日～21日）、第23回北海道技術ビジネス交流会（11月12日～13日）、ビジネスマッチング商談会2

			009 in みしま (11月20日)、アグリビジネス創出フェア2009 (11月25日～27日)、2009アグリビジネス創出フェアin 北海道 (12月4日～5日)、FOODEX JAPAN 2010 (3月2日～5日)、講演会として、HiNTセミナー (5月26日)、第14回とかち大好きフェスティバル (8月2日)、第31回ヒューマンネット十勝 (9月4日)、地域共同研究センター特別セミナー (9月10日)、第3回十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成シンポジウム (2月16日) 等の内外イベント・セミナーで研究成果の公表及び技術移転先の発掘を図った。 ・ 本学教職員の知的財産に関する基礎知識の向上を目的として、以下の研修を開催した。 ・ 7月17日にINPITの大学知的財産アドバイザーを講師に迎え「知財の基礎・研究ノートセミナー」を開催し、81名が参加した。このセミナーは、文部科学省の産学官連携戦略展開事業の取り組みとして、多地点遠隔講義システムにより、弘前大学、岩手大学、山形大学にも配信した。 ・ 10月20日～21日に北海道経済産業局の主催により本学を会場として開催した「研究者向け知財セミナー」に27名が参加した。 ・ 11月27日に岩手大学が開催する「ライフサイエンスセミナーーライフサイエンス分野の審査基準についてー」を多地点遠隔講義システムにより受信し、14名が参加した。 ・ 知的財産に関する以下の学外研修等に延べ17人の職員を派遣し、人材の育成に努めた。 ・ INPITが主催する「特許流通講座」(7月) ・ INPITが主催する「知的財産担当者研修」(8月) ・ 特許庁、北海道経済産業局が主催する「知的財産管理制度説明会」(9月) ・ JSTが主催する「全国イノベーションコーディネータフォーラム」(10月) ・ 日本ライセンス協会が主催する「ライセンス教育講座プログラム」及び「ライセンス講座実践コースⅠ」(10月) ・ 旭川医科大学が主催する「知的財産担当者連絡会議及び知的財産講演会」(11月) ・ 日本知財学会が主催する「日本知財学会ライフサイエンス分科会シンポジウム」(2月) ・ JSTが主催する「JDreamⅡ入門コース」(2月) ・ 北海道大学が開催する「知的財産セミナー」(3月)		
			ウェイト小計		
			-----ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～20事業年度】

○ 外部研究資金の獲得に向けた取組

科学研究費補助金の申請率を上昇させ、研究活動の活性化を図るため、学内説明会を毎年開催したほか、全教員へ申請書作成手引きを配布するなど、周知に努めている。また、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集に際し、科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置を講じている。採択率向上に向けた取組として、平成20年度には、希望者9名に対して申請書の助言を、審査委員の経験のある本学名誉教授に事前審査員として依頼し、平成19年度に比べ分野ごとに2名増員し、計4名で実施した。また、受託研究及び共同研究については、地域共同研究センターを中核として、共同研究の質の充実と技術移転の可能性の追求に重点を置いた連携の充実強化に努め、産学連携コーディネーター2名、アドバイザー3名の他、12～14名の客員教授など産学連携に係る専門家を招聘し、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能の充実・強化に努めた。

その結果、平成16年度から平成18年度の間に受託研究の件数増（30件→55件）並びに受託・共同研究受入合計額の大幅な増（378,813千円→549,426千円）を達成した。

平成16年度には、科学技術振興調整費「優良盲導犬の育成に関する生殖工学的研究」をはじめとして4件、平成17年度には、都市エリア産学官連携促進事業（一般型）をはじめとして12件、平成18年度には、農林水産省「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業「家畜原虫病に対する糖鎖被覆リポソームワクチンの構築とその総合評価」をはじめとして13件、平成19年度には、科学技術振興調整費「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」をはじめとして10件、平成20年度には、グローバルCOEプログラムの「学際・複合・新領域」で『「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点』をはじめとして12件の1,000万円を超える大型競争的資金の獲得に成功した。

○ その他自己収入の増加に向けた取組

附属家畜病院の診療収入の増加へ向けて、平成16年度には、BSE検査等に対応したP2レベル検査室の改修整備や最先端のマルチスライスX線CT装置の導入、平成17年度には、小動物診療におけるX線CT検査を含めた高度医療の提供や勤務獣医師及び動物看護師の雇用によるサービスの向上、平成18年度には、家畜病院の周知・広報を目的として積極的に市民向けの大学開放授業、体験入学に参加するとともに、マスメディアの企画による広報、平成19年度には、高度医療の提供並びに利用者サービスの向上に努めるため、X線CT装置の操作担当者の増員、小動物外科専門医の1名増員、動物看護師の雇用、大学ホームページへの休診等の診療案内の随時掲載、平成20年度には、非常勤職員3名を動物看護師として雇用することにより、臨床系教員の診療負担の軽減と外来患者及びオーナーへのサービス向上に努めるなどの取組を行った。また、平成20年8月施行の獣医療法施行規則の一部改正に伴い、平成20年8月以降ほぼ1ヶ月1回のホームページの更新を行うことにより、高度医療の提供並びに利用者サービスの向上に努めた。これらの取り組みのほか、改修工事により、産業動物研究ゾーン、伴侶動物研究ゾーン、伴侶動物外来診療ゾーンを明確に区分し、外来診療と学内教育研究の利用について、教育研究環境の充実と伴侶動物のオーナーが来院しやすい環境を整備したこと、新築施設と改修施設の工期をずらす等の工夫によって極力診療を継続させる

とともに、学内教職員宿舎を改修し、臨時の診療施設を確保し、休診期間を極力少なくして診療を継続させた。これらの取組により、附属家畜病院の診療収入は、平成16年度診療総収入の2,701万円に対して、4,201万円と約1,500万円の増収となった。

また、畜産フィールド科学センターの農畜産物売払収入の増加へ向けて、平成16年度以前から学外販売している高温殺菌牛乳に加え、平成16年度から製造を始め、学内の大学生協において販売している低温殺菌牛乳を平成18年度から、帯広市内の生活協同組合等2店舗での学外販売を開始したこと等により、平成18年度の畜大牛乳全体（低温殺菌牛乳、高温殺菌牛乳）の収入は、22,554千円となり、平成16年度から8.1%の増収となった。平成19年度は、生活協同組合コープさっぽろと連携し、牛乳の定期購買者拡大募集や地域のイベント等に積極的に参加するとともに、低温殺菌牛乳の宣伝普及に取り組んだ。畜大牛乳の販売数量については、1,000ml高温殺菌牛乳最大の販路である生活協同組合の合併の影響による定期購買者の減少、乳製品工場の改修工事に伴う3ヶ月間の生産停止等の影響により、牛乳全体の販売数量は前年度比で減少したが、平成18年度に行った低温殺菌牛乳（500ml）の販路拡大により、低温殺菌牛乳の月平均販売数量は、前年度比21%の増加となった。平成20年度は、畜大牛乳の学内販売拡充として、学内において2回の試飲会を実施し、消費拡大を強くアピールするとともに、2回のアンケート調査も行い、消費者が求めている新製品の動向を調査した。また、学生からの要望を受け、帯広畜産大学生生活協同組合と協議し、畜大牛乳のコップ売りを大学生協食堂で開始した。こうした取り組みの結果、学内販売分の低温殺菌牛乳については販売本数で、対前年比1.1倍増（472本、44,368円の増）となった。

○ 管理的経費の抑制に関する取組

省エネ意識の涵養のため、光熱水使用量や省エネ対策の事例等の情報を大学ホームページに掲載するとともに、随時メール等で省エネ対策実行を呼びかけた。

また、冷暖房時間の集中制御の実施、クールビズ・ウォームビズの全学実施、電子会議システムの導入、学内回覧情報のPDF化等によるペーパーレス化、ガス供給契約の見直し、電圧調整による使用電力の抑制、事務用刊行物の見直し、メール便の活用、宅配便単価契約の導入、事務用パソコンのリース化100%、事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底について周知することによる超過勤務手当の縮減、改修工事での照明器具の省エネ器具の採用及びセンサーによる照度制御、複写機の調達について仕様書及び契約方式の見直し、家畜病院改修・増築事業等における人感センサーによる照明の点滅や省エネルギー型の照明器具の採用及び蓄熱式暖房方式への改善、畜産フィールド科学センターの市水供給を井水供給への切替え、事務局全体の共通管理費について、各課毎に執行見込みを提出させ、縮減可能なものを洗い出し、予算配分に反映させるなどの取組により、共通管理費の縮減を図った。

○ 資産の効率的・効果的運用に関する取組

平成16年度に導入した施設情報管理システムの活用による、資産の利用実態調査・分析に基づき、平成17年度に資産の運用計画を含む、「キャンパスマスタープラン2006」を策定した。また、施設情報管理システムの運用を開始したことにより、教職員、学生等が学内LANを通してリアルタイムに講義室などの全学共通使用室の使用状況の閲覧を可能としたほか、未利用である職員宿舎を学生寮の改修

工事に伴う入寮者の仮住先として利用するなど、資産の効率的な運用を行った。また、資産（土地・施設・設備）の一般開放を推進し、効果的な運用を行うため、ホームページを作成し、外部への広報を行うとともに、使用者に分かりやすい料金表の作成及び使用目的の緩和や使用中止の際の料金の返納を行うこととした「不動産一時使用取扱細則」の改正を行い、利用しやすい環境づくりを行った。

家畜病院改修事業において、工事期間中の仮診療場所に取り壊す予定の職員宿舎を改修して利用した。また、不要になった備品の画像データを学内ホームページに掲載し、学内での有効活用を図るなどの資産の効率的、効果的な運用を行った。

また、知的財産の効率的・効果的運用については、平成16年に本学における知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定めた「知的財産基本規則」その他関係規程を整備し、知的財産の適切な管理運用の基盤を構築するとともに、各種イベントに積極的に参加し、大学シーズをPRしてきた。また、知的財産の創出促進のために、知的財産セミナーを開催したほか、平成18年度に(社)発明協会の知的財産統括アドバイザー派遣事業に採択され、アドバイザーによる特許相談室の開設、ミニセミナーの実施など、知的財産の適切な管理運用を図った。その他、平成18年には知的財産の創出及び知的創造サイクルを促進することを目的として、「職務発明取扱規程」を改正するなど、適宜必要な体制の見直しを行った。平成19年度には、知的財産の活用等について大学の姿勢を内外に公表するため、知的財産ポリシーを策定し公表した。また、知的財産の創出促進のため、11月にバイオ専門の弁理士による「ライフサイエンスセミナー」を開催したほか、知的財産統括アドバイザーによる「研究ノートセミナー」及び北海道知的所有権センターからの講師派遣による「電子図書館による文献検索セミナー」の知的財産セミナーを開催し、平成20年度においても同様に開催した。平成20年度には、岩手大学を代表機関として申請していた産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）に採択されたことにより、「北東・地域大学コンソーシアム（NERUC）」を形成し、参加大学による産学官連携活動の質の向上を図ることを目的とした取り組み等大学間連携を開始した。これにより参加大学間の連携協力体制が構築され、会議やフォーラムの開催によりシーズ、ニーズに係る情報交換を行うなど、共同研究や技術移転に繋げる取り組みを推進した。

【平成21事業年度】

○ 外部研究資金の獲得に向けた取組

科学研究費補助金について、補助金制度の概要、適正な執行の周知、申請書の作成方法などについて2度説明会を開催したほか、申請率の向上に向け、担当課長による部門会議での個別説明、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集に際し、科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置により、申請率が86.9%から92.8%に上昇した。

競争的資金等外部資金の獲得について、引き続き地域共同研究センターを中核に共同研究の質の充実と技術移転の可能性追求に重点を置いた連携の充実に努め、コーディネーターの活躍による研究シーズとニーズのマッチング、さらに業関連情報データベースの周知を徹底し、公募型助成事業への積極的な申請を促していた。その結果、受託研究の件数は、54件から平成21年度の52件と件数は減少したものの、受入金額が、平成20年度の365,866千円から平成21年度395,183千円となり、29,317千円の増加（前年度比8%の増）となった。1,000万円を超える大型競争的資金については、都市エリア産学官連携促進事業（発展型）の114,519千円をはじめとして9件を獲得しており、高い水準を維持している。

○ その他自己収入の増加に向けた取組

附属家畜病院を動物医療センターに改組し、産業動物診療・研究ゾーン、伴侶動物診療・研究ゾーン、病理診断検査ゾーンに明確化したことにより、他のゾーンの利用状況に影響を受けることなく利用することができる環境を整えた。これにより、院内感染の防除に効果的であるとともに、伴侶動物研究棟、産業動物研究棟に設置された講義室が診療時間に関係なく利用できるなど、施設の効率的使用が可能となった。また、平成21年4月の診療料金改定、積極的な広報活動等により、平成20年度の4,276万円から6,079万円と約1,800万円の増収（前年度比42.2%の増）となった。

また、畜産フィールド科学センターの農畜産物売払収入の増加へ向けて、飼育環境と飼育方法の改善維持に努め、疾病抑制を図り、前年度の未曾有の天候不順による貯蔵飼料品質悪化にもかかわらず、乳房炎の発生数をやや抑制することができた（乳房炎延べ治療頭数：19年度78頭、20年度82頭、21年度72頭）。これにより、昨年度と比較し、搾乳頭数を増加させることができた。また、新規畜大ブランドの酪農製品として、自給飼料100%の牛乳生産を目指し、飼料用トウモロコシの高度活用を主体に、自給率向上に取り組んだ結果、自給率80%を維持できることを実証した。残り20%については、タンパク質源の確保のため、牧草の品質向上と牧草サイレージの調製方法の改善に取り組んだ。また、新しい製品としてさまざまなアイスクリームを製造し、各種イベントの機会をとらえ参加者への試食を実施し、商品化の可能性を検討した（年間800個製造）。畜大牛乳の販売拡充として、地域および首都圏でのイベントにおいて試飲会及び販売を行い、畜大牛乳の宣伝普及に取り組むとともに、大学生協と提携し、入学式にあわせて試飲会を実施した（計23回実施）。また、畜大牛乳の付加価値を高めるために、製造工程をHACCP方式とし、平成22年度中に認証を得る予定である。畜大牛乳の売り上げは、地域および首都圏でのイベント出展による宣伝、大学生協及びコープさっぽろでの積極的な宣伝により、平成20年度に17,177千円だったが平成21年度は17,565千円となり、388千円の増（前年度比2.2%の増）となった。

○ 管理的経費の抑制に関する取組

平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成20年度1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数235名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。

事務職員等に毎週、メール及び各課長等より口頭で定時退勤の徹底についての周知、クールビズ・ウォームビズの継続的な実施、学内ホームページ等を活用した情報共有によるペーパーレス化の実施、事務用パソコンのリース化100%の実施、電子複写機調達の契約形態見直し等を継続して実施するとともに、平成21年度は、平成20事業年度の消費税に關して、申告方式を一括比例配分方式から個別対応方式に変更したことによる10,097千円の削減、競争的スペース使用料金の徴収実施による、施設管理経費の縮減、（仮称）コミュニケーションプラザ及び図書館に設置した太陽光発電設備によるエネルギー使用料の削減及び環境への配慮の実施、改修した総合研究棟Ⅱ号館に地中熱を利用した換気設備を導入、（仮称）コミュニケーションプラザでは、地中熱を利用し融雪する設備を導入、中央機械室のボイラー省エネルギー対策（インバーター制御）の実施、図書館の安定器及び構内外灯のランプ及び安定器の取替の実施などにより、エネルギー使用料の削減を図り、管理的経費の縮減を図った。

○ 資産の効率的・効果的運用に関する取組

資産の有効利用を促進する観点から、資産の一般開放等の拡充に向け、講義室、体育館等一般開放が可能な施設の情報を大学ホームページに引き続き掲載するとともに、平成21年度に改修工事が完了した（仮称）コミュニケーションプラザについても学外者への解放を検討し、平成22年度より一時貸し出し等を行うこととした。土地の効果的な活用について、都市計画道路拡幅の中に大学用地が入っていることに関し、平成21年度に正門改修事業の計画の際に地方自治体と協議を行い、拡幅線及び取り合い部分の確認を行った。拡幅工事時期については、平成22年度以降の次期中期目標・計画期間中となった。また、構内敷地の利用状況改善に向けて、畜産フィールド科学センターの整備WGにおいて、構内土地の利用手続き及び有効活用について検討を行った。

また、知的財産の効率的・効果的運用については、引き続き地域共同研究センターのコーディネーターを中心に各種展示会等に積極的に出展し、本学のシーズをPRするとともに、更なる知的財産の創出に向け、学内知的財産セミナーを3回開催し、学外での研修に9回（延べ17人）派遣し、人材育成に努めた。その結果、平成21年度は、受託研究の成果である特許について、本学持分を30万円で民間企業に譲渡し、さらに、本学と北海道農業研究センターとで共有している特許について、民間企業からの申し出により、実施化することに成功し、本学初となる実施契約を締結した。これにより、当該企業の商品として販売が開始され、実施料収入を獲得している。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 財務内容の改善・充実の状況

【平成16～20事業年度】

管理的経費の節減については、特記事項「管理的経費の抑制に関する取組」、自己収入の増加に向けた取組としては、特記事項「外部資金獲得に向けた取組」及び「その他自己収入増加に向けた取組」のとおり実施している。資金の運用に向けた取組として、余裕資金からの収益確保を目的として、平成19年3月に余裕資金の運用方針を定め、平成20年度から本格的に余裕資金の運用を開始した。資金運用による運用益は、一般財源として他の自己収入と同様に取扱い、本学の基盤的教育研究経費である授業運営費及び教員基礎活動費等、幅広く教育研究経費の財源の一部として活用している。

財務分析については、法人化以降、毎年度の財務諸表の承認後に、公表された全国立大学法人の財務情報を分析し、その結果を役員会及び経営協議会へ報告するとともに、運営連絡会議を通じて、学内に公表している。分析結果については、過去からの財務諸表データに基づく財務状況の推移分析、同等規模の他大学との比較分析等を行い、その結果を、次年度予算編成において活用している。具体例としては、財務分析の結果、業務費対研究経費比率や業務費対教育経費比率は全国的にも平均を上回る順位となっているが、同等規模の大学内では順位が低いため、運営費交付金の削減等の厳しい財源状態の中でも教育経費、研究経費への充当が優先であると考え、次年度の予算編成方針において「教育費・研究費等経常的経費の確保」を盛り込み、本学の基盤的教育研究経費である授業運営費及び教員基礎活動費の積算基準を前年度と同基準にすることにより、予算配分に反映させている。

【平成21事業年度】

管理的経費の節減については、特記事項「管理的経費の抑制に関する取組」、自己収入の増加に向けた取組としては、特記事項「外部資金獲得に向けた取組」及

び「その他自己収入増加に向けた取組」のとおり実施している。資金の運用に向けた取組として、引き続き、余裕資金の運用を継続するとともに、本学を含む北海道地区の国立大学法人7大学で、平成21年3月23日に「北海道地区国立大学法人の資金の共同運用に係る協定」（通称「Jファンド」）を締結し平成21年度から資金の共同運用を開始した。この協定は、資金運用業務を共同で実施することにより、業務の効率化を図るとともに、スケールメリットを活かした効率的な資金運用を図り、北海道地区国立大学法人の教育研究の発展に資することを目的とするものである。平成21年度は、本学独自の地元金融機関向けの資金運用と「Jファンド」に基づく共同運用を並行して実施した。運用した資金の総額は22億円であり、約460万円の運用益を上げた。

財務分析については、昨年度以前と同様に、平成20年度財務諸表が承認されたことを受けて財務分析を行い、その結果を役員会及び経営協議会へ報告するとともに、運営連絡会議を通じて、学内に公表した。

○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じた人件費削減に向けた取組の状況

【平成16～20事業年度】

国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営改善WGにおいて、教員及び事務職員の適正数、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う人件費の観点からの教職員組織の見直し等について検討を重ね、平成19年3月に、組織の活性化と人件費抑制に配慮した「財政運営計画－人件費を中心として－」を策定した。本計画においては、基礎的収益に対する人件費比率の上昇により、教育研究経費が圧迫されることがないよう、人件費比率の上限を定め、中期目標・計画期間の人事管理計画、人員削減数を策定した。平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成19、20年度に、教職員数を1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数241人、238人とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。

【平成21事業年度】

平成18年度に策定した財政運営計画に基づき、平成21年度1%の人件費削減目標を達成するため、前年度から教員数1、事務系職員数2を削減し、常勤職員数235名とし、年度を通して過員を生ずることなく運用を行った。

○ 従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

【平成16～20事業年度】

※ 該当事項なし

【平成21事業年度】

平成20年度評価結果のうち、「全体評価」において、「年度計画に掲げている科学研究費補助金の申請希望者の拡大については、説明会を実施するなどの取り組みを行っているものの、平成19年度から平成20年度にかけて申請希望者が減少しているため、着実な対応が求められる。」と指摘を受け、さらに、項目別評価のうち「財務内容の改善」において、課題点として、科学研究費補助金の申請率について、「説明会を実施するなどのしているものの、平成19年度から平成20年度にかけて、申請率が低下しており、申請希望者の拡大が図られていないことから、年度計画に十分には実施していないものと判断される。」との指摘を受けた。これについて、補助金制度の概要、適正な執行の周知、申請書の作成方法などについて2度説明会を開催したほか、担当課長による部門会議での個別説明、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集に際し、科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置により、申請率が86.9%から92.8%に上昇した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
① 評価の充実に関する目標

中期目標

- 自己点検・評価を厳正に実施するとともに、評価結果を大学運営の改善に反映させる。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 自己点検・評価の改善に関する具体的方策 【42】 点検・評価システムの内容及びその評価結果を大学運営の改善に反映するシステムの見直しを行う。	【42】 企画評価室において、平成20事業年度に係る業務実績について、総合的かつ横断的な自己点検・評価を実施するほか、平成22年度に受審する認証評価に係る自己点検・評価作業を開始する。また、平成20年度に実施した中期目標期間に係る業務実績評価結果を適切に次期中期目標・中期計画に反映させるなど、大学運営の改善への評価結果の活用に取り組む。	III		（平成20年度の実施状況概略） - 中期目標期間及び平成19事業年度に係る業務実績評価について、平成20年6月に業務実績報告書、中期目標の達成状況報告書等の関係自己評価書を取りまとめ、国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構へ提出した。 - 平成20年10月9日付けで国立大学法人評価委員会から通知された「平成19年度に係る業務の実績に関する評価結果」について、同月に開催された教育研究評議会、経営協議会及び運営連絡会議において検証結果とあわせて報告するとともに、評価結果を大学ホームページに掲載し周知・公表した。 - 平成20年度計画進捗状況調査（中間評価）について、平成20年11月に関係部局等による自己点検の実施を依頼し、同年12月にヒアリングを実施した。 - 平成21年1月に大学評価・学位授与機構、同年3月に国立大学法人評価委員会から通知のあった中期目標期間に係る評価結果について、分析・検証を行い、平成21年4月に開催された教育研究評議会、経営協議会及び運営連絡会議において検証結果とあわせて報告するとともに大学ホームページへの掲載等により、周知・公表した。		
		III		（平成21年度の実施状況） - 平成20事業年度に係る業務実績評価について、平成21年6月に業務実績報告書を取りまとめ、国立大学法人評価委員会に提出した。 - 平成21年11月6日付けで国立大学法人評価委員会から通知された「平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果」について、企画評価室において分析・検証を行い、同月に開催された教育研究評議会及び運営連絡会議、1月に開催された経営協議会において、検証結果とあわせて報告するとともに大学ホームページへの掲載等により、周知・公表した。 - 企画評価室による平成21年度計画進捗状況調査（中間評価）について、10月に関係部局等に自己点検実施を依頼、11月にヒアリングを実施し、指摘事項等ヒアリング結果を12月に関係部局に通知した。 - 第1期中期目標期間実績及び平成21事業年度の業務実績について、企画評価室を中心に、自己点検・評価作業を実施し、平成22年6月末までに国立大学法人評価委員会及び（独）大学評価・学位授与機構に提出する。		

				平成22年度に受審する大学機関別認証評価の自己評価書について、平成21年10月に大学機関別認証評価学内説明会を開催し、関係部局等に内容説明を行うとともに、同日自己評価書の作成依頼を行った。提出のあった自己評価書について企画評価室を中心に、内容を精査し、平成22年6月末までに（独）大学評価・学位授与機構に提出する。		
【43】 点検・評価に必要な情報を一元的に管理し、データベース化を推進する。		III		（平成20年度の実施状況概略） - 平成20年6月まで実施した本中期目標期間及び平成19年度の業務実績に関する自己点検・評価において必要となる資料・データの収集を進めた。また、大学評価・学位授与機構による大学情報データベースへのデータ登録については、平成20年度の員数に関するデータまでの全ての調査表の登録を終了した。 - 本学独自の情報データベース構築の可能性等について、中期目標期間の教育研究評価に関する自己点検・評価の状況を踏まえ検討を開始する予定であったが、平成22年度に受審する機関別認証評価の調査項目が判明し次第、収集・蓄積が必要な資料・データの抽出を行い、この内容を盛り込むこととしたため、平成21年度以降に検討を開始することとした。		
	【43】 中期目標期間の業務実績評価、認証評価等の自己点検・評価に必要な諸データの収集・蓄積を継続して行う。		III	（平成21年度の実施状況） - 平成21年6月までに実施した平成20事業年度の業務実績に関する自己点検・評価において必要となる資料・データの収集を進めた。また、（独）大学評価・学位授与機構による大学情報データベースへの登録について、平成20年度の実績データ及び平成21年の員数データの調査票アップロードを期限である9月末までに終了させた。 - 平成21年10月に大学機関別認証評価学内説明会を開催し、関係部局等に内容説明を行うとともに、同日自己評価書の作成依頼し、データ収集を行った。 - 本学独自の評価情報データベース構築に向け、教員評価について企画評価室で多元的業績評価における評価項目及びファクター改正に係る検討を行い、その検討結果を多元的業績評価情報委員会において審議した。その評価項目を包含した教員評価システムを平成21年度末に導入し、平成22年度に本稼働させる予定であり、大学情報及び大学評価システムについては、平成22年度に導入することとなった。		
○ 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 【44】 自己点検・評価の結果を基に、関係委員会等で改善の具体策を検討し、実施する。		III		（平成20年度の実施状況概略） - 学生・教職員の海外渡航等における海外危機管理マニュアルを平成21年3月に策定した。また、新型インフルエンザ対策に関する行動計画は平成21年度以降策定に向けて継続して検討することとした。 - 有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。 - 消防法の改正により、自衛消防組織の見直しが必要となったことから、組織の詳細な検討を行った。平成21年度は、前述検討を踏まえ防災対策マニュアルの見直しを行う予定である。 - 国立大学法人評価委員会の平成18年度の業務の実績に関する評価結果について		

	て、企画評価室において分析した結果、全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターについて、共同研究員の公募、共同利用に関する情報提供等、これまで以上の情報提供が必要であるとの結論に達した。この結果を受け、同センターでは、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進する観点から、共同研究の公募を開始したほか、同センターのホームページを大幅に更新し、共同利用に関する情報提供の改善を図り、評価結果の反映を行った。 平成20年6月まで実施した、中期目標期間及び平成19年度の業務実績に係る自己点検評価、平成20年10月に通知された国立大学法人評価委員会による平成19年度に係る評価結果、平成21年3月に国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構から通知された中期目標期間に係る評価結果について検証した結果、中期目標期間において改善を要する点にあげられた「卒業・修了生の就職先に対するアンケート調査の教育への成果・効果」及び「成績評価基準及びその方法についての学生の意識調査等を反映させた更なる改善」について調査内容が教育の成果及び効果の適切な検証に繋がっていない点について、改善に向けた解析に着手した。
【44】 自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果を基に、関係委員会等で改善の具体策を検討し、実施する。	Ⅲ (平成21年度の実施状況) - 危機事象別に作成する危機管理マニュアルについて、平成21年度は入試問題の漏洩、合否判定ミスを防止するためのマニュアルを作成し、さらに新型インフルエンザ対策に関する行動計画を、策定した。新型インフルエンザ対応について、文部科学省等からの通知を踏まえて危機管理室で検討し、対応策を学生に周知するとともに、感染拡大防止等の注意喚起を大学ホームページ等で行った。 - 国立大学法人評価委員会の平成19年度の業務の実績に関する評価結果について、評価委員会から改善を必要とする事項の指摘はなかった。 - 平成21年3月26日に国立大学評価委員会から通知された「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」について、平成21年4月に開催された教育研究評議会、経営協議会及び運営連絡会議において検証結果とあわせて報告するとともに、評価結果を大学ホームページに掲載し周知・公表を行った。 - 平成21年11月6日付けで国立大学法人評価委員会から通知された「平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果」について、企画評価室において分析、検証を行い、同月に開催された教育研究評議会及び運営連絡会議、平成22年1月に開催された経営協議会において、検証結果とあわせて報告するとともに大学ホームページへの掲載等により、周知・公表した。 - 研究室等に古くから保有されていた不要な化学物質について、事故リスクの軽減のため全学的に調査を行い、適切な処分を実施した。 - 平成20年6月まで実施した、中期目標期間及び平成19年度の業務実績に係る自己点検評価、平成20年10月に通知された国立大学法人評価委員会による平成19年度に係る評価結果、平成21年3月に国立大学法人評価委員会及び大学評価・学位授与機構から通知された中期目標期間に係る評価結果を企画評価室において検証した結果、中期目標期間において改善を要する点にあげられた「卒業・修了生の就職先に対するアンケート調査の教育の成果・効果」及び「成績評価基準及びその方法についての学生の意識調査等を反映させた更なる改善」について調査内容が教育の成果及び効果の適切な検証に繋がっていないと指摘された点について、大学教育センターにおいて以下のとおり取り組みを行った。 「卒業・修了生の就職先に対するアンケート調査の教育の成果・効果」について 学部卒業生及び大学院修了生を対象に教育効果を尋ねることを目的とし

				たアンケートを平成21年3月に実施し、その集計結果を平成21年9月及び平成22年1月開催のFD研修会において検討を行った。FD研修会での議論を踏まえ、到達目標を明確にしたシラバスの見直しに活用した。学部では、英語能力の向上に向け、TOEICを活用した授業を展開するなど、授業内容の改善に役立て、大学院では、アンケート結果から、本学の教育内容及びその成果に関する評価は良好であったものの、大学院教育全体の教育システムに関する問には、改善要望が多かったことから、平成22年度に畜産衛生専攻の教育システムをモデルとして、4学期制、総合型授業の導入等の大学院教育の実質化を内容とする修士課程3専攻の専門コース設定に役立てた。 ・「成績評価基準及びその方法についての学生の意識調査等を反映させた更なる改善」について 平成20年度より、教育改善部を審議機関である部体制から、スタッフ制の室体制に移行し、実施組織としての機能を強化している。 大学教育センター教育改善室では、学生による授業評価を毎年前期・後期各1回実施し、結果を学内ホームページに公開するとともに、評価結果の活用方法や授業改善の指針を示して、教員の自主的な教育改善を引き続き支援している。平成21年度には、成績評価基準及び評価方法の改善策を講じることを目的に教育改善室において成績評価に関するアンケートを実施した。その集計結果を第3回FD研修会（平成21年9月）及び第4回FD研修会（平成22年1月）において検討し、成績評価基準及び評価方法の改善に役立てた。		
				ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標

- ・ ホームページ等各種情報媒体を通じ、教育研究活動の状況など大学運営に関する情報の提供の充実を図る。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策【45】 ・ 情報公開を含む法人における広報の推進に資する観点から、「広報室」を設置し、大学情報の収集整理・データベース化、公表・公開等を一元的に管理運用する。		III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 大学ホームページについて、更新を不断に行い、速やかな更新に努めるとともに、内容が古く更新されていない英文ホームページについても、広報室WGで検討を行い、掲載項目（コンテンツ）を整理し、更新を行った。 ・ 広報誌の発行について、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」を発行するとともに、改修された総合研究棟などを「絵はがき」に追加で作成し、関係機関への配布など、広報活動を展開した。 ・ 広報室会議で大学紹介のDVDの内容等について検討し、大学紹介DVDを作成するとともに、大学ホームページから閲覧できるようにした。 ・ 平成20年7月に開催された「洞爺湖サミット」のテーマである「地球環境問題」に関して、北見工業大学・東京農業大学と共同でDVDを作成し、本学における環境に関する取り組みを広報した。 ・ 広報室において、大学ホームページに掲載されている情報公開や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い、随時更新するとともに、教員一覧、トピックス等の資料等を調査・整理し、大学ホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理し、大学ホームページで公開した。 ・ 平成20年6月まで実施した本中期目標期間及び平成19年度の業務実績に関する自己点検・評価において必要となる資料・データの収集を進めた。また、大学評価・学位授与機構による大学情報データベースへのデータ登録については、平成20年度の員数に関するデータまでの全ての調査表の登録を終了した。 ・ 本学独自の情報データベース構築の可能性等について、中期目標期間の教育研究評価に関する自己点検・評価の状況を踏まえ検討を開始する予定であったが、平成22年度に受審する機関別認証評価の調査項目が判明し次第、収集・蓄積が必要な資料・データの抽出を行い、この内容を盛り込むこととしたため、平成21年度以降に検討を開始することとした。		
	【45-1】 ・ 既存のホームページ・広報誌			（平成21年度の実施状況）【45-1】 ・ 広報室において、従来の体制を見直し、平成21年度から新たに広報戦略の企		

	等の点検・更新等を行い、より効率的・効果的な広報活動の充実を図る。		画立案のために企画課長を、入試広報充実のために入試係長を委員に加え、体制の充実を図った。 ・ 大学ホームページについて、更新を不断に行い、速やかな更新に努めるとともに、平成21年度は、平成20年度大学改革で創設された研究域の内容について、各研究部門・ユニットのページを作成し、大学ホームページの充実を図った。 ・ 広報誌の発行について、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」を発行するとともに、大学構内の案内図「キャンパスマップ」を更新し、学内主要施設入口への常置等により広報活動を展開した。また、入試広報の一環として「しおり」を4万枚作成し、関東・関西圏の丸善書店で中・高校生とその保護者を対象に配布した。 ・ 平成20年度に大学紹介DVDを作成したが、改修後の動物医療センターや、授業・実習を紹介するビデオを撮影し、大学ホームページで閲覧するためのストーリーミングコンテンツを作成し、広報活動を展開するとともに、サークル活動などのビデオを追加撮影し、次期大学紹介DVDの更新に備えた。	
	【45-2】 ・ 情報公開、調査・統計資料、評価資料などについてホームページを更新し公開するとともに、様々な業務の効率化を図るため、必要に応じデータベースの充実を図る。	Ⅲ	【45-2】 ・ 広報室において、引き続き大学が公開している情報や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い、随時更新するとともに、教員一覧、トピックス等の資料等を調査・整理し大学ホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理し大学ホームページで公開した。 ・ 平成21年6月までに実施した平成20事業年度の業務実績に関する自己点検・評価において必要となる資料・データの収集を進めた。また、大学評価・学位授与機構による大学情報データベースへの登録について、平成20年度の実績データ及び平成21年の員数データの調査票アップロードを期限である平成21年9月末までに終了させた。 ・ 本学独自の評価情報データベース構築に向け、教員評価について企画評価室で多元的業績評価における評価項目及びファクター改正に係る検討を行い、その検討結果を多元的業績評価情報委員会において審議した。その評価項目を包含した教員評価システムを平成21年度末に導入し、平成22年度に本稼働させる予定であり、大学情報及び大学評価システムについては、平成22年度に導入することとなった。	
【46】 ・ 教職員の広報事業への積極的な参加を促すため、地域等のマスコミ等への派遣研修など広報活動に接する機会の充実を図る。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) ・ 平成20年10月に私学研修センター主催の「総務・広報担当者のためのマスコミの基本知識とマスコミ対応の実務講座」に、広報担当職員を派遣し、資質の向上を図った。また、報道関係機関との情報交換会を平成20年6月と12月の2回開催し、本学が開催する諸事業のPR活動を積極的に行った。 ・ 保有個人情報管理規程に基づく教育研修として、平成20年10月にNTTコムウェア北海道株式会社から専門家を講師に招き、教職員及び学生を対象に、「個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策に関する講演会」を開催し、約50名の参加があった。 ・ 保有個人情報管理規程に基づく、保有個人情報の管理状況についての監査を、平成21年3月に実施し、保有個人情報管理に対する意識の向上及び管理を徹底させた。 ・ 平成19年度以降行っている情報セキュリティポリシー内部監査を平成20年12月に実施し、監査結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、教職員及び学生を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果を運営連絡会議に報告し、情報セキュリティの適正な管理運用を図った。また、個別指導については順次	

			行っており、平成21年度についても引き続き行うこととした。		
	【46-1】 教職員の広報事業への積極的な参加を促すため、広報関係の研修・セミナー等に参加し広報活動の充実を図る。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 【46-1】 - 平成21年5月に私学研修センター主催の広報セミナー「大学経営における広報戦略と危機管理広報」に広報担当職員を派遣し、資質向上を図った。 - 報道関係との情報交換会を平成21年6月に開催し、本学が開催する事業のPR活動を積極的に行った。 - 広報室員が「北海道の発展のために何らかの寄与をしよう」と、北海道を愛する人々、北海道に何らかの関わりのある企業・団体が集まった(社)北海道クラブが実施した「北海道発情報イベント」(通称：秋葉原イベント)に参加し、本学からは、「大学の取り組み」などの刊行物の配布、ポスターの展示、大学紹介DVDの上映、ちくだい牛乳・青汁の試飲などを行い、積極的な広報活動を展開した。		
	【46-2】 保有個人情報管理規程に基づき、個人情報の管理の徹底を図る。	Ⅲ	【46-2】 - 保有個人情報管理規程に基づく教育研修として、専門家を講師に招き、教職員学生を対象に、「個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策に関する講演会」を平成22年1月に開催した。 - 保有個人情報管理規程に基づく、保有個人情報の管理状況についての監査を平成22年3月に実施し、保有個人情報管理に対する意識の向上及び管理を徹底させた。		
	【46-3】 「情報セキュリティポリシー」に沿った運用の実現を図る。	Ⅲ	【46-3】 - 情報処理センターの職員が、学内の教職員及び学生のパソコン約200台のウィンドウズアップデート、ウイルス対策ソフトの状況について訪問調査を実施した。ウィンドウズアップデートされていないもの、ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新がされていないものについて個別指導を実施し、パソコンを適正に管理するよう指導した。 - 情報セキュリティアンケートをWeb入力方式により教職員及び学生を対象に実施した。集計の結果、教職員については情報セキュリティポリシーが制定されていることを認識しているものは7割以上だったのに対し、学生は認識が低く5割程度だった。今後、学生に対しては情報教育の講義等により、情報セキュリティの意識向上を図ることとした。 - 情報セキュリティ監査のため、大学ホームページサーバ及び学術情報リポジトリサーバへの業者によるセキュリティ診断を依頼し、サーバの脆弱性調査を行った。その結果、緊急対応が必要な高リスクに該当する指摘はなく、当該サーバの脆弱性は低いと診断された。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～20事業年度】

○ 改革サイクルの確立及び企画評価室による自己点検・評価の実施と体制整備

平成16年度の自己点検・評価及びその評価結果の検証を踏まえ、年度計画に係る点検・評価については、年度途中に年度計画の進捗状況調査（中間評価）を行い、進捗状況を各部局の長等のヒアリングによって確認して、年度内の確実な計画達成を促すとともに、中間評価の結果を踏まえて次年度の計画の策定作業にあたることとし、年度終了時には、担当理事、事務担当課等による全学的見地からの横断的な自己点検・評価を実施している。

これにより、年度計画の策定と評価の一体性が確保され、自己点検・評価を踏まえて計画の策定に至るサイクルを確立した。

また、平成18年度には、各部局長等によって構成されていたために、機動性に欠け、他部局の厳正な評価に難のあった評価委員会を廃止して、スタッフ制の企画評価室を設置し、機動的な実施体制の構築と計画実施の促進を図ることを可能な体制とした。

平成20年度には、企画評価室の体制について、中期目標期間の自己点検・評価の実施、次期中期目標・中期計画の策定、平成22年度の大学機関別認証評価の受審等を控え、機動性及び専門性の一層の向上が必要であると判断し、平成20年1月の新学長の就任にあわせて構成員を増強するとともに、平成20年4月から、新たに就任した企画評価担当副学長を室長とし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。

○ 広報室による大学情報の積極的な発信

平成16年4月の法人化と同時に「広報室」を設置し、①広報に関する基本方針及び戦略の策定並びにその推進及び効果の検証、②大学運営に関する情報の公表及び公開等の一元的な管理運用、③報道機関への公式発表、④大学ホームページの作成、更新及び管理、⑤広報誌等の編集及び発行等の広報活動を組織的かつ効果的に推進してきた。

広報室では、大学運営に関する情報を一元的に管理するため、事務局各課に広報室連絡員を配置して、情報収集を円滑に行い、一元的な公開を行ったほか、大学ホームページの更新を随時行い、情報提供の充実を図った。

また、広報誌の形態、内容の見直しを進め、平成17年度には冊子体の学報を廃止して電子化し、大学ホームページへの掲載により速報性を高めたほか、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」、大学構内の案内パンフレット「ちくたいマップ」、「キャンパスマップ」を作成し、関係機関への配布、学内主要施設入口への常置等により、広報活動を展開した。

このほか、平成18年度には、とちろ帯広空港のターミナルビル内に大型広告の設置、中国黒竜江省ハルビン市で開催された「北海道紹介展」の大学紹介ブースに出展するなど、国内外に向けた情報発信を、広報室が主体となり積極的に展開した。

大学が公開している情報や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い随時更新するとともに、教員一覧、トピック等の資料等を調査・整理し、大学ホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理し、大学ホームページで公開した。

内容が更新されていなかった英文ホームページについても、広報室WGで検討を行い、掲載項目（コンテンツ）を整理し、更新を行った。

広報室会議で大学紹介DVDの内容等の検討を行い、大学紹介DVDを作成・配布するとともに、大学ホームページからの閲覧をできるようにした。

○ 保有個人情報の適切な管理に向けた取組

平成17年4月の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の施行に合わせ、「保有個人情報管理規程」、「情報セキュリティポリシー」等の諸規程を整備し、同法の趣旨に則った保有個人情報の保護に努めている。

平成18年度から、同規程に基づく教育研修として、NTTコムウェア北海道から専門家を招き、教職員及び学生を対象に、個人情報保護と情報セキュリティ対策に関する講演会を開催したほか、同規程に基づく保有個人情報管理に係る学内監査を実施する等、保有個人情報管理に対する意識向上、管理徹底のための取組を行った。

平成19年度以降行っている情報セキュリティポリシー内部監査を平成20年12月に実施し、監査結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、教職員及び学生を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果を運営連絡会議に報告し、情報セキュリティの適正な管理運用を図った。また、個別指導については順次行っている。

【平成21事業年度】

○ 企画評価室による自己点検・評価の実施

平成18年度に確立した自己点検・評価システムにより、引き続き平成21年度途中のヒアリングによる年度計画の進捗状況調査、それを踏まえ年度評価を実施するとともに、第2期中期目標計画及び平成22年度計画の策定にあたった。

○ 広報室による大学情報の積極的な発信

広報室において、従来の体制を見直し、平成21年度から新たに広報戦略の企画立案のために企画課長を、入試広報充実のために入試係長を委員に加え、体制の充実を図った。

大学ホームページについて、引き続き更新を不断に行い、速やかな更新に努めるとともに、平成21年度は、平成20年度大学改革で創設された研究域の内容について、各研究部門・ユニットのページを作成し、大学ホームページの充実を図った。

広報誌の発行について、引き続き「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」を発行するとともに、大学構内の案内図「キャンパスマップ」を更新し、学内主要施設入口への常置等により広報活動を展開した。また、入試広報の一環として「しおり」を4万枚作成し、関東・関西圏の丸善書店で中・高校生とその保護者を対象に配布した。

平成20年度に作成した大学紹介DVDを、改修後の動物医療センターや、授業・実習を紹介するビデオを撮影し、大学ホームページで閲覧するためのストーリーングコンテンツを作成し、広報活動を展開するとともに、サークル活動などのビデオを追加撮影し、次期大学紹介DVDの更新に備えた。

大学が公開している情報や概要の統計資料等について、引き続き情報の収集・

整理を一元的に行い、随時更新するとともに、教員一覧、トピックス等の資料等を調査・整理し大学ホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理し大学ホームページで公開した。

報道関係との情報交換会を平成21年6月に開催し、本学が開催する事業のPR活動を積極的に行うとともに、広報室員が「北海道の発展のために何らかの寄与をしよう」と、北海道を愛する人々、北海道に何らかの関わりのある企業・団体が集まった(社)北海道クラブが実施した「北海道発情報イベント」(通称:秋葉原イベント)に参加し、本学からは、「大学の取り組み」などの刊行物の配布、ポスターの展示、大学紹介DVDの上映、ちくだい牛乳・青汁の試飲などを行い、積極的な広報活動を展開した。

○ 保有個人情報の適切な管理に向けた取組

平成21年5月に私学研修センター主催の広報セミナー「大学経営における広報戦略と危機管理広報」に広報担当職員を派遣し、資質向上を図った。

保有個人情報管理規程に基づく教育研修として、専門家を講師に招き、教職員学生を対象に、「個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策に関する講演会」を平成22年1月に開催した。また、保有個人情報の管理状況についての監査を平成22年3月に実施し、保有個人情報管理に対する意識の向上及び管理を徹底させた。

情報処理センターの職員が、学内の教職員及び学生のパソコン約200台のウィンドウズアップデート、ウイルス対策ソフトの状況について訪問調査を実施した。ウィンドウズアップデートされていないもの、ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新がされていないものについて個別指導を実施し、パソコンを適正に管理するよう指導した。

情報セキュリティアンケートをWeb入力方式により教職員及び学生を対象に実施した。集計の結果、教職員については情報セキュリティポリシーが制定されていることを認識しているものは7割以上だったのに対し、学生は認識が低く5割程度だった。今後、学生に対しては情報教育の講義等により、情報セキュリティの意識向上を図ることとした。

情報セキュリティ監査のため、大学ホームページサーバ及び学術情報リポジトリサーバへの業者によるセキュリティ診断を依頼し、サーバの脆弱性調査を行った。その結果、緊急対応が必要な高リスクに該当する指摘はなく、当該サーバの脆弱性は低いと診断された。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化に係る取組【平成16～20事業年度】

平成18年度に確立した年度途中の中間評価及び年度終了時の自己点検・評価システムにより、平成18事業年度以降の業務実績に関する自己点検・評価を実施したほか、中間評価を実施し、中間評価の結果を踏まえて、次年度計画の策定を行った。

また、平成18年度に設置した企画評価室の体制について、中期目標期間の自己点検・評価の実施、次期中期目標・中期計画の策定、平成22年度の機関別認証評価の受審等を控え、機動性及び専門性の一層の向上が必要であると判断し、平成20年1月の新学長の就任にあわせて構成員を増強するとともに、平成20年4月から、新たに就任した企画評価担当副学長を室長とし、評価結果を踏まえた大学運営改善を推進する体制を整備した。

【平成21年事業年度】

平成18年度に確立した自己点検・評価システムにより、引き続き平成21年度途中のヒアリングによる年度計画の進捗状況調査、それを踏まえ年度評価を実施するとともに、第2期中期目標計画及び平成22年度計画の策定にあたった。

本学独自の評価情報データベース構築に向け、教員評価について企画評価室で多元的業績評価における評価項目及びファクター改正に係る検討を行い、その検討結果を多元的業績評価情報委員会において審議した。その評価項目を包含した教員評価システムを平成21年度末に導入し、平成22年度に本稼働させる予定であり、大学情報及び大学評価システムについては、平成22年度に導入することとなった。これにより、ITを活用した中期計画・年度計画の進捗状況管理及び自己点検評価作業が可能になり、評価作業の効率化が促進される。

○ 情報公開の促進に係る取組

【平成16～20事業年度】

平成16年4月の法人化と同時に「広報室」を設置し、①広報に関する基本方針及び戦略の策定並びにその推進及び効果の検証、②大学運営に関する情報の公表及び公開等の一元的な管理運用、③報道機関への公式発表、④大学ホームページの作成、更新及び管理、⑤広報誌等の編集及び発行等の広報活動を組織的かつ効果的に推進してきた。

広報室では、大学運営に関する情報を一元的に管理するため、事務局各課に広報室連絡員を配置して、情報収集を円滑に行い、一元的な公開を行ったほか、大学ホームページの更新を随時行い、情報提供の充実を図った。

また、広報誌の形態、内容の見直しを進め、平成17年度には冊子体の学報を廃止して電子化し、大学ホームページへの掲載により速報性を高めたほか、「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者への広報誌「白樺」、大学構内の案内パンフレット「ちくだいマップ」、「キャンパスマップ」を作成し、関係機関への配布、学内主要施設入口への常置等により、広報活動を展開した。

このほか、平成18年度には、とちぎ帯広空港のターミナルビル内に大型広告の設置、中国黒竜江省ハルビン市で開催された「北海道紹介展」の大学紹介ブースに出展するなど、国内外に向けた情報発信を、広報室が主体となり積極的に展開した。

大学が公開している情報や概要の統計資料等について、情報の収集・整理を一元的に行い随時更新するとともに、教員一覧、トピックス等の資料等を調査・整理し、大学ホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理し、大学ホームページで公開した。

内容が更新されていなかった英文ホームページについても、広報室WGで検討を行い、掲載項目(コンテンツ)を整理し、更新を行った。

広報室会議で大学紹介DVDの内容等の検討を行い、大学紹介DVDを作成・配布するとともに、本学ホームページからの閲覧をできるようにした。

【平成21年事業年度】

広報室において、従来の体制を見直し、平成21年度から新たに広報戦略の企画立案のために企画課長を、入試広報充実のために入試係長を委員に加え、体制の充実を図った。

大学ホームページについて、引き続き更新を不断に行い、速やかな更新に努めるとともに、平成21年度は、平成20年度大学改革で創設された研究域の内容について、各研究部門・ユニットのページを作成し、大学ホームページの充実を図った。

広報誌の発行について、引き続き「大学概要」、「大学の取り組み」、学資負担者

への広報誌「白樺」を発行するとともに、大学構内の案内図「キャンパスマップ」を更新し、学内主要施設入口への常置等により広報活動を展開した。また、入試広報の一環として「しおり」を4万枚作成し、関東・関西圏の丸善書店で中・高校生とその保護者を対象に配布した。

平成20年度に作成した大学紹介DVDを、改修後の動物医療センターや、授業・実習を紹介するビデオを撮影し、大学ホームページで閲覧するためのストリーミングコンテンツを作成し、広報活動を展開するとともに、サークル活動などのビデオを追加撮影し、次期大学紹介DVDの更新に備えた。

大学が公開している情報や概要の統計資料等について、引き続き情報の収集・整理を一元的に行い、随時更新するとともに、教員一覧、トピックス等の資料等を調査・整理し大学ホームページで公開した。その他の公表できる統計資料等を不断に調査・整理し大学ホームページで公開した。

報道関係との情報交換会を平成21年6月に開催し、本学が開催する事業のPR活動を積極的に行うとともに、広報室員が「北海道の発展のために何らかの寄与をしよう」と、北海道を愛する人々、北海道に何らかの関わりのある企業・団体が集まった社団法人北海道クラブが実施した「北海道発情報イベント」(秋葉原イベント)に参加し、本学からは、「大学の取り組み」などの刊行物の配布、ポスターの展示、大学紹介DVDの上映、ちくだい牛乳・青汁の試飲などを行い、積極的な広報活動を展開した。

○ 従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

【平成16～20事業年度】

平成17年度は、平成16年度の評価結果のうち「全体評価」において「中期目標期間中における人件費見直しを踏まえた財政計画については、現在検討中であり、今後の検討が期待される。」との指摘を受けた。これについて本学では、国の行財政改革、運営費交付金の削減等に対応するため、財政運営改善検討WGを設置し、人事制度、人件費管理、業務改善等の様々な観点から財政運営の改善に向けた検討を行い、平成18年3月に「財政運営の改善に向けて(中間報告)」を示し、平成18年12月に財政運営改善計画を策定した。また、項目別評価のうち「自己点検・評価及び情報提供」において課題点として、「自己点検・評価については、全体として検討段階であり、今後の具体的な取組が期待される。」との指摘を受けた。これについては、平成16年度自己点検・評価の検証を踏まえ、年度途中に年度計画の進捗状況調査(中間評価)を行い、進捗状況を確認するとともに、年度終了時には、担当理事、事務担当課等による全学的見地からのヒアリングの実施、事務局全課による所掌外の業務のを含む年度計画実施状況に対する点検の実施等、総合的かつ横断的な自己点検・評価を実施しているほか、機動的・一元的な自己点検・評価の実施と評価結果の円滑・迅速な業務運営への反映のため、平成18年度から、現行の委員会組織をスタッフ制の企画評価組織に改善・充実することとした。

平成18年度は、「平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果」において、課題として指摘された事項はなかったが、一層の業務運営等改善の観点から、平成17年度業務実績の結果について、本学のみならず全体の状況について分析、検証し、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び戦略会議に分析結果を報告するとともに、評価結果及び分析資料を学内ホームページに掲載し教職員への周知を行った。また、平成16年度の評価結果及び平成17年度評価の評価作業を踏まえて、中期計画達成に向け本年度中に対応が必要と思われる事項を抽出した資料を作成し、学内各部局に配付し対応を促した。これらの措置を取ったことにより、国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえて、本学における危機管理を総合的・計画的に

進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法を定めるとともに、危機管理室の組織と業務、危機事象の例示、機器事象発生時の対策本部の設置及び各種委員会との連携・分担等を定めた危機管理規程を制定し、危機管理の体制整備を図った。また、自己点検により抽出された課題であった、監査室の独立性の確保を図るため、平成19年4月より、事務局(財務課)内部の組織から、学長直属の組織に改編するとともに、専任職員を2名配置することとしたほか、業務についても見直しを行い、従来内部監査は財務会計経理に関するものに限られていたが、業務一般に関する内部監査を行うこととした。

平成19年度には、「平成18年度の業務の実績に関する評価結果」について、企画評価室において分析した結果、全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターについて、共同研究員の公募、共同利用に関する情報提供等、これまで以上の情報提供が必要であるとの結論に達した。この結果を受け、同センターでは、国内外の大学、研究機関、国際機関と連携した原虫病の診断・治療・予防に関する総合的研究を推進する観点から、共同研究の公募を開始したほか、同センターのホームページを大幅に更新し、共同利用に関する情報提供の改善を図った。

【平成21年事業年度】

「平成20年度の業務の実績に関する評価結果」のうち、「全体評価」において、「年度計画に掲げている科学研究費補助金の申請希望者の拡大については、説明会を実施するなどの取り組みを行っているものの、平成19年度から平成20年度にかけて申請希望者が減少しているため、着実な対応が求められる。」と指摘を受け、さらに、項目別評価のうち「財務内容の改善」において、課題点として、科学研究費補助金の申請率について、「説明会を実施するなどのしているものの、平成19年度から平成20年度にかけて、申請率が低下しており、申請希望者の拡大が図られていないことから、年度計画を十分には実施していないものと判断される。」との指摘を受けた。これについて、補助金制度の概要、適正な執行の周知、申請書の作成方法などについて2度説明会を開催したほか、担当課長による部門会議での個別説明、学長裁量経費である教育研究改革プロジェクトの募集時に科学研究費補助金の申請を条件とする等の措置により、申請率が86.9%から92.8%に上昇した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要事項
① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	- 大学の教育研究の進展の状況と既存施設の点検・評価を踏まえ、全学的・長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うなど、必要となるスペース・機能の確保（新增築・改修のほか、スペースの再配分や転用、施設の借用を含む）を図る。 - 経営資産として運営する視点に立って、計画・整備・管理を一元的に行う施設マネジメントをトップマネジメントの一環として確立し、知の拠点にふさわしい教育研究環境の構築を図る。
------	--

中期計画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
○ 施設等の整備に関する具体的方策【47】 老朽化・狭隘化等の実情と課題を的確にとらえ、全学的視点による整備計画の策定に向け、施設マネジメントを推進する。	【47】 「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」に基づき、計画的整備・維持管理を推進する。	III		（平成20年度の実施状況概略） 「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」に基づき、家畜病院増築事業において、目的積立金を充当し、国の予算と適切に組み合わせた新たな整備手法により、工事を実施した。 - 学生寄宿舎改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施する計画として、工事の発注準備を進めた。同事業は平成21年度に実施することとなった。 - 北海道や帯広市との連携した施設環境整備について、目標設定や整備事項の洗い出しを行い、平成21年度において継続して連携の可能性について詳細な検討を進めることとなった。		
		III		（平成21年度の実施状況） - 新たな整備手法への取組として、学生寄宿舎の改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施、（仮称）コミュニケーションプラザ整備事業に関して、国の予算と目的積立金により整備を実施、文部科学省の都市エリア産学連携推進事業の推進に伴い、間接経費において総合研究棟Ⅲ号館レンタルラボを検査ラボとして整備をそれぞれ実施した。 - 施設環境整備5か年整備計画により、耐震性能が著しく低い屋内運動場、図書館について耐震補強工事を実施、学生寄宿舎、総合研究棟Ⅱ号館及び学生会館、福利厚生施設（（仮称）コミュニケーションプラザ）についても耐震補強工事とともに老朽改善工事を実施、学内からの要望が多く、整備優先度が高かったテニスコート東側道路の改善及び正門改修工事をそれぞれ実施した。 - 計画的な予防保全と的確な維持管理として、施設の点検調査のもと、優先順位を決定し、防水劣化防止対策として講堂、ブートロン、土木工学実験室、萌有寮の屋上工事を実施した。また、前年度より引き続き、構内の外灯整備工事を実施した。		

【48】 国際的教育・研究の推進に必要なとなるスペース、学生支援スペース、交流スペースなど教育研究活動を支えるスペースの確保・整備充実を図る。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 家畜病院改修事業について、家畜病院運営委員会及び施設環境改善検討WGにおいて、家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針を定め、工事を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要なとなるスペースの確保・整備充実を図った。 - 学生会館、課外活動支援施設等の学生支援基盤施設に係る改修計画について、学生の視点に立ち検討を進めた結果、平成20年度は老朽化が著しい旧合宿研修施設を取り壊し、サークル棟の一部改善及び合宿棟の改善整備を実施し、学生支援スペースの充実を図り、学生支援基盤施設の改善を行った。	
	【48-1】 学生会館及び課外活動施設など、学生支援基盤施設の整備・充実に向けて検討する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 【48-1】 学生会館、課外活動支援施設等の学生支援基盤施設に係る改修計画について、WGを設置し、学生との協議を含め関係部署との調整を進め、整備計画を立てて学生寄宿舍改修事業を実施、また、同様にWGを設置し、機能等について学生・教職員の意見を汲み入れた整備計画をたて、(仮称)コミュニケーションプラザ整備事業を実施し、学生支援スペースの充実を図り、学生支援基盤施設の改善を行った。	
	【48-2】 環境に配慮した循環型農畜産分野の教育研究拠点の整備を計画する。	Ⅲ	【48-2】 - 財源確保に向けた取り組みとして平成22年度概算要求重点事項第1位に農畜産資源循環施設(ブートロン、肉畜処理施設の改修)を要求している。 「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」に係るプロジェクトの一環として、廃棄物の資源化試験のための堆肥舎を整備した。 - 畜産フィールド科学センターの整備WGにおいて、抜本的な基盤整備計画の検討を行った。	
【49】 卓越したプロジェクト研究の推進を図るために必要となるレンタルラボ(使用者を限定して一定期間使用許可する研究室)の確保・整備充実を図る。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 施設環境マネジメントオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者への対応など利便性が悪い総合研究棟Ⅲ号館6階事務室の1階への移行を行い、跡地はマルチルームとするなど流動的スペースを確保した。 - 施設状況調査について、総合研究棟Ⅱ号館の利用状況調査を実施し、施設使用の再編及び改修計画案の作成を行った。	
	【49】 施設利用状況調査を実施し、更なる研究の推進を図るため、レンタルラボ等の流動的スペースの確保に向けて検討する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 総合研究棟Ⅱ号館の改修事業に伴い、施設利用状況の調査とスペース使用の再編を検討し、流動的スペース(レンタルスペース1室49㎡、マルチルーム4室107㎡)を整備した。また、総合研究棟Ⅰ号館のレンタルスペースを総合研究棟Ⅱ号館の改修事業における仮住まいに使用したため、十分な検証ができていないが、短期間使用の要望等があることから、若手研究者に限定した料金を徴収しない仕組みなど柔軟なスペース運用ができる仕組みを平成22年度以降検討することとしている。	

【50】 老朽及び機能低下した建物について、施設の有効活用の観点から教育研究の一層の充実に資する施設への再生を図る。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 家畜病院改修事業について、家畜病院運営委員会及び施設環境改善検討WGにおいて、家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針を定め、工事を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要なスペースの確保・整備を充実させた。 - 平成20年度補正事業により図書館の耐震改修工事及び体育館の耐震改修並びに暖房設備の改善工事について、工事契約を完了し、平成21年9月末の竣工を予定している。 - 総合研究棟Ⅱ号館について、利用状況調査を実施し、施設使用の再編及び改修計画案の作成を行い、平成21年度補正事業により改修工事を実施することとなった。	
	【50-1】 老朽及び機能低下した畜産分野のフィールド施設において、老朽の解消及び機能を改善し、環境に配慮した循環型農畜産分野の教育研究拠点への再生整備を検討する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 【50-1】 - 財源確保に向けた取り組みとして平成22年度概算要求重点事項第1位に農畜産資源循環施設（ブートロン、肉畜処理施設の改修）を要求している。 「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」に係るプロジェクトの一環として、廃棄物の資源化試験のための堆肥舎を整備した。 - 畜産フィールド科学センターの整備WGにおいて、抜本的な基盤整備計画の検討を行った。 - 老朽化により機能低下した総合研究棟Ⅱ号館、動物飼育施設の老朽改善工事を実施し、機能再生及び向上を図った。	
	【50-2】 老朽及び機能低下した学生寄宿舎の耐震改修を含めた老朽再生整備を行い、学生支援の充実に図る。	Ⅲ	【50-2】 老朽化により機能低下した学生寄宿舎、学生会館等の改修計画について、ワーキンググループを設置し、学生との協議を含め関係部署との調整を進め、整備計画を立てて学生寄宿舎改修事業を実施、また、同様にワーキンググループを設置し、機能等について学生・教職員の意見を汲み入れた整備計画をたて、（仮称）コミュニケーションプラザ整備事業を実施し、学生支援の充実に図った。	
【51】 キャンパスの基盤整備についての点検調査を実施し設備の更新・改修及び環境整備の計画を策定し、実施する。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - キャンパスマスタープラン2006に基づき、下記事項を実施し、キャンパス環境を充実させた。 - 駐車場の拡幅及び危険樹木の伐採（計画的な緑地の維持管理）並びに植栽を実施した。 - 正門案内板の改善設置を実施した。 - 外灯整備計画を立て、畜産フィールド科学センターまでの夜間の歩行に障害となる箇所の外灯整備を実施した。 - 交通システムの確立に向け、段階的に幹線道路の整備や駐車場の拡張等を実施している。平成21年度は正門リニューアルを実施することとしている。 - 北海道や帯広市との連携した施設環境整備について、目標設定や整備事項の洗い出しを行い、平成21年度において継続して連携の可能性について詳細な検討を進めることとなった。	

	【51】 屋外環境点検調査を実施し、必要に応じてキャンパスマスタープラン2006の修正を行い、一層のキャンパス基盤整備の充実を図る。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) - キャンパス基盤整備の充実として、将来の交通システムの骨格となる正門リニューアル工事を実施した。また、学内の要望が多く、整備優先度の高かったテニスコート東側道路改善工事を実施した。さらに、キャンパス北側住宅地より道路横断し、北門から通学する歩行者の安全性が危惧されていたことから、自治体等関係部署に横断歩道設置の要望を行った。 - 平成21年度は各所工事の計画等の優先順位が高い事項が多く、キャンパスマスタープランの見直しには至っていない。しかし、プランは策定後3年を経過していることから、平成22年度以降に見直しを実施することとしている。		
【52】 “リスの住む緑豊かなキャンパス”を維持するために、実なる木の植樹や緑化等を行うとともに、生態系保護への配慮を図る。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 緑地環境の保全のため、芝刈り、草刈り、樹木剪定を計画的に実施するとともに、緑地帯の管理を含めた学内一斉清掃を年2回実施した。キャンパスマスタープラン2006に基づき、学生実習による植栽及び危険樹木の伐採（計画的な緑地の維持管理）及び平成19年度整備道路周辺の植栽を行い、緑化推進によるキャンパス環境の充実を行った。 - 老朽樹木の伐採及び転換樹木について、有識者及び学内からの意見を聴取し、転換計画を立てた上で、テニスコート東側等の老朽樹木の整理及び植樹を実施した。		
	【52】 キャンパスマスタープランに基づく、キャンパス外周を取り巻く緑の回廊（グリーンコリドル）造りを計画する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 平成20年度に引き続き、学生実習等による植栽や職員宿舍取り壊し跡地の植栽の実施、テニスコート東側道路改善工事に際し、伐採した樹木に変わる植栽の実施、（仮称）コミュニケーションプラザ整備事業において、樹木の伐採を必要最低限にとどめ、新たな植栽を実施し緑化推進による環境整備を実施した。		
【53】 新耐震基準以前に整備された建物について、耐震診断を順次実施するとともに、必要に応じ耐震補強等の対策を計画的に実施する。		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) - 平成20年度補正事業において、耐震性の劣る体育館、図書館、学生寄宿舍について耐震補強工事の手続きを進めており、体育館及び図書館については競争入札を実施し、工事契約を行った。また、学生寄宿舍については、平成21年5月に競争入札を実施し、工事契約を行うこととしている。 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る施設以外の施設について調査し、耐震改修が必要な施設の抽出を行い、危険不適格建物であった旧合宿研修施設及び隔離厩舎を取り壊した。		
	【53】 耐震性の劣る施設について、必要に応じ耐震補強等の対策を計画的に推進する。	Ⅲ	(平成21年度の実施状況) 耐震性能の劣る施設について、屋内運動場及び図書館の耐震補強工事、学生寄宿舍の耐震補強工事及び老朽改善工事、総合研究棟Ⅱ号館の耐震補強工事、学生会館・福利厚生施設（（仮称）コミュニケーションプラザ）の耐震補強を含む老朽改善工事等の耐震補強工事を実施した。		
【54】 地域に開かれた大学を目指し、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用で		Ⅲ	(平成20年度の実施状況概略) バリアフリー対策推進計画に基づき、平成20年度は多様な利用者が出入りする本部管理棟、図書館について、スロープの改善・設置、自動ドアの設置、多目的トイレの設置を行った。		

				生を含めた混住型での改修を計画し、整備を実施した。また、整備後の別科寮（黎明寮）は取り壊し、女子寮（萌宥寮）は、留学生等の短期宿泊機能を持った用途変更を計画しており、財源確保に向けた取り組みとして、平成22年度概算要求の重点事項で予算要求している。		
【56】 ・ 講義室・ゼミナール室の全学共用化を図るとともに、スペースの稼働率の向上を図る。		Ⅲ		（平成20年度の実施状況概略） ・ 施設環境マネジメントオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者への対応の不便さを解消するため、総合研究棟Ⅲ号館6階事務室を1階へ移行し、跡地をマルチルームとして施設の有効活用を図り、マルチルームを整備充実させた。 ・ 総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業が完了したことによる講義室及びマルチルーム稼働率について、利用状況調査（稼働率）を実施し、有効活用がなされていることを確認した。		
	【56】 ・ 稼働率調査に基づき、低稼働室の転用の可能性について検討する。		Ⅲ	（平成21年度の実施状況） ・ 講義室の利用状況調査として、平成20年度に改修した講義棟において、改修工事完了後における稼働率を調査した結果、平均稼働率が56.6%と高く、調査時間帯以外でもゼミや講習会、外部への貸し出しなど有効に利用されているが、総合研究棟Ⅱ号館2000番講義室は講義への使用が極端に少ないことから、改修の際に面積の使用再編を行い、削減を行った。 ・ 別科実験実習室について、学生の利便性を考慮し、総合研究棟Ⅰ号館レンタルルームに移行を行った。跡地利用については、総合研究棟Ⅱ号館教員の仮住まいに使用し、平成22年度以降の利用方法は今後検討することとした。		
【57】 ・ 施設設備を長期間有効に活用するために必要な施設の点検・保守・修繕（プリメンテナンス）に関する実施計画を策定し、実行する。		Ⅲ		（平成20年度の実施状況概略） ・ 維持管理計画（中長期修繕計画）に基づき、肉畜処理施設、国際交流会館の屋上防水工事及び合宿棟の改善整備を実施した。		
	【57】 ・ 維持管理計画を随時見直し、計画的に点検・保守・整備を行うとともに、施設機能の平準化並びに延命化を図る。		Ⅲ	（平成21年度の実施状況） ・ 持管理計画（中長期修繕計画）及び施設の点検調査のもと、防水劣化防止対策として講堂、ブートロン、土木工学実験室、萌宥寮の屋上工事を実施した。また、構内外灯について、老朽化している安定器の取替及び省エネルギーに配慮したランプへの更新を行った。 ・ 老朽化が著しい動物飼育施設及び会館附属施設について、改善を行った場合に係る費用等の検討を行った結果、有効活用を図るため妥当な投資と言えないことから、取り壊しを行った。		
				ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要事項
② 安全管理に関する目標

中期目標

- ・ 労働安全衛生法など関係法令等を踏まえた安全管理体制により安全管理の徹底を図る。

中 期 計 画	平成21年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中 期	年 度		中 期	年 度
○ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 【58】 ・ 衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として定期点検を行うなど安全管理の徹底を図る。		III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることで、安全管理の徹底を行っている。		
	【58】 ・ 衛生管理者及び安全衛生委員会を中心として定期点検を行うなど安全管理の徹底を図る。		III	（平成21年度の実施状況） ・ 安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めるとともに、安全衛生委員会において改善策等を審議・検討することにより、安全管理の徹底を図っている。		
【59】 ・ 組換えDNA実験、放射性同位元素及び毒劇物の管理体制・手続き等について点検し、必要な場合はそれらを見直す。		III		（平成20年度の実施状況概略） ・ 化学物質及び農薬に関して、自己点検及び保有状況調査を実施し、安全管理を徹底した。また、不用品化学物質の処理を平成21年度内に実施することとした。 ・ 有害廃液処理施設及び焼却施設の点検評価等については、有害廃棄物の処理について、現状を分析し、処理の外部委託の実施、規程案の見直しなどを含め、問題点の整理を行った。また、化学物質の管理を含め、更なる安全、法令遵守、環境配慮を目的とした組織整備について検討を行い、平成21年度に組織整備（案）をまとめることとした。 ・ 遺伝子組換え生物等の第二種使用が必要となる実験実施前に、実験責任者により提出された第二種使用等拡散防止措置承認申請に対して、本学の「遺伝子組換え実験等安全管理規程」に従いそれを精査している。第二種使用等の実験に関しては拡散防止措置の省令に関する審査を行い、機関実験あるいは大臣確認実験の適切な手続きを行った。また、保管、運搬については、省令に則り拡散防止措置を執るよう指導している。実験責任者に一層の安全管理と法令遵守を促すとともに、実験内容の点検、見直しを含めた指導を行った。遺伝子組換え生物等の適切な使用等について、全教員に学内掲示板等を通して通知してい		

【59】

- ・ 遺伝子組換え実験等安全管理規程、放射線障害予防規程、病原性微生物等安全管理規程及び毒劇物の管理体制・手続き等について、関係諸規程に基づき管理の徹底を図る。

- る。
- ・ 平成17年に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の公布、平成18年に「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」が定められたことを受け、本学における動物実験等の適正な実施を図るため、平成20年5月、「動物実験等に関する規程」を定め、管理体制・手続き等を変更した。また、10月に「動物実験等実施マニュアル」を定め、実験責任者等に適正な動物実験の実施及び法令遵守を促した。その他、平成20年度は動物実験の教育研修を春と秋の2度に分け計5回実施し、動物実験責任者等へ適正な動物実験の実施及び法令遵守を徹底するよう、指導を行った。
- ・ 動物実験施設及び実験室設置のため、動物実験委員会において各施設及び実験室を視察し、施設及び実験室の要件確認を行い、改善が必要な場合指導した。平成20年度は動物実験施設30件、実験室14件の承認を行った。
- ・ 病原体等の安全管理をより徹底するため、平成20年7月に「病原体等安全管理規程」、10月に「病原体等安全管理取扱マニュアル」の一部改正を行い、病原体等の学内移動についての規程並びに学内申請様式等の追加及び整理を行った。また、10月30日には病原体等に関する教育訓練を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう、指導を行った。
- ・ 管理区域の設定について、病原体等安全管理委員会において申請のあった3施設5実験室の視察を行い、病原体等の管理の徹底等を指導の上、承認した。
- ・ 畜産フィールド科学センターにおける牛乳生産の安全対策として、同センターにおいて、畜大牛乳生菌検出時の対応についてのフローチャートを作成した。また、作業従事者健康・衛生状態、生乳集荷記録、洗浄工程等きめ細かなチェックリストを整備し、更なる安全対策を講じた。

Ⅲ

(平成21年度の実施状況)

- ・ 研究室等に古くから保有されていた不要な化学物質について、事故リスクの軽減のため全学的に調査を行い、適切な処分を実施した。
- ・ 遺伝子組換え生物等の第二種使用が必要となる実験実施前に、実験責任者により提出された第二種使用等拡散防止措置承認申請に対して、本学の「遺伝子組換え実験等安全管理規程」に従いそれを精査している。第二種使用等の実験に関しては拡散防止措置の省令に関する審査を行い、機関実験の適切な手続きを行った。また、保管、運搬については、省令に則り拡散防止措置を執るよう指導している。
- ・ 実験責任者より提出された病原体等取扱実験申請に対して、本学の「病原体等安全管理規程」及び「特定病原体等取扱細則」に従い、審査し、承認手続を行うとともに、病原体等の安全管理について指導している。
- ・ 病原体等に関する教育訓練を平成22年1月22日に実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう指導を行った。
- ・ 動物実験施設及び実験室の設置申請が提出された際には、現地調査を実施し、本学の「動物実験等に関する規程」に従い、施設及び実験室の設置基準を満たしているかどうか審査し、改善要求や助言等を行い承認している。また、動物実験計画書の申請に対して、上記規程に従い、審査、助言を行い承認している。
- ・ 動物実験に関する教育訓練について、平成21年5月22日、5月29日、12月18日の3回、動物実験責任者、実験従事者及び飼養者等に対する教育訓練を実施

			し、一層の安全管理と法令遵守を促した。 ・ 学内規程に基づき、RI実験室使用者を対象に教育訓練を実施し、放射線障害発生の防止と安全管理の徹底を図った。	
○ 学生等の安全確保等に関する 具体的方策 【60】 安全マニュアルを更新し、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るとともに、事故防止に関する研修会を開催し、学内の実験施設等における安全管理を徹底する。		III	(平成20年度の実施状況概略) - 安全な教育・研究体制の充実を図るため、関係教職員に対し、ガス溶接技能講習及び特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習を受講させた。 - 病原体等の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るため、病原体等安全管理取扱マニュアルを一部改正した。また10月30日に病原体等に関する教育訓練を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう指導を行った。	
	【60】 安全マニュアルを更新し、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の充実を図るとともに、事故防止に関する研修会を開催し、学内の実験施設等における安全管理を徹底する。	III	(平成21年度の実施状況) - 安全な教育・研究体制の充実を図るため、関係教職員に対し、小型車両系建設機械運転特別教育及び刈払機取扱作業安全衛生教育を受講させた。 - 病原体等に関する教育訓練を平成22年1月22日に実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう指導を行った。 - 動物実験に関する教育訓練について、平成21年5月22日、5月29日、12月18日の3回、動物実験責任者、実験従事者及び飼養者等に対する教育訓練を実施し、一層の安全管理と法令遵守を促した。 - 学内規程に基づき、RI実験室使用者を対象に教育訓練を実施し、放射線障害発生の防止と安全管理の徹底を図った。	
【61】 ポスター掲示やパンフレットの配付などを実施し安全意識の向上を図り、事故防止に努める。		III	(平成20年度の実施状況概略) - 安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めることで、安全管理の徹底を図っている。 - 安全管理、交通事故防止、火災予防等のポスター、パンフレット等を学内ホームページへの掲載、学内各所への掲示、メール等で周知し、事故防止や安全意識の向上を図っている。	
	【61】 ポスター掲示等を行い、引き続き安全意識の向上や事故防止に努める。	III	(平成21年度の実施状況) - 安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めるとともに、安全衛生委員会において改善策等を審議・検討することにより、安全管理の徹底を図っている。 - 安全管理、交通事故防止、火災予防等のポスター、パンフレット等を学内ホームページへの掲載、学内各所への掲示、メール等で周知し、事故防止や安全意識の向上を図っている。 - 遺伝子組換え実験や病原体等の安全管理に関する文部科学省など関係省庁か	

				らの通知等について、教員全員にメールで周知するとともに、学内ホームページの掲示板に掲載し周知を図った。また、病原体等に関する教育訓練時に配付した資料を学内ホームページに掲載し、安全意識の向上及び事故防止に努めた。		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕

.....

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～20事業年度】

○ 「施設環境マネジメントに関する基本方針」の策定

教育研究等の基本的な目標を達成する上で、その基盤となる施設環境は極めて重要であると捉え、施設環境の側面から教育研究環境の維持及び向上を図ることを目的とする「施設環境マネジメントに関する基本方針」を、平成18年9月に制定した。

本基本方針は、①施設環境マネジメントサイクルの構築、②施設環境マネジメントの方策、③施設環境マネジメントの実施体制、の3点から構成されており、これに基づき、同年に、キャンパス整備に関わる企画及び立案等を円滑に推進するため、「施設環境マネジメントオフィス」を設置した。

○ キャンパスマスタープラン2006の策定

施設環境マネジメントに関する基本方針の策定に先立ち、日本と世界の農畜産の発展に寄与し獣医・農畜産学の先端的教育・研究を実施するため、地域と環境に調和した機能的でゆとりのあるキャンパスの創造を目標とする「キャンパスマスタープラン2006」を平成18年3月に策定した。平成18年度には、同プランに基づき、総合研究棟Ⅰ号館周辺の案内表示、舗道整備等の環境整備を行うとともに、文部科学省が策定した第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画を踏まえ、施設の現状分析及び改善計画を推進する方策として、同プランに基づく「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」を平成19年3月に策定した。

○ 施設マネジメントの推進

施設マネジメントを推進するための体制整備として、施設環境に関わる資源配分や整備に関わる事項等を円滑に実施するため、平成18年度に施設環境マネジメントオフィスを設置し、施設環境に関する全学的な審議体制を構築した。

また、平成16年度に導入した施設情報管理システムなどにより、施設利用の現状を調査し課題の抽出を行ったところ、総合研究棟Ⅱ号館及びⅢ号館において、一部の実験室等に非効率な利用実態が確認されたことから、平成17年度に改修工事を実施する等、施設の有効活用を推進した。

キャンパスマスタープラン2006及び帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画に基づき、整備手法の検討を行い、家畜病院老朽改善整備事業の一部増築部分に対して、目的積立金の捻出を役員会で決定し、国の予算である施設整備費補助金と適切に組み合わせた新たな整備手法と財源確保に向けた取組みを行った。学生寄宿舍改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施した。

また、利用状況調査により、低稼働率であった総合研究棟Ⅲ号館の実験室1室(112m²)をⅠ号館改修事業の際の仮住まいスペース及び事業完了後にレンタルラボとして運用し、施設の有効活用を図ったほか、全学共同利用室であった特殊実験室をレンタルラボとして運用する等、施設マネジメントの推進による施設の整備、有効活用を図った。家畜病院改修事業において、工事期間中の仮診療場所に取り壊す予定の職員宿舎を利用し、資産の効率的、効果的な運用を行った。ま

た、施設環境マネジメントオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者への対応の不便さを解消するため、総合研究棟Ⅲ号館6階事務室を1階へ移行し、跡地をマルチルームとして整備し、施設の有効活用を行った。

維持管理計画(中長期修繕計画)に基づき、肉畜処理施設、国際交流会館の屋上防水工事の実施及び芝刈り、草刈り、樹木剪定等の計画的な実施並びにキャバスマスタープラン2006に基づいた、学生実習による植栽及び危険樹木の伐採や転換を行い、施設機能の維持向上と緑化推進によるキャンパス環境を充実させた。

○ 総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業の完了

平成14年度から実施していた総合研究棟Ⅰ号館及び講義棟改修事業が平成19年度に完了した。本改修事業により、総合研究棟Ⅰ号館では、高度化・多様化した全学共通実習室、プロジェクト研究の推進等に柔軟に対応が可能となる全学共通のマルチルーム等の整備により、教育研究等の諸活動を支える施設への再生、充実を図った。また講義棟では、耐震性能を確保するとともに、大空間の講義室に空調を設置したほか、視聴覚設備の充実、少数ゼミ等にフレキシブルに対応できる収容可変式の小講義室を設置するなど、教育研究環境の一層の充実に資する施設への再生を図った。

○ 家畜病院改修事業の完了

平成20年度に完了した家畜病院改修事業は、家畜病院運営委員会及び施設環境改善検討WGにおいて、家畜病院の運営に係る目標設定及び施設改善整備事業の方針を定めて工事を実施し、獣医臨床・教育・研究の推進に必要なスペースの確保・整備を充実させた。また、身体障害者や高齢者を含めた多様な利用者が円滑に利用できるよう、スロープ、多目的トイレを配置するとともに、身障者優先駐車場を整備し、バリアフリー対策を実施した。

○ 省エネルギー対策等の推進、温室効果ガス排出削減等の環境保全対策に係る取組

省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、大学ホームページ、掲示等により省エネ対策(各種会議での空調の制限、昼休みや未使用スペースの消灯等)を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学で実施した。

総合研究棟Ⅲ号館及び合宿棟の給湯設備を蒸気暖房中央方式から天然ガス個別方式への改善など環境への配慮を行ったことにより、CO₂排出量(原単位)が前年度比5%減少した。また、学生寄宿舍改修事業の実施設計業務において、温室効果ガス等の排出削減に配慮する「環境配慮型プロポーザル方式」を採用し、設計事業者の特定を行った。

○ 安全管理に関する取組

安全管理者及び安全衛生委員会が中心となって、学内点検を平成16年9月以降毎月行うとともに、安全チェックリストに基づく火元責任者による安全衛生自主点検を行った。学内点検の結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善

結果の報告を求めることにより、安全管理の徹底を図った。

また、事故防止のための研修会として、「遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に関する説明会を開催したほか、関係教職員を対象とした小型車両系建設機械運転業務特別教育及びクレーン運転特別教育の実施、ガス溶接技能講習及び特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習の実施、安全管理に関するポスター及び学内の危険を伴う機械等への注意事項等の掲示、安全衛生委員会で作成した安全の手引きの学内ホームページへの掲載等により、学生、教職員への安全意識の向上と事故防止を推進した。

このほか、病原体の取扱方法など生物学的な種々の危害に対する安全な教育・研究体制の整備、充実を図る目的から、平成17年度に、病原性微生物等安全管理規程を制定するとともに、それまでの安全マニュアルを更新し、病原性微生物等安全管理マニュアルを定めた。平成18年度には、同規程及びマニュアルに基づき、病原体の安全な取り扱いを図るために、病原菌株の学内での所有状況と実験従事者の調査を行うとともに、危険度の高い病原体を扱っている実験従事者を対象に保存のための血清を採取し、実験従事者に対する健康管理の充実を図った。平成19年度の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、「病原性微生物等安全管理規程」を「病原体等安全管理規程」に全面改正を行い、管理体制・手続き等を変更した。その際、病原体取扱主任者を置き病原体等の安全管理の徹底を図るとともに、2種病原体等の所持の許可を厚生労働省に申請し、3種病原体等の所持を同省に報告した。平成20年度には、病原体等の安全管理をより徹底するため、平成20年7月に「病原体等安全管理規程」、10月に「病原体等安全管理取扱マニュアル」の一部改正を行い、病原体等の学内移動についての規定並びに学内申請様式等の追加及び整理を行った。また、10月30日には病原体等に関する教育訓練を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについて説明し、病原体等の取り扱いについて理解を深めるとともに、安全管理及び法令遵守を徹底するよう、指導を行った。

○ 危機管理規程、危機管理ガイドラインの制定

本学では、法人化以降の防災、放射線、遺伝子組換え、毒劇物、情報セキュリティ等のリスクに対する危機管理体制として、各リスクについて学内規程、委員会を整備し、専門的に危機管理に対応してきた。しかし、本学における危機管理を総合的・計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法を定めるとともに、危機管理室の組織と業務、危機事象の例示、危機事象発生時の対策本部の設置及び各種委員会との連携・分担等を定めた危機管理規程を平成18年度に制定し、危機管理体制の整備を行い、本学における危機管理の組織的取組に関して、危機管理対策の概要や危機事象発生時の具体的な対処方法など、基本的な事項を構成員に周知することにより、本学において発生が予想される危機事象に迅速かつ的確に対処し、当該危機を回避又はその被害を最小限に止めることを目的として、本学における危機管理の組織的取組、危機管理対策の概要及び危機事象発生時の具体的な対処法等を定めた危機管理ガイドラインを平成20年3月に制定した。

各危機事象に対するマニュアルの整備については、個別に順次進めているところであるが、平成21年3月に学生・教職員の海外渡航における海外危機管理マニュアルを策定し、大学ホームページで公開し周知した。

【平成21年事業年度】

○ 「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」に基づく計画的な施設整備・維持管理の推進

施設環境整備5ヶ年整備計画により、耐震性能が著しく低い屋内運動場、図書館について耐震補強工事を実施、学生寄宿舍、総合研究棟Ⅱ号館及び学生会館、福利厚生施設（（仮称）コミュニケーションプラザ）についても耐震補強工事とともに老朽改善工事を実施、学内からの要望が多く、整備優先度が高かったテニスコート東側道路の改善及び正門改修工事をそれぞれ実施した。

計画的な予防保全と的確な維持管理として、施設の点検調査のもと、優先順位を決定し、防水劣化防止対策として講堂、ブートロン、土木工学実験室、萌宥寮の屋上工事を実施した。また、前年度より引き続き、構内の外灯整備工事を実施した。

新たな整備手法への取組として、学生寄宿舍の改修事業において、国の予算と目的積立金並びに金融機関からの長期借入金による整備を実施、（仮称）コミュニケーションプラザ整備事業に関して、国の予算と目的積立金により整備を実施、文部科学省の都市エリア産学連携推進事業の推進に伴い、間接経費において総合研究棟Ⅲ号館レンタルラボを検査ラボとして整備を実施した。

○ 施設マネジメントの推進

施設環境マネジメントオフィスにおいて、各事業（学生寄宿舍改修、（仮称）コミュニケーションプラザ整備、正門改修等）の整備計画の際に学内の意見を聴取し、整備計画に反映し実施した。

キャンパスマスタープランの見直しについて、平成21年度に予定していたが、各所工事の計画等の優先順位が高い事項が多く、キャンパスマスタープランの見直しには至っていない。平成22年度以降の見直し実施の際には、改めて意見を聴取し、キャンパスマスタープランの見直しに反映させることとしている。

使い勝手の悪い福利厚生施設について、学生会館の改修及び一部増築を含めた一連の整備を実施し、学生支援及びコミュニケーションの誘発の場（（仮称）コミュニケーションプラザ）として再生整備を実施した。

入居率が低かった学生寄宿舍（碧雲寮）を改修し、別科生及び女子学生を含めた混住型での改修を計画し、整備を実施した。また、整備後の別科寮（黎明寮）は取り壊し、女子寮（萌宥寮）は、留学生等の短期宿泊機能を持った用途変更を計画しており、財源確保に向けた取り組みとして、平成22年度概算要求の重点事項で予算要求している。

総合研究棟Ⅱ号館の改修事業に伴い、施設利用状況の調査とスペース使用の再編を検討し、流動的スペース（レンタルスペース1室49㎡、マルチルーム4室107㎡）を整備した。また、総合研究棟Ⅰ号館のレンタルスペースを総合研究棟Ⅱ号館の改修事業における仮住まいに使用したため、十分な検証ができなかったが、短期間使用の要望等があることから、若手研究者に限定した料金を徴収しない仕組みなど柔軟なスペース運用ができる仕組みを平成22年度以降検討することとしている。

○ 省エネルギー対策等の推進、温室効果ガス排出削減等の環境保全対策に係る取組

省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減等への取組として、引き続き、学内ホームページ、掲示等により省エネ対策（各種会議での空調の制限、昼休みや未使用スペースの消灯等）を周知し、学生、教職員への環境保全に対する意識向上を促した。また、冷暖房時間の集中制御並びにクールビズ、ウォームビズを全学

で実施した。

（仮称）コミュニケーションプラザ及び図書館に太陽光発電設備を設置するとともに、改修した総合研究棟Ⅱ号館に地中熱を利用した換気設備を導入、（仮称）コミュニケーションプラザでは、地中熱を利用し融雪する設備を導入し、エネルギー使用料の削減及び環境への配慮を実施した。

また、中央機械室のボイラー省エネルギー対策（インバーター制御）を実施するとともに、図書館の安定器及び構内外灯のランプ及び安定器の取替を実施し、エネルギー使用量の削減を図った。

○ 安全管理に関する取組

安全衛生委員会の学内点検は、毎月継続して実施しており、点検結果については書面等で指摘事項を通知し、その改善結果の報告を求めるとともに、安全衛生委員会において改善策等を審議・検討することにより、安全管理の徹底を図っている。

安全な教育・研究体制の充実を図るため、関係教職員に対し、小型車両系建設機械運転特別教育及び刈払機取扱作業安全衛生教育を受講させ、学内規程に基づき、RI実験室使用者を対象に教育訓練を実施し、放射線障害発生の防止と安全管理の徹底を図った。また、病原体等に関する教育訓練を平成22年1月22日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び施行規則、管理区域、病原体等取扱規程及びマニュアルについての説明を実施、動物実験に関する教育訓練を、平成21年5月22日、5月29日、12月18日の3回、動物実験責任者、実験従事者及び飼養者等に対する教育訓練を実施し、安全管理及び法令遵守を徹底するよう指導を行った。

安全管理、交通事故防止、火災予防等のポスター、パンフレット等を学内ホームページへの掲載、学内各所への掲示、メール等で周知し、事故防止や安全意識の向上を図るとともに、遺伝子組換え実験や病原体等の安全管理に関する文部科学省など関係省庁からの通知等について、教員全員にメールで周知するとともに、学内ホームページの掲示板に掲載し周知を図った。また、病原体等に関する教育訓練の配付資料を学内ホームページに掲載し、安全意識の向上及び事故防止に努めた。

○ 危機管理マニュアルの策定

平成18年度に制定した危機管理規程及び平成19年度に整備された危機管理ガイドラインに基づき、各危機事象に対するマニュアルの整備を進めているところであるが、平成21年度においては、入試問題の漏洩、合否判定ミスを防止するためのマニュアルを作成し、新型インフルエンザ対策に関する行動計画を策定した。新型インフルエンザ対応について、文部科学省等からの通知を踏まえて危機管理室で検討し、対応策を学生に周知するとともに、感染拡大防止等の注意喚起を大学ホームページ等で行った。

2. 共通事項に係る取組状況

○ 施設マネジメント等の実施状況

【平成16～20事業年度】

キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況として、教育研究等の基本的な目標を達成する上で、その基盤となる施設環境は極めて重要であると捉え、施設環境の側面から教育研究環境の維持及び向上を図ることを目的とする「施設環境マネジメントに関する基本方針」を、平成18年9月に制定した。本

基本方針は、①施設環境マネジメントサイクルの構築、②施設環境マネジメントの方策、③施設環境マネジメントの実施体制、の3点から構成されており、これに基づき、同年に、キャンパス整備に関わる企画及び立案等を円滑に推進するため、「施設環境マネジメントオフィス」を設置した。

施設環境マネジメントに関する基本方針の策定に先立ち、日本と世界の農畜産の発展に寄与し獣医・農畜産学の先端的教育・研究を実施するため、地域と環境に調和した機能的でゆとりのあるキャンパスの創造を目標とする「キャンパスマスタープラン2006」を平成18年3月に策定した。平成18年度には、同プランに基づき、総合研究棟Ⅰ号館周辺の案内表示、舗道整備等の環境整備を行うとともに、文部科学省が策定した第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画を踏まえ、施設の現状分析及び改善計画を推進する方策として、同プランに基づく「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」を平成19年3月に策定した。

施設・設備の有効活用で、平成16年度に導入した施設情報管理システムなどにより、施設利用の現状を調査し課題の抽出を行い、総合研究棟Ⅱ号館及びⅢ号館において、一部の実験室等に非効率な利用実態が確認されたことから、平成17年度に改修工事を実施する等、施設の有効活用を推進した。また、利用状況調査により、低稼働率であった総合研究棟Ⅲ号館の実験室1室（112m²）をⅠ号館改修事業の際の仮住まいスペース及び事業完了後にレンタルラボとして運用し、施設の有効活用を図ったほか、全学共同利用室であった特殊実験室をレンタルラボとして運用する等、施設マネジメントの推進による施設の整備、有効活用を図った。家畜病院改修事業において、工事期間中の仮診療場所に取り壊し予定の職員宿舎を利用し、資産の効率的、効果的な運用を行った。また、施設環境マネジメントオフィスでの意見及び施設利用状況調査により、外来者への対応の不便さを解消するため、総合研究棟Ⅲ号館6階事務室を1階へ移行し、跡地をマルチルームとして整備し、施設の有効活用を行った。

施設維持管理の計画的取組状況として、維持管理計画（中長期修繕計画）に基づき、肉畜処理施設、国際交流会館の屋上防水工事の実施及び芝刈り、草刈り、樹木剪定等の計画的な実施並びにキャンパスマスタープラン2006に基づいた、学生実習による植栽及び危険樹木の伐採や転換を行い、施設機能の維持向上と緑化推進によるキャンパス環境を充実させた。

省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策として、特記事項「省エネルギー対策等の推進、温室効果ガス排出削減等の環境保全対策に係る取組」のとおり実施した。

【平成21年事業年度】

キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況として、平成17年度に策定した「キャンパスマスタープラン2006」、平成18年度に策定した「施設環境マネジメントに関する基本方針」、「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」、施設環境マネジメントに係る諸施策の企画及び立案並びにその円滑な実施等を図るため設置された「施設環境マネジメントオフィス」により、施設マネジメントを実施した。施設・設備の有効活用及び施設維持管理の計画的取組状況は、特記事項「帯広畜産大学施設環境整備5ヶ年計画」に基づく計画的な施設整備・維持管理の推進」のとおり実施し、省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減等の環境保全対策は、特記事項「省エネルギー対策等の推進、温室効果ガス排出削減等の環境保全対策に係る取組」のとおり実施した。

○ 危機管理への対応策の状況

【平成16～20事業年度】

平成18年度に制定した危機管理規程及び平成19年度に整備された危機管理ガイ

ラインに基づき、各危機事象に対するマニュアルの整備を進めているところであるが、平成20年度においては平成21年3月に学生・教職員の海外渡航における海外危機管理マニュアルを策定した。

研究費の不正使用防止のための取組としては、平成19年4月に、総務研究担当理事を座長として、研究者を含めた「研究費の管理・監査に関するWG」を設置し、平成18年度に事務局で策定した研究費の執行・管理に関する対応方針案、改善案を基に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく研究費の不正使用防止に向けた適切な内部統制体制の構築を目指した対応方針の検討を継続して行っている。

役員会において策定した対応方針のもと、研究費の不正使用防止に向けた取り組みは、コンプライアンス室において推進することとし、コンプライアンス室での検討を経て、「研究費の不正使用防止等に関する規程」「研究活動に携わる者の行動指針」「外部資金の受入から執行までの事務処理マニュアル」「会計業務マニュアル」「帯広畜産大学における物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」等を制定し、研究費の不正使用防止に向けた本学の取り組みを大学ホームページに公開し、平成19年12月及び平成20年10月に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を文部科学省に提出した。

研究費の不正使用防止等に関する規程は、ガイドラインに示された競争的資金に限らず、本学において取り扱う研究費全般を対象とし、研究費の取扱に関する最高管理責任者、統括管理責任者を定め、学内の研究費の取扱に関する責任体系を定めたほか、研究費に係る事務処理手続きの相談窓口、通報窓口及び不正防止計画推進部署等について定めている。

その他、不正使用に係る調査方法・手続きについては、通報等を契機とするものと、最高管理責任者の指示によるものとの2通りの方法を置くこととしたこと、最高管理責任者は、研究費の適正な運営及び管理を維持する内部統制体制を構築することをその責務としたこと、学内構成員に対し統括管理責任者が行う研究費の運営及び管理に関し必要な指導等は、最高管理責任者の指示に基づくものとしたこと等、最高管理責任者のリーダーシップが適切に発揮される体制としている。また、不正使用に係る通報・調査は、研究費に限らず、他の経費に係る不正使用についても適用することとした。

発注・検収業務の当事者以外のチェックが機能するシステムについては、「会計業務マニュアル」にその概要を示し、学内規程の整備を行い、平成20年4月から実施している。

【平成21年事業年度】

平成18年度に制定した危機管理規程及び平成19年度に整備された危機管理ガイドラインに基づき、各危機事象に対するマニュアルの整備を進めているところであるが、平成21年度においては、入試問題の漏洩、合否判定ミスを防止するためのマニュアルを作成するとともに、新型インフルエンザ対策に関する行動計画を、策定した。新型インフルエンザ対応について、文部科学省等からの通知を踏まえて危機管理室で検討し、対応策を学生に周知するとともに、感染拡大防止等の注意喚起を大学ホームページ等で行った。

研究費の不正使用防止のための取組としては、平成19年4月に、総務研究担当理事を座長として、研究者を含めた「研究費の管理・監査に関するWG」を設置し、平成18年度に事務局で策定した研究費の執行・管理に関する対応方針案、改善案を基に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく研究費の不正使用防止に向けた適切な内部統制体制の構築を目指した対応方針の検討を継続して行っている。

役員会において策定した対応方針のもと、研究費の不正使用防止に向けた取り組みは、コンプライアンス室において推進することとし、コンプライアンス室での検討を経て、「研究費の不正使用防止等に関する規程」「研究活動に携わる者の行動指針」「外部資金の受入から執行までの事務処理マニュアル」「会計業務マニュアル」「帯広畜産大学における物品購入等契約に係る取引停止の取扱要項」等制定し、研究費の不正使用防止に向けた本学の取り組みを大学ホームページに引き続き公開し、11月に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を文部科学省に提出した。

研究費の不正使用防止等に関する規程は、ガイドラインに示された競争的資金に限らず、本学において取り扱う研究費全般を対象とし、研究費の取扱に関する最高管理責任者、統括管理責任者を定め、学内の研究費の取扱に関する責任体系を定めたほか、研究費に係る事務処理手続きの相談窓口、通報窓口及び不正防止計画推進部署等について定めている。

その他、不正使用に係る調査方法・手続きについては、通報等を契機とするものと、最高管理責任者の指示によるものとの2通りの方法を置くこととしたこと、最高管理責任者は、研究費の適正な運営及び管理を維持する内部統制体制を構築することをその責務としたこと、学内構成員に対し統括管理責任者が行う研究費の運営及び管理に関し必要な指導等は、最高管理責任者の指示に基づくものとしたこと等、最高管理責任者のリーダーシップが適切に発揮される体制としている。また、不正使用に係る通報・調査は、研究費に限らず、他の経費に係る不正使用についても引き続き適用している。

平成20年度から実施している発注・検収業務の当事者以外のチェックが機能するシステムについては、平成21年度には、物品等の検収体制について、検収室で「検収対象外」としていた物品等の取扱いを見直し、「実態において検収可能なもの」、「不可能で証拠書類等で検収するもの」に区分し、それらを「検収対象外」としていた物品等の取扱い（Q&A）」として作成し、全教職員にメールを送信するとともに学内ホームページに掲載して学内教職員に周知することにより、検収体制の強化を図った。

○ 従前の業務実績に係る評価結果の法人運営への活用

【平成16～20事業年度】

「平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果」において、課題として指摘された事項はなかったが、一層の業務運営等改善の観点から、平成17年度業務実績の結果について、本学のみならず全体の状況について分析、検証し、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び戦略会議に分析結果を報告するとともに、評価結果及び分析資料を学内ホームページに掲載し教職員への周知を行った。また、平成16年度の評価結果及び平成17年度評価の評価作業を踏まえて、中期計画達成に向け平成18年度中に対応が必要と思われる事項を抽出した資料を作成し、学内各部署に配付し対応を促した。これらの措置を取ったことにより、国立大学法人評価委員会の評価結果を踏まえて、本学における危機管理を総合的・計画的に進めるため、通常時の予防的観点を含めた危機管理体制及び危機事象発生時の対処方法を定めるとともに、危機管理室の組織と業務、危機事象の例示、機器事象発生時の対策本部の設置及び各種委員会との連携・分担等を定めた危機管理規程を制定し、危機管理の体制整備を図った。

【平成21年事業年度】

※ 該当事項なし

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期目標	【学士課程】 - 畜産学・獣医学・関連諸科学と人文・社会科学との総合的、学際的な発展を目指し、科学技術と自然と文化の調和を基調に、総合的理解力、判断力を身に付け、国際化、情報化、多元化する現代社会に適切に対応できる創造性に富む実務型の専門職業人を育成する。 【大学院課程】 - 社会のニーズに対応しうる広領域・学際的・国際的知識と農畜産学分野における専門的な知識及び技術を修得した高度専門職業人及び研究者、特に、獣医学と動物科学・畜産学との融合領域となる大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者を重点的に養成する。
-------------	--

中 期 計 画	年 度 計 画	計画の進捗状況
○ 教養教育の成果に関する具体的方策の設定 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、以下のような教養教育の充実を図る。 【101】 獣医・農畜産に関する幅広い基礎知識と技術を体験・修得させるため、柔軟なアドバンス制（段階的・自主選択教育課程制度）の運用により、「共通教育」の更なる充実を図る。	○ 教養教育の成果に関する具体的方策の設定 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、以下のような教養教育の充実を図る。 【101】 「共通教育」において、時宜にかなったトピックスを軸に、常に学際的・融合的な教育内容（農畜産をめぐる問題、地球環境問題等）を展開する。	○ 獣医・農畜産に関する幅広い基礎知識と技術を体験・修得させるための「共通教育」の更なる充実 平成14年度に導入した全学共通の教育に重点を置いた「アドバンス制」教育システムを引き続き実施している。共通教育では、獣医学課程・畜産科学課程の新入生全員に「全学農畜産実習」を履修させている。平成21年度は、野菜栽培、豚の飼育、と殺・解体、ソーセージ作りなどを通して、生産から加工までの一連の流れについて、より生産現場に近い実践的教育を行った。また、共通教育科目において、「共通教育総合」科目を配置して、今日的な話題を取り入れた農畜産をめぐる諸問題、地球環境問題等学際的・融合的な内容を展開するため「北海道の自然と生物」「家畜と環境問題」「食料と健康」「土と水の科学」を開講した。さらに後期科目として新たに「産学官連携論」を開講し、イノベーション・ベンチャー起業など時宜にかなった話題を取り入れた。
【102】 社会人、職業人として生きるために必要な幅広い教養と社会知識及び自然科学の基礎知識を修得させるため、柔軟なアドバンス制の運用により、「生きる・学ぶ基盤教育」の更なる充実を図る。	【102】 「生きる・学ぶ基盤教育」において、様々な状況に対応して主体的に考え、行動できる能力を育成する教育内容を展開する。	○ 社会人、職業人として生きるために必要な幅広い教養と社会知識及び自然科学の基礎知識を修得させるための「生きる・学ぶ基盤教育」の更なる充実 基盤教育の「学ぶ基盤・理論科目」において、自ら問題意識を持ち、自主的に勉学する方法を習得するために、畜産科学課程において「基礎学術ゼミナール」を開講した。きめ細やかな授業を展開するために、35名単位の6クラス制とし、各クラスに3名の担任教員を配置して生命・食料・環境をキーワードとしたテーマを決めて、レポート作成、パワーポイントによるプレゼンテーションを行っている。また、プレゼンテーションに対して討論を行い、双方向授業を行っている。当該科目は、平成20年度以降獣医学課程においても、今後履修する各実験および将来獣医師として関わる各種動物の基本的事項について、体験学習に重点をおいて概括的に理解させることを目的として実施している。平成20年度からは、新入生の基礎学力向上及び大学の授業への円滑な移行を目的として、生物、化学、物理、数学に係る補修的科目を開講している。平成21年度からは、後期においてキャリア形成について理解を深め、社会人基礎力を涵養するため、新たに「基礎キャリア教育」を開講した。
【103】 大学で学ぶ上でも、生きていく上でも基盤となる情報交換技術を修得させるため、日本語と外国語によるコミュニケーション能力とコンピュータ及びインターネットの「共通基盤教育」の更なる充実を図る。	【103-1】 日本語と外国語によるコミュニケーション能力の向上を図る。 ----- 【103-2】 イングリッシュ・リソースセンター（ERC）を設置し、英語教育の充実を図る。	
○ 卒業後の進路等に関する具体的方策の設定 【104】 関連産業等におけるインターンシップ（就業体験）の機会や社会人のＵタ	○ 卒業後の進路等に関する具体的方策の設定 【104】 インターンシップ（就業体験）における事前研修及び企業等へのフォロー	○ 大学で学ぶ上でも、生きていく上でも基盤となる情報交換技術を修得させるため、日本語と外国語によるコミュニケーション能力の更なる充実を図る。 共通基盤の開講科目のうち、外国語科目については、主に中南米での国際協力に必要な外国語として平成18年度から「スペイン語」を開講し、平成20年度からは「ドイツ語」を開講している。学士課程において、日本語と外国語によ

一的な再教育の充実を図り、動物由来感染症及び食肉乳衛生の防疫等に係る専門職業人としての基盤的能力の高度化を図る。	アップ（企業訪問による謝意・意見交換、学生が作成した研修レポートの配付）について充実を図る。	るコミュニケーション能力の向上を図るため、平成21年度は3名のネイティブスピーカーを含む6名の教員で担当し授業を行った。また、展開教育科目である「国際協力ディベート論」は英語による授業で、当該ユニット以外の英語に関心のある学生にも開放し英語力の向上に努め、平成21年度には国際的人材育成を目指して学生、教員等の実践的な英語能力の向上を図るため、英語教育に関する教材開発、授業改善等に関する支援を行うとともに、大学の管理運営上必要となる支援を行うため、イングリッシュ・リソース・センター（ERC）を設置し、10月からは学生スタッフを配置して、学生の英語教育の充実を図った。
【105】 時代や社会のニーズに応じつつ、専門獣医師及び食肉乳衛生専門監視員等の専門職業人を国内外に輩出するため、高度な専門教育体制の充実を図る。	【105】 高度な専門教育体制の充実を図り、時代や社会のニーズに応じた専門職業人を国内外に輩出するため、研究所等からスペシャリストを招き、専門的・実践的な教育を展開する。	○ 関連産業等におけるインターンシップ（就業体験）の実施 学士課程及び大学院課程において、動物由来感染症及び食肉乳衛生の防疫等に係る専門職業人としての基盤的能力の高度化を図ることを目的として、インターンシップを実施した。
○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【106】 卒業・修了生の就職先に対するアンケート調査を行い、教育の成果・効果を検証するとともに、その結果は、教育課程編成及び授業方法の改善に役立てる。	○ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 【106】 教育課程編成及び授業方法の改善に資するため、大学教育センター教育改善室において、卒業・修了生等のステークホルダーに対する、教育効果のアンケート調査を行い、FD研修会において教育の成果・効果を検証する。	・4月 希望学生の募集及び説明会および受入先企業等への依頼文送付、事前打ち合わせの実施 ・8～9月 夏休み期間を利用し、23名の学生が畜産関連の事業所等20機関でインターンシップを実施、終了後レポートの提出 ・12月 学部・大学院合同で関係者が参加し、報告会を実施 ・3月 実施内容等を研修レポートとして報告書を作成し、受入先企業と関係機関に配布 ○ 研究所等のスペシャリストによる講義 時代や社会のニーズに応じた専門職業人を国内外に輩出するため、専門家を講師として招き、専門的・実践的な特別講義を実施している。学部の代表例としては、「国際農業開発協力論」と「国際比較畜産論」において前環境省事務次官や独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携協定による同機構専門家を非常勤講師として招へいして実践的な講義を4回行った。また、「基礎キャリア教育」において、各方面の専門家・本学卒業生を招へいし、専門的な教育を実施した。 ○ 学部卒業生、大学院修士課程修了者を対象としたアンケートの実施 学部卒業生及び大学院修了生を対象に教育効果を尋ねることを目的としたアンケートを平成21年3月に実施し、その集計結果を平成21年9月及び平成22年1月開催のFD研修会において検討を行った。FD研修会での議論を踏まえ、到達目標を明確にしたシラバスの見直しに活用した。学部では、英語能力の向上に向け、TOEICを活用した授業を展開するなど、授業内容の改善に役立て、大学院では、アンケート結果から、本学の実践内容及びその成果に関する評価は良好であったものの、大学院教育全体の教育システムに関する問には、改善要望が多かったことから、平成22年度に畜産衛生専攻の教育システムをモデルとして、4学期制、総合型授業の導入等の大学院教育の実質化を内容とする修士課程3専攻の専門コース設定に役立てた。 ○ 獣医師国家試験において全員合格 平成14年度から始まったアドバンス制教育システム、平成20年度大学改革において実施した学科制から課程制への移行、教員によるきめ細やかな指導及び少人数グループによる積極的な学習の取組などが実を結び、獣医学課程において、平成21年度獣医師国家試験を受験した40名が全員合格を果たし、20年ぶりの快挙を達成した。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期目標	○ アドミッション・ポリシーに関する基本方針 ・ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を適切に定め、これに基づいた入学者選抜の実現に努めることを基本方針とする。 ○ 教育課程に関する基本方針 【学士課程】 ・ 幅広い教養と生きる力、考える力を培うとともに、農畜産の幅広い知識と体験を身に付けるなかで専門教育への目的意識と卒業後の職業への意識を育み、多様な専門教育を主体的に選択させる、専門職業人養成のための教育課程を基本方針とする。 【大学院課程】 ・ 自然科学分野と人文・社会科学分野の融合により、国際化が進む農畜産業に対応できる高度な全人教育のための教育課程を基本方針とする。 ○ 教育方法に関する基本方針 【学士課程】 ・ 少人数教育並びに実践的教育の充実に努め、学生と教員が共に問題に取り組む双方向型の教育を基本方針とする。 【大学院課程】 ・ 高度専門職業人養成のため、農畜産業の高度化、国際化に対応した柔軟な教育・研究指導に努めることを基本方針とする。 ○ 成績評価に関する基本方針 ・ 厳正な成績評価を維持・推進することを基本方針とする。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【107】 入試担当部門の整備充実に図り、広報の充実に努めるとともに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた入学者選抜の実現に向けて具体的な方策を調査検討し、選抜方法の充実に図る。	○ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【学士課程】 【107-1】 アドミッション・ポリシーを大学紹介パンフレット、大学説明会、ホームページ等で広く公表する。 ----- 【学士課程】 【107-2】 大学説明会の充実に努めるとともに、高等学校訪問を積極的に実施する。 ----- 【学士課程】 【107-3】 入学者選抜方法等について、点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行う。 ----- 【学士課程】 【107-4】 試験実施に影響をおよぼす、不測の事態が発生した場合の対応マニュアルについて、必要に応じて見直しを行う。	○ 学士課程アドミッション・ポリシーの広報 大学紹介パンフレットにアドミッション・ポリシーを掲載し、道内高等学校362校、道外高等学校243校、道外の農業に関する学科を有する高等学校379校及び進学説明会等で受験生に配布した。大学説明会、高校訪問、進学ガイダンス等でもアドミッション・ポリシーの内容を説明し、周知に努めた。また、大学紹介パンフレットは、来訪者の多い大学生協、地域共同研究センター、フィールド科学センターに常設するとともに、学内外の行事等で大学のPR紙として配布してPR効果を高めた。さらに、本学卒業生を中心に紹介しているミニパンフレットを来訪者の多い図書館に常設した。 ○ 大学説明会の実施、進学説明会への参加及び高等学校訪問の実施 大学説明会では、教育研究内容のパネル展示や体験ツアー、実験実習、施設見学などを実施した。その中で平成20年度の参加者に対するアンケート結果を基に、受付や体験ツアー等の申込場所の変更や体制の改善を行った。また、昨年から引き続き、携帯電話サイトからの申込み時に無料送迎バス運行の告知及び利用受付を行い、参加者の利便性を図った。さらに、東京、名古屋、大阪で開催された農業系大学連合による大学説明会に参加し、農学・獣医学・生物環境系を希望している学生に対して積極的に広報活動及び説明を行った。 企業主催の進学説明会は道内35会場、道外4会場に参加するとともに、高校主催の進学説明会には9校に参加し、3高校では出前授業も実施した。個別に道内の高等学校9校、高等専門学校2校、私立大学1校を訪問し、積極的な広報活動及び説明を行った。また、帯広、旭川、函館地区において、各高校（帯広8校、旭川10校、函館6校）の校長及び進路指導教員との高大研究会に参加し、本学の研究内容の紹介と進学情報の交換を行った。

	【大学院課程】 【107-5】 アドミッション・ポリシーを大学紹介パンフレット、募集要項、ホームページ等で広く公表する。 【大学院課程】 【107-6】 入学者選抜方法等について、点検・評価を行い、必要に応じ見直しを行う。 【大学院課程】 【107-7】 試験実施に影響をおよぼす、不測の事態が、発生した場合の対応マニュアル作成について検討する。	○ 入学者選抜方法等の点検・評価 平成20年度の入学者選抜方法検討研究部会からの報告を基に、平成22年度入試から推薦入試（A推薦、B推薦）及び一般入試後期日程の募集定員の変更を行い、募集定員をA推薦で前年度より5人多い20人、B推薦で前年度より10人多い40人、一般入試後期日程は前年度より15人少ない35人とした。また、一般入試前期日程の受験者に対するアンケートについても過去2年間との比較を行い、最近の傾向を踏まえた今後の入学試験の在り方を平成22年度以降に検討するとともに、進学説明会広報活動の効率的な実施の検討、学士課程のアドミッション・ポリシーの明確化、大学院畜産学研究科改組後の3専攻への秋季入学の実施、受験生アンケート調査結果の分析、推薦選抜の募集人員増に伴う志願者の出身地及び男女比等のデータ分析による今後の志願者拡大のための方策の検討等を行うこととしている。 ○ 学部入試の不測の事態に対するマニュアル 危機管理マニュアルについて、入学者選抜方法検討研究部会において、入試問題の漏洩（作成から管理まで）、合否判定ミスなどに対応するマニュアルについて検討を行い、学部入試における問題作成及び採点マニュアルを作成し、平成22年度入試から活用している。今後は、危機管理室との連携により、マニュアルの点検・評価を行い、内容の充実に努めることとしている。また、新型インフルエンザ対策として、別室試験室の確保及び予備問題を用意するなど、万全の体制を敷いて入学試験にあたった。 ○ 大学院課程アドミッション・ポリシーの広報 引き続き大学院課程アドミッション・ポリシーを各募集要項及び大学ホームページに掲載して広く公表している。募集要項は国立大学法人、農学系私立大学、行政機関等へ送付するとともに、受験産業が実施している進学説明会でもアドミッション・ポリシーを説明し周知に努めた。 ○ 修士課程入試制度の検討 平成22年4月の修士課程3専攻の改組を踏まえて、大学院教育部会で検討を行い、本年度の第2次募集において、募集要項に新たな入試制度を掲載し実施した。改組後の3専攻は講座制からコース制となることから、学力試験については、これまでの英語、専門科目は志望研究分野の科目を含め2科目としていたものを、各専攻が求める人材をより明確に選抜するため、英語、専攻共通の小論文、コースごとに設定した専門科目により試験を実施し、既存の学力試験とは実施内容を変更した。 ○ 専門教育の基礎となる基盤教育、共通教育及び展開教育の更なる充実 アドバンス制教育システムによって、学生は全学農畜産実習、基礎ゼミナールなどの実習・演習を経て専門分野への理解を得た後に展開教育に移行し、農場等を活用したより生産現場に近い実践的教育を受けることが可能となる。平成20年度からは、「獣医・農畜産融合の教育」を推進するため、学部を学科制から課程制に変更するとともに、カリキュラムの改編を行い、畜産科学課程のユニットを9ユニットから6ユニットに再編している。 ○ 授業評価の実施 前期・後期開講科目について、全教員を対象に学生による授業評価を実施し、評価結果を教員に個別に通知したほか、学内ホームページで公表することにより、各教員の学習指導方法改善に役立てた。
○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 課程に応じた適切な教育課程を編成するため、「大学教育センター」を設置して、以下のような教育課程の充実を図る。 【学士課程】 【108】 学生の目的意識・職業意識の育成のために、「大学教育センター」において、専門教育の基礎となる多様性の尊重、自律性の向上及び人格教育を柱としたアドバンス制の基盤教育、共通教育及び展開教育を基礎とした教育課程の更なる充実を図る。	○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 大学教育センターにおいて、以下のような教育課程の充実を図る。 【108】 平成20年度から開始したカリキュラムでの教育効果を検証し、教育課程の更なる充実を図る。	
【大学院課程】 【109】 獣医学分野と畜産学分野の融合領域における大学院畜産衛生学独立専攻を基盤として、農畜産物由来食品の「安全と安心」確保に必要な人材育成並びに専門職業人再教育のための教育課程及び教育組織の更なる充実を図る。そのために、平成18年度に向けて包括的かつ国際的水準の教育課程を構築する。	【109-1】 畜産学研究科畜産衛生学専攻博士前期・後期課程においては、「食の安全」に関わる豊富な知識と高度な技術に裏付けされた人材の育成を主眼にいた教育課程を実施する。 【109-2】 大学院教育改革支援プログラムによる食の安全性確保の国際標準化による実践教育を実施する。	
○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 「大学教育センター」において、授業形態・学習指導法等の充実を図る観点か	○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 大学教育センターにおいて、以下のような教育方法の充実を図る。	

ら、以下のような効果的な教育方法の充実を図る。 【110】 学生の学力や資質に合った授業形態及び学習指導法の充実を図るため、少人数教育や対話・討論型教育の充実と、ファカルティ・ディベロップメント（FD）機能の強化に取り組む。	【110-1】 視聴覚教材等の活用を推進し、教育方法の充実を図る。 ----- 【110-2】 教育改善室において、学部・大学院教育におけるFDを積極的に実施するとともに、教育改善のための企画を行う。 ----- 【110-3】 学生の学力や資質にあった授業形態を推進する。	○ 大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻を基盤とした食の安全・安心確保に必要な人材育成と国際的水準の教育課程構築 平成18年度に、大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻博士後期課程の設置が実現し、大学院教育の実質化に対応した国際水準の教育プログラムによる人材育成を引き続き行っている。同専攻は、農畜産物の安全性に関わる実践的な高度専門家育成を目的として、前期課程は獣医・畜産系の共通化したカリキュラムによる畜産衛生関連分野の基礎知識や技術の修得に重点を置き、後期課程は、前期課程で実践した調査・研究を基盤にした専門的な問題解決型の国際的活動能力養成に重点を置いた一貫教育体制としている。そのため、獣医学と畜産学の分野横断的カリキュラムを編成し、英語による講義及び討論、海外インターンシップ演習、畜産衛生学分野の第一線で活躍する専門家による特別講義など多様な教育体制を導入し引き続き実施している。大学院教育改革支援プログラムによる食の安全性確保の国際標準化による実践教育を実施するため、平成21年度は「食の安全性確保」のために国際社会において求められる標準的科学技術水準、制度的水準をみたとす「国際標準コア科目」を設定し、人材育成を実施した。
【学士課程】 【111】 専門職業人として必要不可欠なフィールドにおける学習の更なる充実を図るため、より生産現場に近い実践的教育を推進する。	【111】 基盤教育「基礎学術ゼミナール」及び共通教育「全学農畜産実習」において、より生産現場に近い実践的内容で推進する。	○ 「食の安全」に関わる豊富な知識と高度な技術に裏付けされた人材の育成を主眼においた教育課程の実施 大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻博士前期・後期課程において、6名の学生がインターンシップ演習を実施した。 4/1～6/30 カルビーポテト(株) 1名、5/11～5/29 国立感染症研究所 1名 6/27～7/12 Meat Standard Australia in Brisbane 1名 7/1～7/15 神戸大学 1名、9/13～9/29 ハノーバー獣医科大学 1名 10/14～10/28 動物衛生研究所 1名
【大学院課程】 【112】 地域の農畜産研究機関との連携や関連産業界等との連携を強化し、インターンシップの導入等高度専門職業人・研究者に不可欠な実践的な教育の更なる充実を図る。	【112-1】 地域の農畜産研究機関の専門家による特別講義等を行う。 ----- 【112-2】 地域の農畜産研究機関や関連産業界等に十分な理解を求め、積極的に連携を強化し、インターンシップの充実を図る。 ----- 【112-3】 英語による講義を推進する。 ----- 【112-4】 肉乳牛を中心とした「農場から食卓まで」に関する高度な実践教育を行う。また、問題解決型の国際的活動能力の養成に重点を置いた教育を行う。	○ 学生の学力や資質に合った授業形態及び学習指導法の充実とファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施 学生の学力や資質にあった授業形態及び学習指導法の充実のため、e-learningによる英語学習を引き続き行っているほか、平成20年度からは、推薦入試で入学した学生や高校で履修していない学生のため、英語、数学、生物、化学、物理で現役高校教師・OBによる補習科目を開講し、学生の基礎学力向上を図っている。平成20年4月から「教育改善部」を大学教育センター長直轄の「教育改善室」に改編し、FDを積極的に実施するとともに、教育改善のためのFDの実施や企画を行っている。FDについては、学生による授業評価を毎年度の前・後期2回実施し、学内ホームページに評価の結果、授業改善への指針等を掲載し、授業改善等についての情報提供を引き続き行った。平成21年度は、GPA制度について（4月）、メンタルヘルスに関する学生支援について（7月）、成績評価の厳格化について（9月）、卒業生・企業アンケートについて（1月）の4回開催し、研修会の資料等を大学教育センターWebサイトに教育改善に活用するため掲載した。FD研修会で行った内容は、学生指導のことなど個別の学内問題を共有することにより、学生支援体制の構築に役立てている。
○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 「大学教育センター」において、教育成果や教育効果の把握等に不可欠な適切な成績評価等の実施に資するため、以下のように取り組む。 【113】	○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 大学教育センターにおいて、教育成果や教育効果の把握等に不可欠な適切な成績評価等の実施に資するため、以下のように取り組む。 【113】	○ 専門職業人として必要不可欠なフィールドにおける実践的教育の推進 共通教育科目である全学農畜産実習では、畜産フィールド科学センターの実践教育機能を最大限に活用した朝夕の搾乳実習や豚の肥育を通じて、専門教育で扱う動植物への理解を深め、農畜産への幅広い知識や問題意識を育てる実践教育を引き続き行っている。専門教育においても、同センターを活用した体験重視型の教育を実施しており、獣医臨床実習、植物・環境科学系専門実習、生

成績評価基準及びその方法について、学生の意識調査等を行いつつ、更なる改善を図る。	厳正な成績評価を行うため、大学教育センター教育改善室において、成績評価に関するアンケート調査を実施し、FD研修会において結果分析を行い、成績評価基準及び評価方法の改善を図る。	物資系専門実習、環境工学系専門実習等の実践教育を引き続き行っている。 ○ 大学院課程学生を対象とした地域の農畜産研究機関や関連産業界等と連携したインターンシップの実施 「教育の成果に関する目標」と同様のスケジュールで、希望学生1名が足寄の九州大学演習林においてインターンシップを実施した。
【114】 学生に対して、成績評価基準及びその方法を明確に周知させるため、授業計画（シラバス）の記載内容の更なる改善を図る。	【114】 授業計画（シラバス）の記載内容の点検を行い、改善を図る。	○ 成績評価基準及びその方法について、学生の意識調査等を行いつつ、更なる改善を図る 大学教育センター教育改善室では、学生による授業評価を毎年前期・後期各1回実施し、結果を学内ホームページに公開するとともに、評価結果の活用方法や授業改善の指針を示して、教員の自主的な教育改善を引き続き支援している。平成21年度には、成績評価基準及び評価方法の改善策を講じることを目的に教育改善室において成績評価に関するアンケートを実施した。その集計結果を第3回FD研修会（平成21年9月）及び第4回FD研修会（平成22年1月）において検討し、成績評価基準及び評価方法の改善に役立てた。 ○ シラバス Web上には詳細なシラバスを掲載するとともに、授業概要を掲載した畜産学部履修の手引き、大学院履修要覧、別科履修要覧を学生に配布し、学生の教育支援の充実を図っている。Webシラバスには常に最新の内容に更新している。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標	○ 教職員の配置に関する基本方針 ・ 大学の教育戦略に基づき、社会のニーズの変化に対して能動的で責任ある対応のできる柔軟な教職員の配置を基本方針とする。 ○ 教育環境の整備に関する基本方針 ・ 多様な教育のニーズに応えるため、教育用設備の充実、近代化、既存設備の有効利用及び情報ネットワークの高度化、利用環境の充実に努めることを基本方針とする。 ○ 教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針 ・ 教育の質の常なる改善を図るため、適切な教育活動の評価結果を活用し、教育の質の向上に取り組むことを基本方針とする。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 【115】 本学の独自性を最大限に発揮できる教育を推進するため、また、重点的な養成を図る大動物畜産衛生に係る教育を効果的に推進するため、任期制の導入を含め柔軟かつ重点的な人材の充たを行う観点から、教職員の配置の運用に関しては、学長が定める基本的な方針に基づき、役員会が配置運用計画を策定し学長が決定する。	○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 【115】 財政運営計画を踏まえ、戦略的に補充が必要な部署について配置を行う。	○ 適切な教職員の配置 中期目標・中期計画を内容とする学長の基本方針に基づき、中期目標期間中の人員管理に係る方策として、「任期制の拡大」、「教職員の戦略的配置」を積極的に行っている。教職員の戦略的配置については、教員人事における「後任人事」を廃止し、本学の教育研究理念・目標の達成及び本学の独自性発揮のため、平成18年度に策定した財政運営計画を踏まえ戦略的に補充が必要な教育研究分野及び重点推進分野について、学長のリーダーシップのもと、学長室において補充に関する基本方針原案を策定したうえで、教員人事を役員会に諮っている。平成21年度には、3件の教員人事に関する基本方針を策定した。また、平成20年4月から学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織として「研究域」を設けるなど戦略的配置を進めている。
○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【116】 教育設備・情報ネットワーク等の有効利用を図るために、「大学教育センター」に教育設備・情報ネットワーク等に係る企画立案機能を持たせ、一層の有効利用並びに計画的な整備を推進する。	○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 【116】 大学教育センターにおいて情報処理センターと連携し、教育設備・情報ネットワーク等に関する既存設備の有効利用を推進する。	○ 視聴覚設備の有効活用 教育改善室における検討の結果、既存施設の有効利用を図るため、CALL教室を活用した通常の語学教育のほかに、図書館の利用説明会と教員免許更新講習での情報ネットワーク講習に利用した。
【117】 実務型の専門職業人及び高度専門職業人・研究者の養成に資するため、アドバンス制教育の効果を高めるに必要な領域及び大動物畜産衛生に係る領域を中心に、附属図書館の学生用図書(電子ジャーナルを含む。)・情報機器の整備充実を図り、効果的な利用を促進する。	【117-1】 アドバンス制教育の効果を高めるために必要な領域及び大動物畜産衛生に係る領域を中心とした附属図書館の学生用図書資料(電子ジャーナル等を含む)の充実を図る。 ----- 【117-2】 情報リテラシー教育の充実を図る。	○ 図書館利用環境の充実及び効果的な利用の促進 附属図書館では、アドバンス教育の効果を高めるため、シラバス関係図書を購入するとともに、平成21年度は「食の安全・安心」59冊、「地球温暖化」46冊、「ペット」29冊、「英語教育」30冊、「リテラシー」25冊、「進路・各種資格取得」33冊の関係図書を購入手続きを完了した。また、電子ジャーナルのコレクション変更を行い、購読タイトルを増加させて利用者サービスの向上を図った。データベースは現行のものに「BIOSIS」「MEDLINE」「JDream II」を搭載し充実を図るとともに、外部講師を招へいして、電子ジャーナル・データベースの利用講習会を実施した(平成21年7月「SciFinder」20名参加、平成21年10月「JDream II」8名参加、平成22年2月「ScienceDirect」9名参加)。図書・資料検索に係る情報リテラシー教育として、学部・別科新入生に対し、授業と連携した情報リテラシー教育として、TAを活用した情報検索ガイダンスを行っている。図書館利用環境の充実及び効果的な利用の促進、セキュリティの強化を図るため、図書館入館システムの導入、閲覧室とブラウジングルーム及びグループ学習室の一体管理の実施、約5万冊の収容能力を持つ手動式書架の設置、開架書庫付き閲覧室の整備を行った。

	【117-3】 電子ジャーナル等の講習会を実施する。 【117-4】 情報システムの最適化について検討する。 【117-5】 次期システム導入計画の策定に着手する。	○ 情報システムの最適化と次期システム導入計画策定 情報処理センターの統合認証基盤のしくみを業務システムに活用すべく、平成21年度は教務システム及び学納金システムに対応させ、高度なセキュリティを確保した業務システムの構築を行った。また、大学情報データベースシステム及び規程書システムについては、平成22年度に統合認証基盤のしくみを導入することとしている。 平成23年2月に導入予定の次期新システムについて、8名（内オブザーバ2名）で構成される仕様策定委員会を組織し、次期新システムのネットワーク基盤、情報処理教育等の仕様策定に向け、平成21年10月から検討を開始し、平成22年5月に官報公告を行った。
○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 【118】 教員による教育活動の改善を促進するため、「大学教育センター」に「教育改善部」を設置して、教育業績評価に基づき、教員の配置等の検討に資する教育体制の改善方策に関してまとめるとともに、教育方法等の改善を図るための教員研修会等を積極的に開催する。	○ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 大学教育センターにおいて、教育活動の改善を促進するため、以下のように取り組む。 【118-1】 教育業績評価及び学生による授業評価を実施するとともに、評価項目・方法等について見直しを行い、評価の充実に努める。 【118-2】 学生による授業評価の結果を教員にフィードバックし、改善充実に努めさせるとともに、評価結果を適切に活用し教育の質の改善に努める。	○ 学生による授業評価とFD実質化 平成20年度より、教育改善部を審議機関である部体制から、スタッフ制の室体制に移行し、実施組織としての機能を強化している。 大学教育センター教育改善室では、学生による授業評価を毎年前期・後期各1回実施し、結果を学内ホームページに公開するとともに、評価結果の活用方法や授業改善の指針を示して、教員の自主的な教育改善を引き続き支援している。平成21年度には、成績評価基準及び評価方法の改善策を講じることを目的に教育改善室において成績評価に関するアンケートを実施した。その集計結果を第3回FD研修会（平成21年9月）及び第4回FD研修会（平成22年1月）において検討し、成績評価基準及び評価方法の改善に役立てた。
○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【119】 教材、学習指導法等の不断の改善を図るために、「大学教育センター教育改善部」において、学学連携も積極的に推進しつつ、教材、学習指導法等の研究開発を進め、FD研修会を積極的に実施する。	○ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 大学教育センター教育改善室部において、以下のように取り組む。 【119-1】 授業改善を図るため、教材、学習指導法の研究開発を進め、FD研修会を実施する。 【119-2】 他大学等が実施する大学教育セミナー等を積極的に活用し、教員研修を推進する。	○ 教材、学習指導法等の研究開発とFD研修会の積極的実施 大学教育センターWebサイトにおいて、学生による授業評価の結果等を参考に授業改善の指針を示して、教員の自主的な教育改善を引き続き支援している。FD研修会において、授業内容や方法等の改善につながるトピックを中心に毎年実施し、平成21年度には、9月に開催したFD研修会において、成績評価の厳格化をテーマに「修学支援のあり方」「予習・復習のあり方」「GPA制度」について分科会に分かれて検討した。 他大学等が実施する教育セミナーとして、一般教育研究会に4名の教員、IDEセミナーに1名の職員を派遣し、その内容を踏まえた学内報告会を同FD研修会で行い、学内教員の啓蒙・意識向上を図った。
○ 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 【120】 基盤教育、共通教育における学科や講座を越えた全教員による教育実施体制が最大の特色であり、今後もこの効	○ 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 【120-1】 学科や講座を越えた全教員による教育実施体制により、少人数セミナー及び全学農畜産実習について以下のとおり実施	○ 全教員による課程を超えた基盤教育及び共通教育の実施 基盤教育の「基礎学術ゼミナール」において、35名単位の6クラス制とし、クラス担任は全教員が担当するようローテーションを決めて配置している。 共通教育科目の全学農畜産実習において、畜産フィールド科学センターと連携し、搾乳、豚の飼育、畑作などを行い、農畜産物への幅広い興味や問題意識を育てるとともに、実習項目に関して授業評価アンケートを実施した。その結果を大学教育センターにおいて検討し、平成21年度から、内容に一貫性を持たせるための日程の変更や順序の改善を行うとともに、学生の希望が多かった羊の毛刈りを復活させた。 学生から提出された研究題目届（研究計画）について、学生のキャリアプラン等に配慮し、事前に用意した履修モデル等を参考に、教育・研究指導計画を年度当初に学生に対して明示し、学生の履修や研究の進捗状況を定期的に確認しながら、きめ細かく個別に履修指導を引き続き実施している。

帯広畜産大学

果を検証しつつ、一層の改善・充実を図る。	する。 ① 少人数セミナーの実施 基盤教育において、少人数でディスカッション形式のセミナーを行い、きめ細かい教育を実施するとともに、その効果を検証し、一層の改善・充実を図る。 【120-2】 ② 全学農畜産実習の実施 共通教育において、畜産フィールド科学センターの実践教育機能と連携して、農畜産業の専門を超えた総合的な流れを実地で学び、現場の実態に近い経験を積むことによって、農畜産への幅広い興味や問題意識を育てるとともに、その効果を検証し、一層の改善・充実を図る。 【120-3】 畜産衛生学専攻博士後期課程において、学生のキャリアプランに応じた個別履修指導を行う。	
-----------------------------	---	--

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

④ 学生への支援に関する目標

中期目標

- 学生への学習支援・生活支援に関する基本方針
 - ・ 畜産学・獣医学・関連諸科学と人文・社会科学との総合的・学際的な理解力と判断力を修得させるため、教職員が一体となって学生への学習支援・生活支援に取り組むとともに、その一層の充実に努めることを基本方針とする。

中 期 計 画	年 度 計 画	計画の進捗状況
○ 学習支援・生活支援の組織的対応に関する具体的方策 「大学教育センター」において、以下のような学生支援に取り組む。 【121】 学生支援等の充実・改善を図るため、学習・生活・就職支援及び経済的支援等の担当教職員の配置数及び支援業務内容について不断なる評価を実施しつつ、学生支援方法等の質的向上に取り組む。	○ 学習支援・生活支援の組織的対応に関する具体的方策 「大学教育センター」において、以下のような学生支援に取り組む。 【121-1】 学生支援等の充実・改善を図るため、学生相談室、就職支援室、課外活動支援室及び留学生支援室の支援業務について点検・評価を行い、必要に応じ改善充実を図る。 ----- 【121-2】 学生への学習支援を担当するクラス担任、ユニット担任、卒業研究担当教員の配置数及び支援業務について点検・評価を行い、必要に応じ改善充実を図る。 ----- 【121-3】 ティーチング・アシスタント制度の効果的な活用方法について検討し、充実に努める。 ----- 【121-4】 電子版に加え、在学期間分の冊子体シラバスを配付し、教育支援の一層の充実に努めるとともに、最新のデータを提供する。 ----- 【121-5】 学生相談室によるメンタルヘルス等に関する講演会を実施する。 ----- 【121-6】 学生相談を円滑に進めるために専門的知識を付与させる研修やセミナーへ	○ 学生支援体制の改善・充実 学生支援等の業務は平成20年4月から大学教育センターの組織を従来の「教育・学生支援部」「教育改善部」「大学院教育部」の3部体制から、「学部教育部」「大学院教育部」の2部体制に再編し、また、FD等の審議機関であった「教育改善部」を「教育改善室」に移行し、大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する実施組織とした。さらに、学生支援部内の組織であった就職相談室等の各学生支援実施組織を大学教育センター長（教育担当理事）が直轄する課外活動支援室、学生相談室、就職支援室、留学生支援室の4室に組織再編した。本中期目標期間には、学生相談室で平成16年度にカウンセラーの在室日を週2日から5日に増やし、平成17年度には夏季・冬季等の休業期間中の開室（週2日）を開始したほか、就職支援室で平成16年度から合同企業説明会を開催し、平成17年度以降からは開催回数を年2回に拡大（平成21年11月 71社参加、平成22年2月 45社参加）し、学生支援業務の改善・充実を引き続き進めている。 学部の1・2年次において、学生10～20名に学生支援教員1人をあてると少人数クラスによる学生支援体制をとっている。学生支援教員は、履修指導から学生生活全般にわたる様々な指導・助言を行うとともに、全学農畜産実習、基礎学術ゼミナールの科目担当教員として、新入生の学生生活への目配りが可能となっている。また、平成20年度の学部教育再編にあわせ、大学教育センター運営会議において、学生支援教員の役割について検討を行い、学生への学習支援としてクラス担任、ユニット担任、卒業研究担当教員を配置している。クラス担任は全教員が担当するようローテーションを決めて配置している。 大学教育センターで、TAの取扱に関する要項を定め、配分予算に応じて、物理、化学、生物及地学の実験、全学農畜産実習等の基盤教育科目、共通教育科目、展開教育科目の実験・実習科目に効果的にTAを配置し、教育支援を行っている。 Web上に詳細なシラバスを掲載するとともに、授業概要を掲載した畜産学部履修の手引き、大学院履修要覧、別科履修要覧を学生に配布し、学生の教育支援の充実に努めている。Webシラバスには常に最新の内容に更新している。 平成19年度に本学学生相談室カウンセラーを中心に、十勝地方の高等教育機関の学生相談関係者を結ぶネットワークを始動させ、定期的に研修会を実施している。このほか、学内メンタルヘルス等に関する講演会として、3月に『防ごう自殺！ “気づき つなぐ 見守る” 支援に向けて』と題した講演会を実施、学外の研修会セミナー等として、メンタルヘルス研究協議会（10月3名参加）、全国学生相談研修会（11月2名参加）、全国大学メンタルヘルス研究会（1月1名参加）にカウンセラー等が参加し、相談員の質の向上を図った。これら研修等の内容をFD研修会で報告し、教員にも周知している。

	参加する。 ----- 【121-7】 就職相談室による就職活動に関する講演会（履歴書の書き方、面接対応等）を実施する。 ----- 【121-8】 学生に対する就職支援活動の一環として合同企業説明会を実施する。 ----- 【121-9】 就職相談室の支援強化を図るため教員のための就職支援セミナーを実施し、就職支援体制の充実を図る。	就職ガイダンスは、これまでに引き続き、就職活動の心構え、履歴書・エントリーシート、書き方、手紙・メール・面接のマナー等について行うとともに、スーツ着こなしセミナー、メイクアップ講座などを新たに加え、就職活動には欠かせないマナーに関するガイダンスを前・後期に複数回開催した。平成21年度は、前期に3回、後期に6回、合計9回実施した。さらに、教員のための就職支援セミナーとして、11月に外部講師を招へいして開催し、担当教員の資質向上を図った。
【122】 専門職業人としての基盤的・基礎的知識に関する学習効果を高める観点から、オフィスアワーシステムの周知、学習の動機付けに資する顕彰制度の効果的な活用、補習教育の充実を図る。	【122-1】 ガイダンス等においてオフィスアワーシステムの周知に努め、その活用を図る。 ----- 【122-2】 学生の成績向上に向けての動機付けに資するため、優秀な学生に対する顕彰を引き続き行う。 ----- 【122-3】 高校での学習内容や入学者選抜方法の多様化などに対応するために、入学後の補習教育についての研究・検討を進め、必要に応じ充実を図る。	○ オフィスアワーシステムの周知、顕彰制度の効果的活用、補習教育の充実 引き続き、シラバスにオフィスアワーを記載し、新入生オリエンテーションにおいて、利活用の説明を行うとともに、大学教育センターから大学での学び方や教育システムの説明を行っている。また、平成21年度は、学生表彰規程に基づき、各ユニット及び別科学生の成績優秀者12名を顕彰するとともに、学生向け広報サイトにて周知し、学習意欲の増進を引き続き図っている。補習教育については、農業高校出身の推薦入学者を対象に学生チューターによる授業科目理解のためのアドバイス及び自己学習支援プログラムを実施しているほか、e-learningによる英語のリメディアル教育を引き続き行うとともに、平成20年度からは、基礎学力向上及び大学の授業へのスムーズな移行のため、基盤教育に数学・生物・化学・物理・英語の5科目について高校レベルの教育内容の補習の科目を開講している。 ○ 関連産業等におけるインターンシップ（就業体験）の実施 学士課程及び大学院課程において、関連産業等におけるインターンシップを実施し、専門職業人としての基盤的能力の高度化を図るとともに、インターンシップ経験者の体験発表会を学部・大学院合同で学内関係者、企業関係者に対して実施し、実践的な教育の強化を図った。 ・4月 希望学生の募集及び説明会および受入先企業等への依頼文送付、事前打ち合わせの実施 ・8～9月 夏休み期間を利用し、23名の学生が畜産関連の事業所等20機関でインターンシップを実施、終了後レポートの提出 ・12月 学部・大学院合同で関係者が参加し、報告会を実施 ・3月 実施内容等を研修レポートとして報告書を作成し、受入先企業と関係機関に配布 ○ 留学生・社会人を含む学生の安定的な大学生活の支援 入学料及び授業料の免除、各種奨学金制度に係る情報を大学ホームページ等に掲載し引き続き周知している。また、平成16年度に（財）帯広畜産大学後援会の助成による私費留学生奨学金制度を創設したほか、平成17年度に国立大学として全国で初めて国連大学私費留学生育英資金貸与事業に参加した。平成21年度には、日本人学部生及び大学院生に対する（財）帯広畜産大学後援会の助成による本学独自の奨学金制度を創設し5名に支給したほか、（財）帯広畜産大学後援会の助成による外国人留学生を対象とした奨学金、大学院畜産学研究所畜産衛生学専攻外国人留学生を対象とした奨学金、大学院畜産学研究所修士課程・前期課程国際協力選抜学生への奨学金支給を継続している。外国人留学生の修学・生活支援のため、引き続き、初年度の留学生全員にチューターを配置し、学習指導、日本語指導、学内外での諸事務手続の補助、生活情報の提供等きめ細かな支援を行った。チューターに対しては事前オリエンテーションを実施するとともに、毎月業務報告書の提出を義務付けて、業務が適切に行われているかを確認している。
【123】 専門職業人意識の向上を図る観点から、インターンシップの充実等により実社会との接点を持つ教育の機会の増加など実践的な教育の強化を図る。	【123-1】 実践教育の充実を図るため、インターンシップ受入企業等を開拓し、就業体験実習の拡充を図る。 ----- 【123-2】 専門職業人意識の向上を図るため、基盤教育の授業の一部にインターンシップ経験者の体験発表を導入する。	
【124】 留学生・社会人を含む学生の安定的な大学生活の支援を図る観点から、適切な学費低減措置の設定及び周知、外部奨学金制度に係る情報提供、チューター制度の活用などに積極的に取り組むとともに、大学独自の奨学金制度の創設に取り組む。	【124-1】 独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金制度の周知に努め、活用を推奨する。 ----- 【124-2】 留学生一人一人にチューター学生を配置し、きめ細かな支援を行う。	

【124-3】

私費留学生を対象とした奨学金制度
の充実について検討する。

- 留学生に対する奨学金制度の実施状況
大学教育センター留学生支援室において、以下の奨学金の支給等について検討し、実施した。
- ・帯広畜産大学大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻
外国人留学生特別選抜奨学金 大学院生 9 名（月額 8 万円）
 - ・東和工研株式会社育英奨学金 学部生 1 名、大学院生 1 名（月額 5 万円）
 - ・帯広畜産大学後援会助成金奨学費 大学院生 2 名（月額 3 万円）
 - ・国連大学私費留学生育英資金貸与事業 大学院生 2 名（15 万円・28 万円）
 - ・日本学生支援機構私費外国人学習奨励費
学部生 2 名（月額 4.8 万円）、大学院生 8 名（月額 6.5 万円）
 - ・財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学金 大学院生 2 名（月額 14 万円）
 - ・日本国際教育支援協会一般奨学金 学部生 1 名（月額 3 万円）
 - ・北海道国際交流支援事業助成金 大学院生 3 名（月額 2.25 万円）

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標	○ 目指すべき研究の水準に関する基本方針 ・ 社会のニーズの変化や研究の先端化に対応して、能動的、全学的な協力体制を基盤として、獣医・農畜産学分野の世界的水準の研究を推進することを基本方針とする。 ○ 研究成果の社会への還元等に関する基本方針 ・ 「食の安全と安心」確保に関する実践研究を組織的かつ重点的に推進し、その研究成果を社会に還元することを基本方針とする。 ・ 地域社会における農畜産業をはじめとする産業振興の知的拠点（クラスターコア）としての役割を果たすべく、知の集積・発信を積極的に実施することを基本方針とする。 ・ 積極的に研究成果を世界に発信し、国際的な高い評価を受ける優れた研究の蓄積を図ることを基本方針とする。 ・ 獣医・農畜産系専門大学としての個性、特性を活かし、実践研究等に基づき得られた知的財産に関する情報を的確に収集し、有効活用を積極的に推進することを基本方針とする。
------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○ 目指すべき研究の方向性 ① 「21世紀COEプログラム」において目指すべき研究の方向性【125】 「21世紀COEプログラム」に採択された「動物性蛋白質資源の生産向上と食の安全確保－特に原虫病研究を中心として－」を基盤に、全学的な協力体制をより強化し、世界的水準の中核的研究拠点形成を目指す。	○ 目指すべき研究の方向性 ① 「21世紀COEプログラム」において目指すべき研究の方向性【125】 21世紀COEプログラムで実施した研究課題は引き続き推進する。	○ グローバルCOEプログラムの全学的推進 21世紀COEプログラムの成果を基盤に、平成20年度からはグローバルCOEプログラムの「学際、複合、新領域」分野に採択された「「アニマル・グローバル・ヘルス（AGH）」開拓拠点」を実施している。事業推進担当者を中心に若手研究者、大学院生等を構成員として構築した23の機動的教育研究単位「セルユニット」を編成して、獣医学と畜産学が融合した「国際畜産衛生学」の世界的中核教育拠点を狙った研究を展開している。また、21世紀COEプログラム及び原虫病研究センターでの研究成果が認められ、平成19年に原虫病研究センターがOIEのリファレンス・ラボラトリーに認定され、平成20年には、OIE コラボレイティング・センターに認定されている。
【126】 研究拠点形成に向けた実施計画として、「動物性蛋白質資源の生産向上」、「動物性食品の安全確保」、「フードシステムの構築」の3点を定期的に自己評価を実施しながら推進する。	【126】 「21世紀COEプログラム」での成果を基盤に20年度に採択された「グローバルCOEプログラム」（「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点）の実施を通じて、研究成果をさらに推進する。	○ グローバルCOEプログラムの内容充実 21世紀COEプログラムは、「設定された目的は概ね達成され、期待どおりの成果があった」との事後評価を受けている。この成果を踏まえて、平成20年度から開始している当該プログラムにおいて、「動物衛生」「環境衛生」の二つの中核プログラムに加え、リスクコミュニケーションや公衆衛生倫理等を指向した「衛生倫理」プログラムを立ち上げた。各セルユニットの活動状況の把握・改善・方向修正を実施し、学術研究の速い流れと刻々と変化する社会要請に積極的に対応する体制を築いている。
【127】 日本における家畜の法定（届出）伝染病診断及び食品の安全性検査や衛生管理システムの検証に関する中立的な研究機関としての信頼性を醸成するため、食の安全監視分野における実績を生かし、更なる充実に取り組む。	【127-1】 日本における家畜の法定（届出）伝染病診断及び食品の安全性検査や衛生管理システムの検証に関する中立的な研究機関として、国の機関及び国際機関との協力・連携に努めるとともに原虫の監視と制圧に関する国際獣疫事務局（OIE）のコラボレーティングセンターとしての役割を果たす。 ----- 【127-2】	○ 日本における家畜の法定（届出）伝染病診断及び食品の安全性検査や衛生管理システムの検証 原虫病研究センター内に設置したOIE連携ラボラトリーの研究機材の充実を図り、より精度の高い診断法開発のために新たな診断用抗原の探索を行った。また、海外からの要請に応じて、診断用抗原、DNA、診断キットを供給した。大動物特殊疾病研究センターを中心に、大学独自の「食品安全認証」を視野に入れた総合的な「食品の安全保障システム」構築に向け、検査・診断法の検証・開発、食中毒発生のメカニズムの解明、畜産農場における疾病予防対策の確立などについて研究を進めた。大動物特殊疾病研究センターは、動物衛生と食の安全安心を対象とした研究組織とするための再編を行い、平成22年4月より

名称を「動物・食品衛生研究センター」とするための規程の改正を行った。

- 食の安全確保に関する研究の推進
学長裁量経費である教育改革・改善プロジェクトにおいて、動物・植物生産に関する研究、食品加工に関する研究、流通に関する研究、「食の安全」確保に関する研究を実施した。平成21年度には、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業（発展型）に、北海道と帯広市が共同提案した「食の機能性・安全性に関する高度な技術開発とその事業化によるアグリ・バイオクラスターの形成」が採択された。これにより、本学は同事業の中核機関として事業マネジメント・研究開発及びその進捗管理を行い、農畜産物及び加工副産物からの新規機能性素材の開発と、農畜産物及び加工品の安全性確保のための技術の確立及び検査ラボの構築を目指した研究を開始した。
- 寒冷地、特に十勝の特性を活かした研究の推進
外部競争的資金により、農林水産省「自然冷熱を活用した貯蔵農産物のブランド化と貯蔵システムの開発」「フレックス酵母による高効率エタノール生産技術の開発」、経済産業省「北海道産低品位石炭を活用したパーラー排水浄化システムの開発」「ビート糖蜜を利用した十勝産スピリッツ及びリキュールの研究開発」「畜産糞尿など有機物に係る余剰窒素成分のエネルギー・化成品原料化システムの開発」を実施した。また、平成21年度特別教育研究経費で申請した「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」が採択され、「アグロエコプロジェクト」として、十勝の自然・市場・人間社会環境と調和及び持続的な発展を目指した複合領域的研究を開始した。
- 食の安全確保に関する研究成果の発信
オープンキャンパス等において、原虫病研究センターの研究内容と施設の紹介、原虫の観察と講義に原虫病に関する講義を行った（平成21年8月）。また、国立大学附置研究所・センター長会議の公開シンポジウム「感染症対策のネクストパラダイム」を帯広市内のホテルで開催し、最新の原虫病研究センターの活動を市民に発信した（平成21年9月19日）。そのほか、研究成果報告書の公表、21世紀COEプログラム成果報告シンポジウム、COEセミナー、大阪大学とのCOE合同シンポジウム、畜産衛生に関する帯広ワークショップ等のシンポジウム等を引き続き多数開催した。
- 畜産フィールド科学センターを中心とした農畜産由来のバイオマス資源に関する基礎的・実践的研究の推進
スクラム十勝を構成する試験研究機関、民間企業等との共同研究により、バイオガスプラントにおけるエネルギー変換の高度化、バイオディーゼル燃料の実用化に向けたナタネの栽培試験等、農畜産由来のバイオマス資源に関する基礎的・実践的研究を引き続き推進している。
また、フィールド科学センターの施設・設備を使って、以下の事業を推進した。
 - ・代謝プロファイルテスト（牛群検診）事業
全国の家畜診療所からの依頼により、血液検体送付による牛群検診を31戸実施した。また、血液検査装置の精度管理を、全国から15か所の家畜診療施設を対象に実施した。
 - ・社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム「生産獣医療技術研修」
全国各地から産業動物医療に従事する獣医師59名が参加して実施した（8月～9月、基礎・発展コース各1週間）。
 - ・その他のエクステンション活動

	「21世紀COEプログラム」での成果を基盤に20年度に採択された「グローバルCOEプログラム」（「アニマル・グローバル・ヘルス」開拓拠点）の実施を通じて、伝染病診断および食品の安全性検査や衛生管理システムの検証に関する中立的な研究機関として実質化に取り組む。
② 畜産学部において目指すべき研究の方向性 【128】 21世紀に必要な生物資源の安全確保と環境保全に根ざした持続的な生産体系を構築するための動物・植物生産、食料加工、流通に関する基礎的・技術的・政策的研究を行う。	② 畜産学部において目指すべき研究の方向性 【128】 生物資源の安全確保と環境保全に根ざした持続的な生産体系を構築するため、「動物・植物生産」、「食料加工」、「流通」に関する研究を政策的に推進する。
【129】 寒冷地の大規模畑作・畜産を中心とする土地利用と、それを取り巻く自然・市場・人間社会環境との相互作用機構及び持続的な発展方向に関する複合領域的研究を行う。	【129】 寒冷地の大規模畑作・畜産、特に十勝の自然・市場・人間社会環境と調和して持続的に発展する複合領域的研究を政策的に推進する。
○ 大学として重点的に取り組む領域 大学全体における組織的な研究に関して総括する「全学研究推進連携機構」（仮称）を学長の下に設置し、全学的な研究推進体制を構築するとともに、以下の分野を重点領域として取り組む。 【130】 「食の安全と安心」確保の観点から、動物由来感染症の予防・診断・治療方法の確立に結びつく基礎研究の充実のため、獣医学及び畜産学両領域にわたる学際的な研究組織を構築し、感染症のみならず家畜衛生全般に及ぶ領域の高度な研究に取り組む。	○ 大学として重点的に取り組む領域 大学全体における組織的な研究に関して総括する「全学研究推進連携機構」において、全学的な研究推進体制を構築するとともに、以下の分野を重点領域として取り組む。 【130】 「食の安全」確保の観点から、動物由来感染症の予防・診断・治療方法の確立に結びつく基礎研究の充実のため、疫学調査、BSE等感染症に関する研究を推進し、さらに獣医学及び畜産学融合領域の研究を充実させ、感染症のみならず家畜衛生全般に及ぶ領域の高度な研究に取り組む。
【131】 「生物系資源の持続的活用」の観点から、地域社会の農畜産由来のバイオマス資源における生産・収集・変換・利用の確立に結びつく技術・施策に関する基礎的・応用的な研究を推進する。	【131】 地域社会の農畜産由来のバイオマス資源における生産・収集・変換・利用の確立に結びつく技術・施策に関する基礎的・応用的な研究をさらに推進する。
○ 研究成果の社会への還元に関する具	○ 研究成果の社会への還元に関する具

体的方策 【132】 「健康動物による生産から消費まで」の社会の安全監視に関連して、「原虫病研究センター」を中心として人獣共通感染症に関する基盤・応用開発研究を推進・公表する。	体的方策 【132】 社会の安全監視に関連して、「原虫病研究センター」を中心として人獣共通感染症に関する基盤・応用開発研究を推進し、社会へ公表する。	・畜産フィールド科学センターの家畜・施設を活用し、酪農家対象のセミナー等を実施した（見学：4件、セミナー：3件：芽室、滝上、土幌）。 ・獣医学課程と連携した全国の獣医学科学生を対象とする診療実習（8月：30名参加）やJICA研修を受け入れた（JICA研修4コース：牛人工授精普及、マラウイ小規模酪農、循環型酪農、西アジア良質牛乳生産）。
【133】 循環型社会の形成に向けた農山漁村の可能性創出に寄与するため、「畜産フィールド科学センター」を設置し、地域農畜産研究機関と連携して農畜産由来のバイオマス資源に関する基礎的・実践的研究を推進・公表する。	【133】 循環型社会の形成に向け、畜産フィールド科学センターは『粗飼料の高度活用と穀物（濃厚飼料）生産による飼料自給率の向上』『バイオガスパラントおよびバイオディーゼル燃料によるエネルギー循環』の研究を推進して循環型家畜生産システムの実証に取り組む。また、全国の家畜診療施設の血液検査装置の精度管理と血液サンプルの送付による代謝プロファイルテスト（牛群検診）を事業展開するとともに、臨床獣医師対象のリカレント教育（生産獣医療技術研修）を継続開催し、生産獣医療の拠点化に取り組む。	○ 地域を中心とした循環型社会の形成に向けた地域地場産業や地域研究機関等との連携 （独）家畜改良センター十勝牧場のスクラム十勝への加入、よつ葉乳業株式会社との包括連携協定締結、行政、金融、民間企業、有識者等で構成する「十勝版事業化評価委員会」に参加によって産学官連携を強化した。また、人的ネットワークの構築と、地域の経済・産業の振興を目的とする「ヒューマンネット十勝」の本学で開催した。HiNTセミナー、スクラム十勝シンポジウム等、各種イベント、シンポジウムに積極的に参加し研究シーズの紹介を積極的に実施した。地域との研究推進については、スクラム十勝の構成機関及び民間企業等で推進している都市エリア産学官連携促進事業（発展型）、人材育成については、科学技術振興調整費「アグリバイオ産業創出のための人材育成」を推進し、農畜産業・食品関連産業の育成に寄与する施策を展開した。 ○ 受託・共同研究の受け入れ実績 受託研究・共同研究の本年度の受入件数・金額については、前年度に比べて、受託研究件数が54件→52件、受託研究金額が365,866千円→395,183千円、共同研究件数が71件→60件、共同研究金額が58,729千円→58,748千円となり、件数は減っているが金額は増額となった。
【134】 地域を中心とした循環型社会の形成に向けた農畜産業・食料関連産業の育成に寄与するため、「地域共同研究センター」を設置し、共同研究や受託研究など地域地場産業や地域研究機関等と連携協力する拠点とする。	【134-1】 地域共同研究センターを拠点として、共同研究や受託研究など地場産業や地域研究機関等と連携協力を拡充し、地域を中心とした循環型社会の形成に向けた農畜産業・食品関連産業の育成に寄与する施策の展開を図る。 【134-2】 地域共同研究センターを中心に大学の研究シーズに係る講演会、説明会を引き続き実施するとともに今まで確立した産学官連携ネットワークの強化を図る。 【134-3】 国際セミナーの開催、国際学会への参加などを通じて研究成果を地域社会へ還元するとともに世界に発信する。	○ 知的財産創出に関する活動 知的連携企画オフィスにおいて、9回にわたりオフィス会議を定期的に開催した。ここでは、発明に関する審査を行い、22件中の21件について職務発明と認定して大学帰属とした。出願済みの特許については、厳密な審査によって真に有益な発明についてのみ審査請求を行った。知的財産の活用に関しては、共同出願先に有償の権利譲渡を1件実施、別の1件については民間企業で実施する本学初の契約を締結して実施料収入を獲得した。 産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）により、産学官連携研究員（コーディネーター）1名の雇用や、弘前大学、岩手大学及び山形大学を含めた4大学で構成している「北東ライフサイエンス部門（NLU）」のコーディネーター会議の開催による情報収集等により、ライフサイエンス分野の技術移転体制の強化を図った。同事業を主体として、年3回開催している知的財産セミナーは、構成大学に多地点遠隔講義システムにより配信した。 ○ 組織的な競争的資金への応募 戦略マネジメント室会議を4回開催し、毎回新たなテーマを取り上げ、競争的資金の獲得に向けて組織的な研究の発展性について検討した。競争的資金に関しては公募情報の案内等を積極的にを行い、更なる競争的外部資金の獲得を促した。その結果、依然として高い外部資金比率を維持している。 同会議では、組織的な研究推進の枠組みも検討しており、平成21年度特別教育研究経費（研究推進）概算要求に、地域環境学研究部門を中心とするチームによる、研究課題「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」を申請し、採択され、5カ年で実施することとなった。
【135】 「知的連携企画オフィス」（仮称）を設置し、「地域共同研究センター」を核とした知的財産の創出等に係るプログラムを策定するとともに、社会への還元等を含む社会との連携の一元的	【135-1】 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、「知的連携企画オフィス」において、「地域共同研究センター」を核とした知的財産の創出等に係るプログラムを策定するとと	

な運用を図る。	もに、知的財産の管理活用、社会への還元等を含む社会との連携を図る。 【135-2】 知的財産に係る研究成果の公表を推進する。
○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【136】 更なる研究の水準の向上並びに研究成果の効果的な活用を図る観点から、「全学研究推進連携機構」（仮称）において、大学全体の研究水準及び研究成果に関して継続的に検証する。	○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【136】 更なる研究の水準の向上並びに研究成果の効果的な活用を図る観点から、全学研究推進連携機構内に設置された戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスにおいて、大学全体の研究水準及び研究成果に関して継続的に検証する。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上の状況

(2) 研究に関する目標

② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標	○ 研究者等の配置に関する基本方針 ・ 大学の研究戦略に基づき、社会のニーズの変化や研究の先端化に対して能動的で責任ある対応のできる柔軟な研究者等の配置を基本方針とする。 ○ 研究環境の整備に関する基本方針 ・ 研究資金の配分及び研究設備等の整備については、適切な評価に基づいて、大学の研究戦略が反映しうるシステム構築を目指すことを基本方針とする。 ○ 研究の質の向上システム等に関する基本方針 ・ 研究の質の向上のため、プロジェクト研究の推進、学学連携の推進など多様な展開を図るとともに、多元的業績評価を活用していくことを基本方針とする。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【137】 本学の独自性を最大限に発揮できる研究を推進するため、また、重点的に研究の推進を図る大動物畜産衛生に係る研究を効果的に推進するため、任期制の導入を含め柔軟かつ重点的な人材の充当を行う観点から、教職員の配置の運用に関しては、学長が定める基本方針に基づき、役員会が配置運用計画を策定し、学長が決定する。	○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【137】 財政運営計画を踏まえ、戦略的に補充が必要な部署について配置を行う。	○ 適切な研究者等の配置の実施 引き続き、中期目標・中期計画を内容とする学長の基本方針に基づき、中期目標期間中の人員管理に係る方策として、「任期制の拡大」「教職員の戦略的配置」を積極的に行っている。教員の採用については、研究域を構成する各部門において、教員等の人事に関する要望をとりまとめ、学長のリーダーシップのもと、戦略的な教員人事に関する基本方針を策定している。平成21年度は、3件の教員人事に関する基本方針を策定し、戦略的な教員配置を推進した。また、平成19年4月以降、全ての助教採用者に任期制の適用を拡大している。 ○ RA等による研究支援体制の強化 大学全体の研究水準の向上等に資するため、RA22名、非常勤研究員等40名を採用し、更なる研究支援体制の強化を図っている。また、昨年に引き続き、グローバルCOEプログラムの推進にあたり、優秀なRAを確保する観点からAGHトップRA4名及びAGHRA23名の合計27名を雇用した。 ○ 教員の研究業績評価等に基づく研究資金配分システムの構築 学内公募型プロジェクト研究経費を活用して、優れた業績を上げた研究者の研究成果を、一般市民に発表する機会を設け、平成22年2月に3日間研究成果発表会を実施するとともに、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブ付与を引き続き実施した。各部門におけるFD、研修会等活動の活性化のため、平成20年度に新設された部門運営費を配分している。また、学内公募型プロジェクト研究経費の公募にあたり、実施要領を変更し、「大型研究プロジェクト」を研究部門における研究計画を対象に公募し配分を行った。平成22年度予算編成において、平成21年度まで教員個人毎に一律配分してきた基盤的研究経費については、各教員の基盤的活動の水準を維持することとし、配分方法、配分額は現行どおりとした。 ○ 設備整備に関するマスタープランの見直し 平成19年度に策定した「施設整備に関するマスタープラン」に基づき、設備リストに基づく各設備の稼働状況調査を行い、資産台帳から500万円以上の機器についてのリストの作成及び共同利用可否についての検討を行った。また、設備整備に関するマスタープランは、平成22年度概算要求に際し、補助金、外部資金等での設備整備状況を踏まえ改定するとともに、平成22年度予算編成において、重点整備事項として設備整備を進めることとした。
【138】 大学全体の研究水準の向上等に資する観点から、リサーチ・アシスタント等の研究補助員による研究支援体制を一層強化する。	【138】 大学全体の研究水準の向上等に資する観点から、リサーチ・アシスタント等の研究補助員による研究支援体制強化を継続する。	
○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策 【139】 「全学研究推進連携機構」（仮称）において、教員の研究業績評価等に基づく研究資金配分システムの構築に関して、研究費と研究業績に関する効果性等に係る調査研究を行い、その研究成果を基に、役員会において業績評価と傾斜配分が適切に比例するシステムの構築を目指す。	○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策 【139-1】 教員の研究業績評価等に基づく、研究資金配分システムであるプロジェクト型資金配分について、その効果等を検討し、必要に応じ見直しを図る。 ----- 【139-2】 前年度に導入した研究部門単位での研究経費の配分について、その効果を検証し、必要に応じ見直しを図る。 ----- 【139-3】 教員個人毎に配分する基盤的研究経	

	費について、前年度までの検証等に基づき、今後の配分方針の成案を得る。	
○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 【140】 研究設備の有効利用を図るために、「全学研究推進連携機構」（仮称）に研究設備に係る企画立案機能を持たせ、一層の有効利用並びに計画的な整備を推進する。	○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 【140】 「帯広畜産大学における設備整備に関するマスタープラン」に基づき、学内の研究機器の有効利用方策、共同利用化等についての成案を得る。	○ 知的財産の管理・活用 知的連携企画オフィスにおいて、知的財産基本規則、職務発明取扱規則及び知的財産ポリシーに基づき、発明届の審査及び審査請求の審査を行い、真に大学として必要な発明を厳選し、その発明情報をJ-STORE及び各種イベント、展示会において公表し、知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進している。また、産学官連携戦略展開事業において雇用した産学官連携研究員（コーディネーター）1名と研究協力課職員の連携による知的財産の管理とパソコンによる知的財産管理により、一元的な運用を行っている。さらに、平成21年度に検討することとなっていた地域共同研究センターの組織見直しについて、地域共同研究センター、地域貢献推進室、戦略マネジメント室及び知的連携企画オフィスの組織の在り方について各組織の長を含む検討会を設置して検討を行った結果、地域共同研究センターと地域貢献推進室は対外的な窓口として統合することとし、戦略マネジメント室と知的連携企画オフィスはこれまでの体制を維持すべきとの結論となった。
○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【141】 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、「知的連携企画オフィス」（仮称）において、知的財産の管理活用の一元的な運用を図る。	○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【141-1】 知的財産の管理活用を効率的・効果的に推進する観点から、知的連携企画オフィスにおいて、知的財産の管理活用を図る。 ----- 【141-2】 技術移転専門家の養成に努めるほか技術移転機関（TLO）などの活用について検討する。 ----- 【141-3】 知的財産に関する知識取得のため開催している講演会の充実を図るなど、知的財産の取得を督促する。	○ 知的財産創出に関する活動 本学教職員の知的財産に関する基礎知識の向上を目的として、以下の研修を開催した。 ・7月17日にINPITの大学知的財産アドバイザーを講師に迎え「知財の基礎・研究ノートセミナー」を開催し、81名が参加した。このセミナーは、文部科学省の産学官連携戦略展開事業の取り組みとして、多地点遠隔講義システムにより、弘前大学、岩手大学、山形大学にも配信した。 ・10月20日～21日に北海道経済産業局の主催により本学を会場として開催した「研究者向け知財セミナー」に27名が参加した。 ・11月27日に岩手大学が開催する「ライフサイエンスセミナーー ライフサイエンス分野の審査基準についてー」を多地点遠隔講義システムにより受信し、14名が参加した。 知的財産に関する以下の学外研修等に延べ17人の職員を派遣し、人材の育成に努めた。 ・INPITが主催する「特許流通講座」（7月） ・INPITが主催する「知的財産担当者研修」（8月） ・特許庁、北海道経済産業局が主催する「知的財産管理制度説明会」（9月） ・JSTが主催する「全国イノベーションコーディネータフォーラム」（10月） ・日本ライセンス協会が主催する「ライセンス教育講座プログラム」及び「ライセンス講座実践コースⅠ」（10月） ・旭川医科大学が主催する「知的財産担当者連絡会議及び知的財産講演会」（11月） ・日本知財学会が主催する「日本知財学会ライフサイエンス分科会シンポジウム」（2月） ・JSTが主催する「JDreamⅡ入門コース」（2月） ・北海道大学が開催する「知的財産セミナー」（3月）
○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【142】 「研究活動に関する業績評価プロジェクトチーム」（仮称）を置いて、常なる業績評価システムの見直しに資するため、研究活動における質の向上を一層促進する業績評価システムに関する調査検討を行い、質の高いシステムの構築を目指す。	○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【142-1】 これまでの検討結果をふまえ、より効果的で効率的な業績評価システムの構築を目指す。 ----- 【142-2】 教員の研究業績評価等に基づく、研究資金配分システムとなるプロジェクト型資金配分について、その効果等を検討し、必要に応じ見直しを図る。	○ より効果的で効率的な業績評価システムの構築に向けた検討 学内公募型プロジェクト研究経費を活用して、優れた業績を上げた研究者の研究成果を、一般市民に研究成果を発表する機会を設けるとともに、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブを引き続き付与した。また、平成14年に導入した多元的業績評価については、引き続き中期目標期間中において、教員の採用、昇任を行う際に、同評価の結果を基に選考を行ったほか、評価項目中の外部資金取得状況を賞与・昇給に反映させている。さらに、助手から助教へ
○ 全国共同研究、学内共同研究等に関	○ 全国共同研究、学内共同研究等に関	

する具体的方策 【144】 「原虫病研究センター」による国内外の関連研究機関との共同研究について一層の充実を図り、全国の大学等の中核となって原虫病研究の推進を図る。	する具体的方策 【144-1】 原虫病研究センターを学校教育法施行規則の一部改正及び共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程に基づく、共同利用・研究拠点としての認定を目指す。 【144-2】 原虫病研究センターによる国内外の関連研究機関との共同研究について一層の充実を図り、全国の大学及びアジア地域の中核となって原虫病研究の推進を図る。	の移行審査、任期付教員の再任審査の際にも多元的業績評価による業績評価を行うなど、同評価の活用範囲を拡げており、更なる活用拡大に向け多元的業績評価項目の見直しを行うべく、多元的業績評価情報委員会で検討が行われた。その結果、企画評価室WGにおける多元的業績評価項目の見直しの検討により、具体的な多元的業績評価項目案がほぼ確定し、多元的業績評価情報委員会での審議も終えており、今後は全学レベルでの多目的データベースの構築状況に応じて、多元的業績評価システムとの連動を検討する予定である。
【145】 「地域共同研究センター」を中心に他大学及び他の研究機関とも連携をとりつつ、実践的な研究活動の展開に資するため、大学の独創的基盤研究成果（研究シーズ）と社会のニーズを基にしたプロジェクト研究を中心とした産学連携に係る学内共同研究を推進する。	【145-1】 地域共同研究センターを中心に他大学及び他の研究機関とも連携をとりつつ、実践的な研究活動の展開に資するため、大学の独創的基盤研究成果（研究シーズ）と社会のニーズを基にしたプロジェクト研究を中心とした産学連携に係る新たな学内研究課題を探索する。 【145-2】 他大学及び他の研究機関と連携した研究プロジェクトに関するセミナー等を積極的に主導・参画することにより、地域における実践的な研究活動の展開と広く学内研究者の参加促進を図る。 【145-3】 地域農畜産研究機関との連携体制を強化し、共同研究の充実を図る。	○ サバティカル制度の導入 平成19年2月開催の戦略会議におけるサバティカル研修制度導入についての審議結果を踏まえ、内容等を見直し、学内教員から意見等を聴取し、それに対する検討を学長室で行った上で関係規程を制定し、平成22年2月に制度の導入を行った。 ○ 原虫病研究センターにおける共同研究の推進 全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターは、平成21年3月に文部科学省へ共同利用・共同研究拠点申請を行い、6月に「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として認定された。国内外の関連研究機関との共同研究について、公募による共同研究を実施（平成21年度実施分：10件、平成22年度実施分：13件）し、国内はもとより海外の大学等と原虫病研究の推進を図っている。そのほか、公募以外で実施している共同研究は、国内の研究機関等25件、国外の研究機関等13件と実施している。また、平成17年度から実施している文部科学省が推進している国内外の大学等の研究機関の連携による「新興・再興感染症クラスター」事業には引き続き参画し、本事業による国際監視部門の設置並びに国際サーベイランスプロジェクトの推進により、国際研究ネットワークの形成、海外における共同研究を促進している。さらに、平成19年のOIEリファレンス・ラボラトリー認定、平成20年のOIEコラボレイティング・センター認定等により、原虫病研究の中核組織として研究を推進している。 ○ 地域共同研究センターを中心とした連携 北見工業大学及び釧路工業高等専門学校との連携を引き続き行うとともに、外部競争的資金により、農林水産省「自然冷熱を活用した貯蔵農産物のブランド化と貯蔵システムの開発」「フレックス酵母による高効率エタノール生産技術の開発」、経済産業省「北海道産低品位石炭を活用したパーラー排水浄化システムの開発」「ビート糖蜜を利用した十勝産スピリッツ及びリキュールの研究開発」「畜産糞尿など有機物に係る余剰窒素成分のエネルギー・化成品原料化システムの開発」により、他の研究機関とのプロジェクト研究を実施している。また、学内共同研究においては、平成21年度特別教育研究経費で申請した「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」が採択され、「アグロエコプロジェクト」として実施し、学内共同研究を推進している。
○ 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 【146】 家畜衛生の向上と食の安全性の確保に貢献することを目的に、「大動物特殊疾病研究センター」を設置し、大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者の育成にも資する大動物特殊疾病の診断・治療・予防法の開発に関する基礎及び応用研究を展開するとともに、社会から期待される牛海綿状脳症（BSE）対策プロジェクト等緊急な研究課題にも適切かつ迅速に取り組む。	○ 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 【146】 家畜衛生の向上と食の安全性の確保に貢献することを目的に、大動物特殊疾病研究センターにおいて、大動物畜産衛生に係る高度専門職業人・研究者の育成にも資する大動物特殊疾病の診断・治療・予防法の開発に関する基礎及び応用研究を展開するとともに、牛海綿状脳症（BSE）対策などの研究課題にも積極的に取り組む。同時に、巡回臨床を通じた研究課題にも地域の協	○ 大動物特殊疾病研究センターを中心とした研究の推進 大動物特殊疾病研究センターでは、リステリアなどの生態の解明、生物兵器にかかわる危険病原体の検出・予防法の開発、鳥インフルエンザの新たな抗体・抗原検出法の開発等の大動物特殊疾病の診断・治療・予防法の開発に関する基礎及び応用研究を進めている。また、牛海綿状脳症（BSE）対策などの研究課題について、BSEの事前検査を獣医臨床教育の一環として実施したほか、巡回臨床を通じた研究課題について、子牛の管理技術の確立、牛、馬の周産期疾病の予防や繁殖成績向上のための飼養管理技術の構築の検討を積極的に展開している。

力を得て積極的に展開し、基礎と応用
研究の融合を目指す。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上の状況

(3) その他の目標

① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標	○ 地域社会との連携・協力に関する基本方針 ・ 地域社会との連携・協力を更に深めるため、総合的な連携体制（アライアンス）の構築など積極的に地域とのネットワークの強化を図ることを基本方針とする。 ○ 産業界との連携・協力に関する基本方針 ・ 産業界等との連携・協力を更に深めるため、獣医・農畜産系大学としての個性・特性を活かした総合的な連携体制（アライアンス）の構築など、教育研究に限らず産業界等のニーズに的確に対応しうる柔軟な連携・協力の推進を図ることを基本方針とする。 ○ 国際交流・協力等に関する基本方針 ・ 海外の大学との学術交流の充実・促進を図るとともに、地球規模の環境保全、人口問題の観点から開発途上国への研究・技術協力の推進を図ることを基本方針とする。
------	---

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
○ 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策【147】 「地域共同研究センター」における地域の農畜産業に対するコンサルティング機能を強化して、地域産業に密着した問題解決に一層貢献する。	○ 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策【147】 地域共同研究センターにおける地域の農畜産業に対するコンサルティング機能を強化して、地域産業に密着した研究を推進する。	○ 地域共同研究センターのコンサルティング機能の強化 地域共同研究センターでは、産学連携に係る専門家を産学官連携教授として招へいたほか、学外から産学官連携コーディネーター2名を受け入れるなど、コンサルティング機能を引き続き強化している。また、スクラム十勝を中心とした都市エリア産学官連携促進事業の推進、地元の金融機関との包括連携協定に基づく、金融機関を通じての情報交換及び地域企業への情報発信、産学官連携コーディネーターによる地域企業からの技術相談、共同研究等外部資金受け入れ窓口と生涯学習受け入れ窓口の一本化を行い、地域企業等の利便性を図るなど、地域産業に密着した取り組みを行った。
【148】 自治体との連携強化及び大学開放の充実を図ることによって、地域社会との連携を一層促進するとともに、地域の自治体等との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制の構築に取り組む。	【148-1】 帯広市との連携協定に基づく連携事業の充実を図る。 ----- 【148-2】 平成19年度に採択された、文部科学省科学技術振興調整費による「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業をより一層推進する。 ----- 【148-3】 地域社会との連携を図り、まちづくりや人材育成のための教育活動を推進し、生涯学習社会の構築に寄与する。 ----- 【148-4】 大学開放事業の積極的展開を図り地域社会に貢献する。 ----- 【148-5】 帯広農業高等学校との協定に基づく連携事業を推進する。 -----	○ 帯広市および地域との連携事業 平成17年に帯広市と締結した包括連携協定に基づき、教育及び人材育成、生涯学習、学術研究、産業の振興、まちづくりに関する多くの事業を引き続き行っている。特に、人材育成においては、平成19年に採択された科学技術振興調整費による「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業、「社会人学び直しニーズ対応教育推進プログラム」では、平成19年に「生産獣医療技術研修プログラム」、平成20年には、「食品衛生にかかわる人材育成プログラム」の採択による事業を引き続き推進した。また、市内教育機関への出前事業及び体験授業を実施し、社会人のみならず小、中、高校生を対象に数多くの事業を展開し、その主な事業は下記のとおり。 ・ 市民大学講座 3講座 7回 ・ 理科実験講座 3講座 ・ 市内小中学校への出前授業 9回、体験入学 1回、職場体験学習 5人 ・ 公開講座（専門講座） 2講座 ・ 市民開放授業 前期 2科目、後期 2科目 ・ 食育活動への参加 2件 さらに、市民開放授業を受講する市民の自主的な学習サークル活動を支援するとともに、当該活動において調査した大学構内の樹木調査の成果を「環境交流会」（11月7、8日）において市民に紹介する取組も行った。

	【148-6】 地域の農畜産研究機関との連携体制を維持し、地域ネットワークの確立と、情報の共有化を推進する。 ----- 【148-7】 帯広市図書館及び地域の図書館と連携して、地域住民に対するサービスの向上を図る。	○ 帯広農業高等学校との連携事業 公開講座（専門講座）として、8月3～7日に、北海道農学研究会・農業教科担当教員研修「食の安全と品質保証を考える」を実施し、20名が受講した。学校教育支援事業として、出前授業8回（延べ241名受講）、体験入学8回（延べ219名受講）を行った。 3年間にわたり支援してきた「目指セスペシャリスト研究開発事業」成果発表会（12月18日）を本学講堂で行い、終了後に、農業高校教員を対象とした施設見学及び大学説明を行った。また、帯広農業高校には、家畜生産科学実習での校内見学、高校保全林での森林調査、農業教科教育法の視察実習及び教育実習生（5名）の受け入れのほか、年間を通して馬術部との合同練習を行っているなど、多方面にわたり連携している。
【149】 文部科学省が推進する「科学技術・理科大好きプラン」の「サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）事業」及び「スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）事業」などの高大連携を推進するとともに、大学開放事業等の充実を図るため「地域貢献推進室」を設置して、更なる充実に努める。	【149】 文部科学省が推進する「科学技術・理科大好きプラン」を積極的に取り入れ、高大連携、教育関係機関等との連携で、児童生徒の科学技術・理科に対する関心と学習意欲の向上を図り、科学技術・理科教育の推進・発展に寄与する。	○ 地域の農畜産研究機関との連携体制 十勝管内研究機関等の研究者を対象とした2回の情報検索ガイダンス、第5回スクラム十勝シンポジウム「十勝の食と農を活性化する産学官連携の今」（11月5日）、「第8回ヒューマンネット十勝」（9月4日）等を開催した。 ○ 帯広市図書館および地域の図書館との連携 帯広市図書館との共催により小学生を対象とした調べものの講習会（2回）、地域住民に対する情報検索講習会（1回）を開催した。 帯広市図書館の図書を「市民文庫」として、2ヶ月ごとに一般図書を200冊借用して利用に供し、大学での利用拡大を図っている。今年度から、利用手続きの簡略化により、貸出冊数の増大を図った。さらに、市民文庫へのリクエストの受け付けを実施するとともに、貸出期間を1週間から2週間へ延長した。 市民が郷土資料等を身近に閲覧できるよう、帯広市図書館所蔵の絵葉書（67点）のデジタル化に協力した。また、本学で不要となった図書資料については、帯広市図書館及び地域の図書館にも照会して有効活用を図った。
○ 産学官連携の推進に関する具体的方策 【150】 産業界との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制を構築するため、「地域共同研究センター」において、大学の研究シーズと社会のニーズをつなぐ機能、起業支援機能及びマネージメント機能の更なる強化を図る。	○ 産学官連携の推進に関する具体的方策 【150-1】 産業界との間で幅広く包括する継続的かつ総合的な連携体制を構築するため、地域共同研究センターにおいて、特に社会のニーズを把握し、起業支援機能及びマネージメント機能の更なる強化を図る。 ----- 【150-2】 大学の研究シーズ等を統合した教員一覧を更新するとともに、その他研究成果等をホームページに掲載するなど広報の充実を図る。 ----- 【150-3】 広報用のグッズを作製して、リポトリの啓蒙活動を行い、コンテンツの収集を推進する。 学位論文を重点に収集する。 システムの改良を行い、個々の研究者にメールでアクセス状況を通知する等、コンテンツ提供者に対するフィードバックを行う。 ----- 【150-4】	○ 教育に関する企画公募事業への取り組み 平成16年に設置された地域貢献推進室を中心に生涯学習等の地域貢献事業を組織的に引き続き行っている。主な事業として、SPP事業、理数系教員指導力向上研修、地域の科学舎推進事業等を多数実施した。また、それらの事業に学生をTAとして起用し、学生の社会活動参加への推進・支援を行った。 事業内容は下記のとおり。 ・SPP事業 帯広第八中学校において、「大山緑地周辺環境が大山緑地の地下水位に与える影響」と題して出前授業を行い、延べ108名が参加した。（6月26日～11月4日：6回開催） 本学において、「いろいろなロボットの世界とその仕組みやモノづくり」と題して開催し、地元小学校5～6年生の25名が参加した。（2月27日） ・理数系教員指導力向上研修 本学において「中学校理科教員のための実践的プログラムー身の回りの科学ー」を開催し、十勝管内中学校教員20名が参加した。（10月15～16日） ・地域の科学舎推進事業 北十勝・然別糠平地方及びひがし大雪博物館において、「北十勝の火山と湖を訪ねるジオツアー」を開催し、市民30名が参加した。（10月17日～18日） ○ 地域共同研究センターの機能の充実 地域共同研究センターでは、引き続きシーズ集の改訂を毎年行い、最新の研究成果の収集・蓄積を図るとともに、地域経済団体における各種会議等への委

	地域共同研究センターを軸に大学の研究シーズと地域のニーズを基に、地域参加型プロジェクト研究の検討を推進する。 ----- 【150-5】 多方面にわたる社会的実務経験者等に共通教育科目の授業担当を依頼し、授業内容の充実を図る。	員派遣や講演会等への講師派遣による社会ニーズの把握、帯広信用金庫が四半期毎に発行している情報誌「NEXT WAVE」に地域共同研究センターの活動状況などを毎号掲載し、情報の発信を行っている。また、金融機関との協定締結により人的交流、共同研究等を進めたほか、十勝版事業化評価委員会への参加による新規事業展開の支援、大学発ベンチャー企業設立の企画・支援など、計画に掲げる諸機能の強化と産業界との連携体制の構築を進めた。これらの取組により、共同研究、受託研究の受け入れを高水準で維持するとともに、研究成果物の実施化を実現している。
○ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【151】 環太平洋・アジア地域からの留学生受入れと派遣留学生の拡大のため、経済的支援策の工夫により留学生交流の更なる充実を図る。	○ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 【151-1】 留学生の受入について、環太平洋・アジア地域を中心に更なる充実を図る。 ----- 【151-2】 私費による派遣留学生への経済的支援方策を検討する。 ----- 【151-3】 留学生のための英語による講義・実習を充実する。 ----- 【151-4】 国際協力事業推進のための人材確保に努める。	○ 地域参加型プロジェクト研究の検討 引き続き、スクラム十勝戦略計画チーム会議を2回開催し、構成機関間の個別の研究者により活発に行われている共同研究について整理し、大きなテーマで組織的に取り組むことについて検討を行った。また、地域貢献の一環として、平成20年度より開始した共同研究ファンド「街育プラザ事業」について、本年度も課題を一般公募した結果、5件の応募があり、外部有識者を含む運営委員会の選考により、2件を採択し、課題の解決に取り組んだ。この成果報告会（3月24日）は、帯広市のとかちプラザにおいて開催し、地域に公開した。また、昨年度及び今年度の成果報告書を3月に作成し、関係機関に配付して周知を図った。 ○ 社会的実務経験者講義による授業内容の充実 「国際農業開発協力論」において、JICA専門家を招へいし国際協力と途上国の実情の講義を行った。また、「国際比較畜産論」においてJICA専門家を招へいし、世界各地の特徴ある農畜産業について講義を行った。 ○ 留学生交流の推進 （財）帯広畜産大学後援会からの助成による、私費留学生を対象とした奨学金制度の実施、国連大学私費留学生育英資金貸与事業への参加等により、私費留学生への経済的支援の充実を引き続き図った。また、畜産衛生学専攻では、外国人留学生特別選抜に入学料・授業料免除のシステムを引き続き導入するとともに、奨学金を支給する制度を設け、留学生受入環境の充実と経済的支援を引き続き行っている。さらに、平成20年度大学院教育改革支援プログラムに採択された「食の安全確保の国際標準化による実践教育」によって、英語による教育を希望する留学生に十分配慮した教育プログラムを作成するとともに、英語による実習を導入し、英語を実践的なスキルとして用いる能力を効果的に習得させるため、英語で記述された実習マニュアルの作成に着手し、平成22年度の完成を目指している。国際協力事業推進のため、平成21年4月に学務課と研究国際課の改組により新設された国際企画課において、引き続き国際協力推進担当の専門職を雇用するとともに、アフリカ・マラウイ国にて実施中のJICA草の根協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」を推進するため、現地に長期間滞在可能な国際交流のスペシャリスト1名を同プロジェクト調整員として雇用し、人材確保に努めた。 ○ 学術交流協定校との学術・教育交流の充実・促進 本学では、国際機関等との連携による国際協力事業の推進を重視し、学生の海外派遣、海外の大学等との学術交流協定締結に向けた調査等のための外国旅費等に重点的な資源配分を引き続き行っている。また、JICA等の関係機関との連携の強化、現代GP等の外部資金の活用による国際協力事業の推進についても引き続き積極的に進めている。これらの取組によって、畜産国際協力ユニットの必修科目である海外実習、JICAの青年海外協力隊短期派遣制度を利用
【152】 農畜産物由来食品の「安全と安心」に係る高度専門職業人・研究者の養成に資する観点から、関連する海外の大学等への派遣留学等を拡充するため、経済的支援の充実を図る。	【152】 教育交流担当教員又は事務担当者が学術交流協定校を訪問し、学術・教育交流の充実・促進を図る。	
○ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【153】 「原虫病研究センター」を中心に生命科学分野の研究拠点（COE）として、外国人研究者の招聘、外国の大学等との研究連携並びにこれらの活動を通して開発途上国への知的支援を積極的に行う。	○ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 【153】 外国人研究者の招聘、外国の大学等との研究連携並びにこれらの活動を通して開発途上国への知識・技術移転の推進を図る。	
【154】 ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農	【154-1】 ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農	

村開発教育国際セミナー及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業である各種研修の実施については、「国際開発協力オフィス」（仮称）を設置して、全学協力体制のもとで更なる充実を図る。	村開発教育国際セミナー及び独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業である各種研修の実施について、国際連携推進オフィスを中心に全学協力体制のもとで更なる充実を図る。 【154-2】 ユネスコのアジア・太平洋地域教育開発計画（APEID）事業である帯広農村開発教育国際セミナーを開催する。また、開催に際しては、地域・自治体等と連携し、事業成果の普及に努める。 【154-3】 APEID事業を更に促進するため、内外への情報提供を行う。 【154-4】 ユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）と連携し、農村開発人材育成のための教育・研究を行う。 【154-5】 独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携して、獣医農畜産分野における国際協力人材を育成するための事業を推進する。	した学生のボランティア派遣を引き続き実施した。平成21年度には、共同研究打合せ、課題発表会、調査、共同研究推進会議を含め、13校の交流協定校に48名の教員を派遣し、学術協定期間が満了となった新疆農業大学（中国）、フエ大学（ベトナム）、マヒドン大学（タイ）との協定更新を決定し、担当教員を派遣して協議を行い、それぞれ締結した。また、ボゴール農業大学（インドネシア）と新たに学術交流協定を締結し、学術・教育交流を充実・促進した。 ○ 「原虫病研究センター」を中心とした外国人研究者の受入れ及び知的支援 原虫病研究センターを中心に、JICAの集団研修コースを毎年実施している。平成21年度は、JICA集団研修「食の安全確保のための人畜共通感染症対策」コースを、平成20年11月から平成21年8月まで、開発途上国7カ国から研修員11名、平成21年11月から平成22年8月まで、開発途上国7カ国から研修員11名を受入れて実施し、開発途上国への知識・技術移転を推進している。また、独立行政法人日本学術振興会の外国人特別研究員等の外国人研究者を、平成21年度は17名受け入れたほか、海外の研究機関等との国際共同研究を引き続き実施するなど、外国の大学等との研究連携を進めている。 ○ JICAとの連携協定に基づく事業の推進 本学では、昭和54年にAPEIDの協同センターに指定されて以来、日本ユネスコ国内委員会との共催で毎年実施している「帯広農村開発教育国際セミナー」（OASERD）及び国際シンポジウムを平成21年8月に開催した。この内容及び報告書は、大学ホームページに掲載し、情報提供に努めた。また、JICAの委託により毎年複数の集団研修コース（2コース）を実施しているほか、JICAが学外で行っている研修コース（13コース）への講師派遣、JICAの要請による海外短期派遣専門家の派遣（4国4名）、国別・地域別研修（4コース）等により、開発途上国への知識・技術移転を引き続き推進した。平成16年に設置された「国際協力推進オフィス」を中心に、これらの国際協力事業を組織的に推進し、各事業の企画・実施に引き続き当たっている。また、平成19年に設置された「連携融合事業推進室」を中心に、JICA青年海外協力隊短期派遣制度による学生派遣やユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）へのインターンシップ派遣を引き続き行ったほか、JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」の実施、IIEPとの連携協力協定に基づいて、本学、IIEP、英国ノッティンガム大学の関係者で国際ワークショップを平成21年9月に開催する等、国際機関との連携事業を引き続き推進している。
--	--	--

Ⅱ 教育研究等の質の向上に関する特記事項

○ 教育研究等の質の向上の状況

1. 一般教養教育の指導方法改善のための組織的取組

基盤教育の基礎学術ゼミナールでは、35人のクラスごとに教員3人を配置して、生命・食料・環境等のトピックに関するディスカッション形式のセミナー、パワーポイントによる発表・討論により、対話討論方式の教育を畜産科学課程において引き続き実践している。平成20年度からは獣医学課程においても基礎学術ゼミナールを実施しており、今後履修する各実験および将来獣医師として関わる各種動物の基本的事項について、体験学習に重点をおいて概括的に理解させることを目的として行っている。また、学生の学力や資質にあった授業形態及び学習指導法の充実のため、e-learningによる英語学習を引き続き行っているほか、平成20年度からは、推薦入試で入学した学生や高校で履修していない学生のため、英語、数学、生物、化学、物理で現役高校教師・OBによる補修科目を開講し、学生の基礎学力向上を図っている。平成20年4月から「教育改善部」を大学教育センター長直轄の「教育改善室」に改編し、FDを積極的に実施するとともに、教育改善のためのFDの実施や企画を行っている。FDについては、学生による授業評価を毎年度の前・後期2回実施し、学内ホームページに評価の結果、授業改善への指針等を掲載し、授業改善等についての情報提供を引き続き行ったほか、FD研修会を毎年複数回開催し、学生の学力や資質にあった授業形態及び学習方法の充実を図っている。平成21年度は、GPA制度について（4月）、メンタルヘルスに関する学生支援について（7月）、成績評価の厳格化について（9月）、卒業生・企業アンケートについて（1月）の4回に渡り開催し、研修会の資料等を大学教育センターWebサイトに教育改善に活用するため掲載した。FD研修会で挙げられた個々の学生指導事例等については、個別の教員が直面している学内問題として共有することにより、学生支援体制の構築に役立っている。

2. 学部教育や大学院教育の指導方法改善のための組織的取組

学長が定めた基本方針である「大学院博士課程の設置・博士課程教育の推進及び修士課程教育の充実」を実現するため、修士課程において、すでに畜産衛生学専攻で導入している大学院教育の実質化について、畜産衛生学専攻を除く3専攻でも実施すべく、「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG」において検討された。検討結果は「人材養成目標の明確化」と「教育プログラムに重点をおいた大学院教育」「4学期制」「専攻間の講義の相互乗り入れ」「インターンシップ演習（選択科目）の設定」を再編の基本方針とする「大学院畜産学研究科3専攻再編検討WG」の答申にまとめられ、役員会等の審議を経た上で平成21年6月に設置審査資料を文部科学省に提出した。その後、設置審で認可され、設置報告書を提出し、平成22年4月から新たな修士課程3専攻としてスタートした。

3. 学部学生や大学院学生の成績評価方法等の改善のための組織的取組

平成20年度より、教育改善部を審議機関である部体制から、スタッフ制の室体制に移行し、実施組織としての機能を強化している。

大学教育センター教育改善室では、学生による授業評価を毎年前期・後期各1回実施し、結果を学内ホームページに公開するとともに、評価結果の活用方法や授業改善の指針を示して、教員の自主的な教育改善を引き続き支援している。平成21年度には、成績評価基準及び評価方法の改善策を講じることを目的に教育改善室において成績評価に関するアンケートを実施した。その集計結果を第3回FD研修会（平成21年9月）及び第4回FD研修会（平成22年1月）において検討し、成績評価基準及び評価方法の改善に役立てた。

4. 個性・特色の明確化を図るための組織的取組

基盤教育の「基礎学術ゼミナール」において、35名単位の6クラス制とし、各クラスに3名の担任教員を配置して生命・食料・環境をキーワードとしたテーマを決めて、レポート作成、パワーポイントによるプレゼンテーションを行っている。また、プレゼンテーションに対して討論を行い、双方向授業を行っている。当該科目は、平成20年度以降獣医学課程においても、今後履修する各実験および将来獣医師として関わる各種動物の基本的事項について、体験学習に重点をおいて概括的に理解させることを目的として実施している。また、共通教育の全学農畜産実習において、畜産フィールド科学センターと連携し、搾乳実習、豚の飼育、畑作などを行い、農畜産物への幅広い興味や問題意識を育てるとともに、実習項目に関して授業評価アンケートを実施した。その結果を大学教育センターにおいて効果を検証し、平成21年度の実習では、内容に一貫性を持たせるための日程の変更や順序の改善を行うとともに、学生の希望が多かった羊の毛刈りを復活させた。平成20年度大学改革において、畜産学部の獣医学科と畜産科学科を獣医学課程と畜産科学課程に移行し、獣医・農畜産学の境界領域の科目選択を可能にしたこと、獣医学課程のカリキュラムに畜産学課程の科目、畜産科学課程のカリキュラムに獣医学課程の科目を公開・提供し、獣医・農畜産融合教育を行い、平成21年度においても継続して実施している。学生から提出された研究題目届（研究計画）について、学生のキャリアプラン等に配慮し、事前に用意した履修モデル等を参考に、教育・研究指導計画を年度当初に学生に対して明示し、学生の履修や研究の進捗状況を定期的に確認しながら、引き続ききめ細かく個別に履修指導を実施している。特に平成21年度の獣医学科6年生は、教員によるきめ細やかな指導及び少人数グループによる積極的な学習の取組などが実を結び、平成21年度獣医師国家試験を受験した40名が全員合格を果たし、20年ぶりとなる快挙を達成した。

5. 学生支援体制の改善・充実

引き続き、学部1・2年次において、学生10～20名に学生支援教員1人をあてる少人数クラスによる学生支援体制をとっている。学生支援教員は、履修指導から学生生活全般にわたる様々な指導・助言を行うとともに、全学農畜産実習、基礎学術ゼミナールの科目担当教員として、新入生の学生生活への目配りが可能となっている。また、平成20年度の学部教育再編にあわせ、大学教育センター運営会議において、学生支援教員の役割について検討を行い、学生への学習支援としてクラス担任、ユニット担任、卒業研究担当教員を配置している。クラス担任は全教員が担当するようローテーションを決めて配置している。

また、本中期目標期間には、学生相談室で平成16年度にカウンセラーの在室日を週2日から5日に増やし、平成17年度には夏季・冬季等の休業期間中の開室（週2日）を開始したほか、就職支援室で平成16年度から合同企業説明会を開催し、平成17年度以降からは開催回数を年2回に拡大（平成21年11月 71社参加、平成22年2月 45社参加）し、学生支援業務の改善・充実を引き続き進めている。大学教育センターにおいて、TAの取扱に関する要項を定め、配分予算に応じて、物理、化学、生物及び地学の実験、全学農畜産実習等の基盤教育科目、共通教育科目、展開教育科目の実験・実習科目に効果的にTAを配置し、教育支援を行っている。

平成19年度に本学学生相談室カウンセラーを中心に、十勝地方の高等教育機関の学生相談関係者を結ぶネットワークを始動させ、定期的に研修会を実施している。このほか、学内メンタルヘルス等に関する講演会として、3月に『防ごう自殺！ “気づき つなぐ” 見守る” 支援に向けて』と題した講演会を実施、学外の研修会セミナー等として、メンタルヘルス研究協議会（10月3名参加）、全国学生相談研修会（11月2名参加）、全国大学メンタルヘルス研究会（1月1名参加）にカウンセラー等が参加し、相談員の質の向上を図るとともに、これら研修等の内容をFD研修会で報告し、教員に周知している。

就職ガイダンスは、これまでに引き続き、就職活動の心構え、履歴書・エントリーシートの書き方、手紙・メール・面接のマナー等について行うとともに、スーツ着こなしセミナー、メイクアップ講座などを新たに加え、就職活動には欠かせないマナーに関するガイダンスを前・後期に複数回開催している。平成21年度は、前期に3回、後期に6回、合計9回実施した。さらに、教員のための就職支援セミナーとして、11月に外部講師を招へいして開催し、担当教員の資質向上を図った。

6. 研究活動の推進のための有効な資源配分等の取組

引き続き、中期目標・中期計画を内容とする学長の基本方針に基づき、中期目標期間中の人員管理に係る方策として、「任期制の拡大」「教職員の戦略的配置」を積極的に行っている。教員の採用については、研究域を構成する各部門において、教員等の人事に関する要望をとりまとめ、学長のリーダーシップのもと、戦略的な教員人事に関する基本方針を策定している。平成21年度は、3件の教員人事に関する基本方針を策定し、戦略的な教員配置を推進した。また、平成19年4月以降、全ての助教採用者に任期制の適用を拡大している。

また、学内公募型プロジェクト研究経費を活用して、優れた業績を上げた研究者の研究成果を、一般市民に研究成果を発表する機会を設け、平成22年2月に3

日間実施するとともに、処遇面（勤勉手当、昇給等）でのインセンティブ付与を引き続き実施した。各部門におけるFD、研修会等の活動活性化のため、平成20年度に新設された部門運営費を配分している。また、学内公募型プロジェクト研究経費の公募にあたり、実施要領を変更し、「大型研究プロジェクト」を研究部門における研究を対象に公募して配分した。平成22年度予算編成において、平成21年度まで教員個人毎に一律配分してきた基盤的研究経費については、各教員の基盤的活動の水準を維持することとして、配分方法、配分額ともに現行どおりとした。

7. 研究活動の推進のための有効な組織編成

平成20年4月に学部・大学院を通じた一元的な教員所属組織「研究域」が創設され、獣医・農畜産融合の教育研究を推進するために必要な領域で区分する7つの「部門」によって構成し、教員の研究活動は原則として部門を単位として行っている。この中の地域環境学研究部門においては、平成21年度特別教育研究経費で申請した「炭素・窒素・リンの有効利用による環境保全型農法の構築」が採択され、「アグロエコプロジェクト」として実施し、この実施母体として研究を推進している。

また、平成17年3月に組織され、さらに平成21年7月に新たに1機関が加わり6機関となった「スクラム十勝」を母体として、平成17～19年度に実施した都市エリア産学官連携促進事業（一般型）の成果、平成20年度に実施した調査事業の成果を踏まえ、平成21年度には、都市エリア産学官連携促進事業（発展型）に、「食の機能性・安全性に関する高度な技術開発とその事業化によるアグリ・バイオクラスターの形成」が採択され、本学は同事業の中核機関として事業マネジメント・研究開発及びその進捗管理を行い、農畜産物及び加工副産物からの新規機能性素材の開発と、農畜産物及び加工品の安全性確保のための技術の確立及び検査ラボの構築を目指した研究を開始した。

8. 地域貢献事業の組織的取組

本学では、教育、学術、産業の分野で、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とした帯広市との包括的連携協定に基づき、公開講座、教育支援事業等、まちづくり・人材育成の支援、市民大学講座の開講など、市民の生涯学習等への支援を引き続き積極的に行っている。

教育支援、人材育成については、市内の小・中学校を対象とした出前授業、体験入学等を継続して実施した。また、地域再生のための人材育成事業として文部科学省の科学技術振興調整費に平成19年度に採択された「十勝アグリバイオ産業創出のための人材育成」事業を継続して推進させたほか、文部科学省の「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に平成19年度採択された臨床獣医師対象のリカレント教育「生産獣医療技術研修プログラム」、同プログラムに平成20年度に採択された再就職を求める社会人を対象とした食品衛生分野における再チャレンジに役立つ教育プログラム「食品衛生に関わる人材育成プログラム」を引き続き実施した。

高大連携は、協力協定に基づく北海道帯広農業高等学校との連携事業、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）事業による十勝管内の高校教員を対象にした教員研修等を実施している。

9. 産学官連携、知的財産戦略のための組織的取組

知的連携企画オフィスにおいて、9回にわたりオフィス会議を定期的に開催した。ここでは、発明に関する審査を行い、22件中の21件について職務発明と認定して大学帰属とした。出願済みの特許については、厳密な審査によって真に有益な発明についてのみ審査請求を行った。知的財産の活用に関しては、共同出願先に有償の権利譲渡を1件実施、別の1件については民間企業で実施する本学初の契約を締結して実施料収入を獲得した。

産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）により、産学官連携研究員（コーディネーター）1名の雇用や、弘前大学、岩手大学及び山形大学を含めた4大学で構成している「北東ライフサイエンス部門（NLU）」のコーディネーター会議の開催による情報収集等により、ライフサイエンス分野の技術移転体制の強化を図った。同事業を主体として、年3回開催している知的財産セミナーは、構成大学に多地点遠隔講義システムにより配信した。

10. 国際交流、国際貢献の推進のための組織的取組

本学では、国際機関等との連携による国際協力事業の推進を重視し、学生の海外派遣、海外の大学等との学術交流協定締結に向けた調査等のための外国旅費等に重点的な資源配分を引き続き行っている。また、JICA等の関係機関との連携の強化、現代GP等の外部資金の活用による国際協力事業の推進についても引き続き積極的に進めている。これらの取組によって、畜産国際協力ユニットの必修科目である海外実習、JICAの青年海外協力隊短期派遣制度を利用した学生のボランティア派遣を引き続き実施した。平成21年度には、共同研究打合せ、課題発表会、調査、共同研究推進会議を含め、13校の交流協定校に48名の教員を派遣し、学術協定期間が満了となった新疆農業大学（中国）、フエ大学（ベトナム）、マヒドン大学（タイ）との協定更新を決定し、担当教員を派遣して協議を行い、それぞれ締結した。また、ボゴール農業大学（インドネシア）と新たに学術交流協定を締結し、学術・教育交流を充実・促進した。

昭和54年にAPEIDの協同センターに本学が指定されて以来、日本ユネスコ国内委員会との共催で毎年実施している「帯広農村開発教育国際セミナー」（OASERD）及び国際シンポジウムを平成21年8月に開催した。この内容及び報告書は、大学ホームページに掲載し、情報提供に努めた。また、JICAの委託により毎年複数の集団研修コース（2コース）を実施しているほか、JICAが学外で行っている研修コース（13コース）への講師派遣、JICAの要請による海外短期派遣専門家の派遣（4国4名）、国別・地域別研修（4コース）等により、開発途上国への知識・技術移転を引き続き推進した。平成16年に設置された「国際協力推進オフィス」を中心に、これらの国際協力事業を組織的に推進し、各事業の企画・実施に引き続き当たっている。また、平成19年に設置された「連携融合事業推進室」を中心に、JICA青年海外協力隊短期派遣制度による学生派遣やユネスコ国際教育計画研究所（IIEP）へのインターンシップ派遣を引き続き行ったほか、JICA草の根技術協力事業「マラウイ耕畜連携システムによる食料の生産性向上と安定的確保」の実施、IIEPとの連携協力協定に基づいて、本学、IIEP、英国ノッティンガム大学の関係者で国際ワークショップを平成21年9月に開催する等、国際機関との連携事業を引き続き推進している。

○ 附置研究所・研究施設の「全国共同利用」について

1. 全国共同利用の推進に向けた取組

全国共同利用の研究施設である原虫病研究センターは、平成21年3月に文部科学省へ共同利用・共同研究拠点申請を行い、6月に「原虫病制圧に向けた国際的共同研究拠点」として認定された。国内外の関連研究機関との共同研究について、公募による共同研究を実施（平成21年度実施分：10件、平成22年度実施分：13件）し、国内はもとより海外の大学等と原虫病研究の推進を図っている。そのほか、公募以外で実施している共同研究は、国内の研究機関等25件、国外の研究機関等13件と実施している。また、平成17年度から実施している文部科学省が推進している国内外の大学等の研究機関の連携による「新興・再興感染症クラスター」事業には引き続き参画し、本事業による国際監視部門の設置並びに国際サーベイランスプロジェクトの推進により、国際研究ネットワークの形成、海外における共同研究を促進している。さらに、平成19年のOIEリファレンス・ラボラトリー認定、平成20年のOIEコラボレイティング・センター認定等により、原虫病研究の中核組織として研究を推進している。

（評価の視点「① 独創的・先端的な学術研究を推進する全国共同利用がどのように行われているか。」関連）

2. 全国共同利用を活かした人材養成の取組

原虫病研究センターを中心に、JICAの集団研修コースを毎年実施している。平成21年度は、JICA集団研修「食の安全確保のための人畜共通感染症対策」コースを、平成20年11月から平成21年8月まで、開発途上国7カ国から研修員11名、平成21年11月から平成22年8月まで、開発途上国7カ国から研修員11名を受入れて実施し、開発途上国への知識・技術移転を推進している。また、独立行政法人日本学術振興会の外国人特別研究員等の外国人研究者を、平成21年度は17名受け入れたほか、海外の研究機関等との国際共同研究を引き続き実施するなど、外国の大学等との研究連携を進めている。

（評価の視点「③ 全国共同利用を活かした人材養成について、どのような取組を行っているか。」関連）

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額 8億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	1 短期借入金の限度額 6億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。	なし

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
なし	なし	なし

Ⅵ 剰余金の使途

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び運営組織の改善に充てる。	平成20年度以前の決算において生じた剰余金について、本年度は、目的積立金を394百万円取り崩し、学生寄宿舍事業等を実施、教育研究の質の向上に充てた。

Ⅶ そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
(単位：百万円)			(単位：百万円)			(単位：百万円)		
施設・設備の内容	予定額	財 源	施設・設備の内容	予定額	財 源	施設・設備の内容	実績額	財 源
・小規模改修	総額 132	施設整備費補助金 (132)	・(稲田) 耐震対策事業 ・小規模改修 ・循環型農業推進バイオマス利用設備	総額 479	施設整備費補助金 (288) 国立大学財務・経営センター施設交付金 (22) 設備整備費補助金 (12)	・(稲田) 耐震対策事業 ・(稲田) 太陽光発電設備 ・(稲田) 耐震エコ再生 ・小規模改修	総額 851	施設整備補助金 (455) (333) (41) 国立大学財務・経営センター施設交付金 (22)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

○ 計画の実施状況等

施設整備 (稲田) 耐震対策事業 図書館 (R2 1,370㎡)、屋内運動場 (S1 820㎡)、学生寄宿舍 (R5 5,370㎡) の耐震改修及び学生会館 (R2 658㎡)、福利厚生施設 (S1 283㎡) の耐震改修及び機能改善改修を計画どおり実施した。 (稲田) 太陽光発電設備 図書館に太陽光発電設備 (50KWH) を計画どおり実施した。	(稲田) 耐震エコ再生 総合研究棟Ⅱ号館 (R3 2,180㎡) の耐震改修及び老朽改善整備を計画どおり実施した。 - 小規模改修 既存施設・設備の老朽化、機能劣化に伴う建物及び設備の更新及び改善整備事項として、講堂、ズートロン実験室、土木工学実験室、萌宥寮の屋上防水改修工事及び屋内運動場の屋根、外壁の塗装工事を計画どおり実施した。
--	---

Ⅶ そ の 他	2 人事に関する計画
---------	------------

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
○ 方針 1. 大学運営の効率的、効果的推進や教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保、任期制の活用、適切な職員の配置及び職員の資質向上を図る。 2. 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 13,656百万円	(1) 平成21年度の常勤職員数 203人 また、任期付職員数の見込みを32人とする。 (2) 平成21年度の人件費総額見込み 2,155百万円	「Ⅰ 業務運営・財務内容等の状況」の「(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置」p.21参照

○ 別表 1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

(平成21年 5 月 1 日現在)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a) (人)	(b) (人)	$(b) / (a) \times 100$ (%)
【学士課程】			
畜産学部			
獣医学課程 (※ 1)	80	84	105.0
獣医学科	160	170	106.3
畜産科学課程 (※ 1)	420	424	101.0
畜産科学科	440	475	108.0
学士課程合計	1,100	1,153	104.8
【修士課程】			
畜産学研究科			
畜産管理学専攻	18	17	94.4
畜産環境科学専攻	48	39	81.3
生物資源科学専攻	16	26	162.5
修士課程合計	82	82	100.0
【博士課程】			
畜産学研究科			
畜産衛生学専攻			
前期課程	30	36	120.0
後期課程	21	33	157.1
博士課程合計	51	69	135.3

○ 計画の実施状況等

- 別表の記載内容について
 - 畜産学部獣医学科及び畜産学部畜産科学科は、平成20年度の改組により、畜産学部獣医学課程及び畜産学部畜産科学課程にそれぞれ変更した。(※ 1) 畜産学部獣医学課程及び畜産学部畜産科学課程の収容定員及び収容数は1年次～2年次となっている。畜産学部獣医学科の収容定員及び収容数は3年次～6年次、畜産学部畜産科学科の収容定員及び収容数は3年次～4年次となっている。
- 収容定員と収容数に差がある理由 (定員充足が90%未満の場合)
 - 畜産学研究科畜産環境科学専攻 (定員充足 81.3%)
1年次に入学した学生が入学定員24名のところ、21名の入学者 (87.5%)、2年次に在学している学生が収容定員24名のところ、18名の在学者 (75%) だったため、畜産学研究科畜産環境科学専攻の定員充足率が81.3%となり、90%を割り込むこととなった。
- 秋季 (平成21年10月) 入学の状況
 - 畜産学研究科畜産衛生学専攻
博士前期課程 5人 博士後期課程 7人

○ 別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成20年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
畜産学部	1,100	1,155	7	1	0	0	22	49	42	1,090	99.1%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
畜産学研究科	133	164	31	6	0	0	4	3	3	151	113.5%

(平成21年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)×100
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留学 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
畜産学部	1,100	1,153	5	1	0	0	20	45	39	1,093	99.4%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
畜産学研究科	133	151	34	6	0	0	3	7	7	135	101.5%

○計画の実施状況等